

集客施設等における噴火時等の 避難確保計画作成の取組事例集 (第2版) (案)



令和3年3月
内閣府（防災担当）

目次

1. 本事例集について	1
2. 対象施設・地区について	2
3. モデル施設における検討事例	
【火口周辺・単独施設】	
事例① 屋外活動施設・滞在施設（牧場及び関連施設） . . .	5
【火口周辺・地区一体】	
事例② 宿泊施設・屋外活動施設・短時間滞在施設 （旅館・キャンプ場他）	8
事例③ 宿泊施設（山小屋）	10
【居住地域・単独施設】	
事例④ 要配慮者利用施設（保育所）	13
事例⑤ 要配慮者利用施設（小中学校）	16
事例⑥ 要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム）	19
事例⑦ 要配慮者利用施設（小学校）	22
事例⑧ 宿泊施設（民宿）	25
【居住地域・地区一体】	
事例⑨ 屋外活動施設 （ロープウェイ、スキー場及び関連施設）	27
事例⑩ 宿泊施設（民宿）	29
4. モデル施設の避難確保計画	31

1. 本事例集について

はじめに ～活火山法改正の背景と概要～

御嶽山の噴火の教訓等により、登山者や旅行者等を含めた一連の警戒避難体制の整備に関する対策の充実が図られることとなりました。

活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）の改正に基づき、**地域防災計画で避難促進施設に指定された施設には、次のことが義務付けられています。**

①避難確保計画の作成

②市町村長への報告

③避難訓練の実施

④避難訓練への参加

避難確保計画策定の義務付け

市町村により避難促進施設の指定を受けた場合、避難促進施設の所有者等は避難確保計画を作成、公表し、市町村への報告を行います。

避難確保計画では次の事項を記載します。

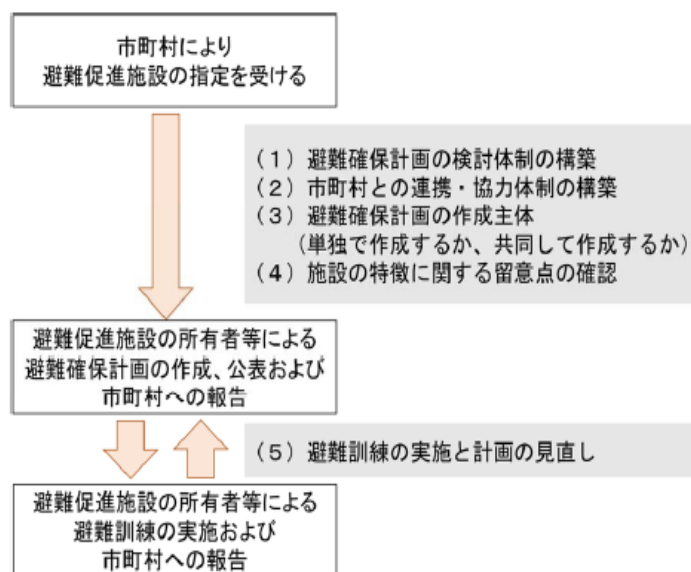
①避難促進施設の**防災体制**に関する事項

②避難促進施設を利用している者の**避難の誘導**に関する事項

③**避難訓練**及び**防災教育**の実施に関する事項

④避難促進施設を利用している者の**円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置**に関する事項

上記の計画に基づき、避難促進施設の所有者等による**避難訓練の実施及び市町村への報告**を行います。



本事例集作成に関する経緯と概要

避難確保計画を作成するに当たり直面するさまざまな課題に対して、全国の施設の参考となるように、**具体的な検討内容や作成した計画を取り上げた事例集**を作成しました。（下表の**赤字**が本事例で紹介する施設）

作成に当たっては、施設管理者、関係行政機関（市町村、都道府県の防災担当部局、内閣府（防災担当））等が一堂に会し、火山ハザードの影響を受ける施設の特徴や実情を考慮した避難確保計画について議論を重ねました。

次ページ以降では、各施設の避難確保計画作成上の課題や作成までのスケジュール、施設への支援や検討の流れをまとめています。

グループ	施設例
交通関係施設	ロープウェイの停留場、鉄道駅 等
宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋、民宿 等
屋外活動施設	キャンプ場、スキー場、動物園 等
短時間滞在施設	観光案内所、飲食店、牧場 等
医療機関	病院、診療所 等
要配慮者利用施設	保育園、小中学校、老人福祉施設

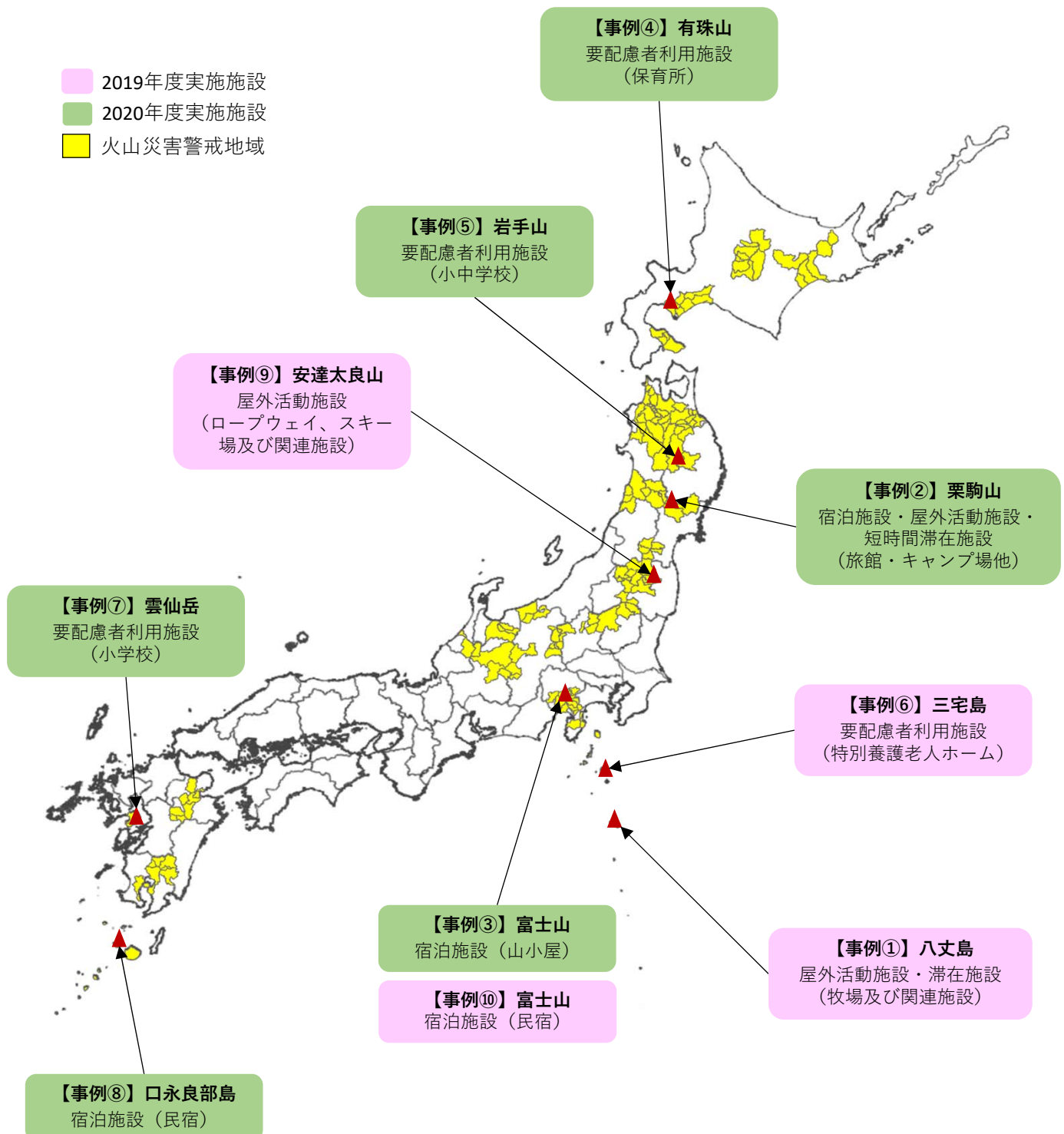
なお、施設の立地や従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なりますので、事例集を参考にする場合には注意してください。

2. 対象施設・地区について

対象施設・地区の概要

本事例集は、以下の施設や地区に係る関係者の方々にご協力いただき、施設管理者等や都道府県、市町村が一堂に会して、避難確保計画の作成に向けて検討し、その内容を取りまとめたものです。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村により避難促進施設の指定を受けた施設において、それぞれ影響する火山現象や利用者数、施設の規模等の特徴や実情を考慮する必要があります。



2. 対象施設・地区について

〈火口周辺地域〉

分類	事例番号	施設種別	関係火山及び 主な火山現象	課題
火口周辺 単独施設	事例①	屋外活動施設・ 滞在施設 (牧場及び関連施設)	【八丈島】 大きな噴石、 溶岩流、 火砕流・火砕サージ、 火山ガス、 降灰後土石流	○避難経路の選定・利用者への 伝達方法 ○少数の職員による避難誘導の 検討
火口周辺 地区一体	事例②	宿泊施設・ 屋外活動施設・ 短時間滞在施設 (旅館・キャンプ場他)	【栗駒山】 大きな噴石 火砕流・火砕サージ	○利用者等への情報伝達方法 ○施設管理者等不在時の情報 伝達方法
	事例③	宿泊施設 (山小屋)	【富士山】 大きな噴石、 火砕流・火砕サージ、 溶岩流、 融雪型火山泥流	○避難確保計画の対象者の範囲 ○緊急時の情報収集伝達の手段 ○夜間に噴火警戒レベルが引き 上げられた時の対応



2. 対象施設・地区について

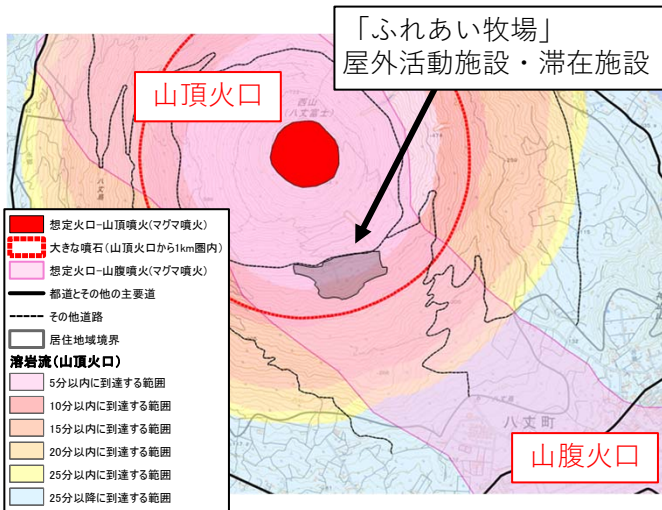
〈居住地域〉

分類	事例番号	施設種別	関係火山及び 主な火山現象	課題
居住地域 単独施設	事例④	要配慮者利用施設 (保育所)	【有珠山】 大きな噴石、 火砕流・火砕サージ、 火山灰	○避難手段の確保 ○保護者に火山防災について 理解してもらうための効果的 な方法 ○避難確保計画の全体像の把握
	事例⑤	要配慮者利用施設 (小中学校)	【岩手山】 融雪型火山泥流、 溶岩流、 小さな噴石、 火山灰	○噴火警戒レベルの引上げが無 いまま噴火した場合の避難の 可否 ○融雪型火山泥流から緊急退避 をする場所
	事例⑥	要配慮者利用施設 (特別養護老人ホーム)	【三宅島】 大きな噴石、 溶岩流、 火砕流・火砕サージ、 火山ガス、 降灰後土石流	○避難を確保すべき対象者の 整理 ○医療・介護のために施設へ 留まる判断基準 ○避難を実施する際の搬送方法 について ○施設利用者へのケアについて
	事例⑦	要配慮者利用施設 (小学校)	【雲仙岳】 火砕サージ、 小さな噴石、 火山灰	○複数の火山現象が想定され る中での避難の考え方 ○保護者への引渡し方法 ○指定避難所までの避難手段
	事例⑧	宿泊施設 (民宿)	【口永良部島】 大きな噴石 火砕流・火砕サージ	○宿泊者の避難手段 ○島外避難までの待機場所
居住地域 地区一体	事例⑨	屋外活動施設 (ロープウェイ、スキー 場及び関連施設)	【安達太良山】 大きな噴石、 融雪型火山泥流	○季節に応じた避難確保計画の 検討 ○同一火山における同種の避難 促進施設について
	事例⑩	宿泊施設 (民宿)	【富士山】 大きな噴石、 溶岩流	○地区一体としての避難誘導の 検討 ○外国人利用者への避難誘導



【八丈島】

3. 事例① 屋外活動施設・滞在施設（牧場及び関連施設）



施設概要

- ◇山頂噴火想定火口域から約1km圏内に位置している屋外活動施設・滞在施設である。噴火警戒レベル2の場合は、規制の範囲外への避難が必要となる。
- ◇従業者数：4人（常駐販売員）
最大利用者数：30人（牧場、休憩舎、展望台）
施設管理のため町職員1名が牧場を管理
- ◇噴火警戒レベルと避難対応の目安
レベル2（火口周辺規制）：範囲内
レベル3（入山規制）：範囲内
レベル4（避難準備）：範囲内
レベル5（避難）：範囲内

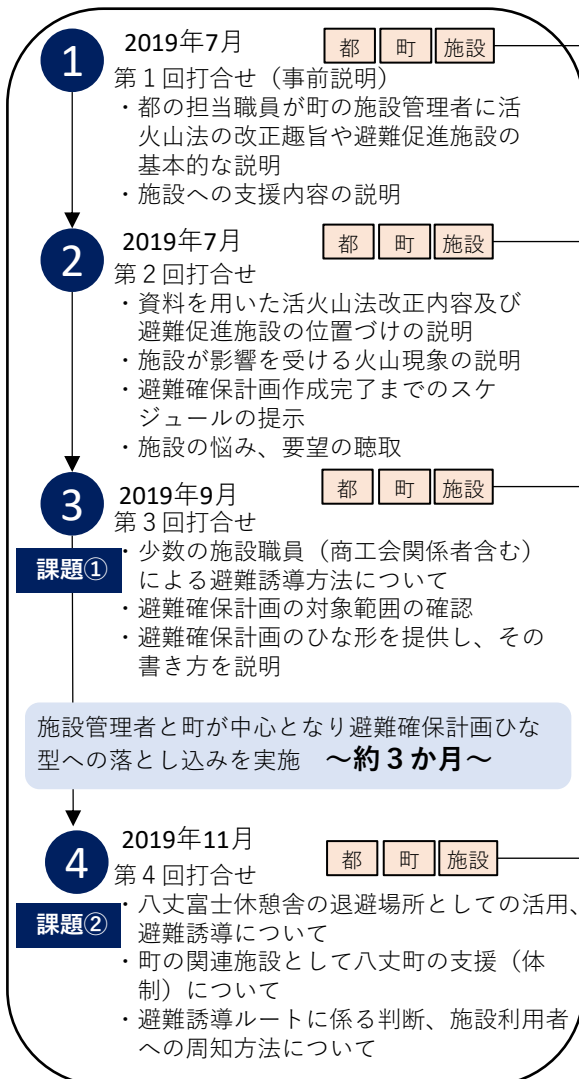
影響のある火山現象

大きな噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流

課題

- 課題① 避難経路の選定・利用者への伝達方法
- 課題② 少数の職員による避難誘導の検討

支援・検討の流れ



都担当職員による避難促進施設指定に関する説明

活火山法に基づき、避難促進施設に指定された施設の所有者等は今後、「避難確保計画」を作成・公表するとともに、これに基づく訓練の実施、町への実施結果の報告義務が生じることを説明した。
「避難確保計画」の作成に向け、都が施設所有者に必要な助言や情報提供を行うことを説明した。

施設に影響する火山現象と施設が抱える課題の共有

都、町、施設管理者の3者で施設が影響を受ける火山現象の種類、範囲等を確認した。また、施設が行う情報伝達や避難誘導面での課題を現地で確認し、避難実施に向けた施設管理者の要望を集約した。

施設の課題共有と避難確保計画の作り方について

町が施設管理者に避難確保計画ひな形の記載方法を説明した。また、限られた施設職員（常時1人～2人）を想定した場合の現実的な避難経路の周知策を検討した。

施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認

施設管理者が作成した避難確保計画（案）を基に読み合わせを行い、退避場所での避難誘導方法等について対応可否を協議し、町職員による（現場）支援の必要性を確認した。また、施設職員による現場の対応方法を簡易にとりまとめる方法（施設内に掲示するフローやチャシ）を検討・作成した。

課題①～②は次ページの「課題への取組①～②」に該当

【八丈島】

3. 事例① 屋外活動施設・滞在施設（牧場及び関連施設）

課題への取組① 避難経路の選定・利用者への伝達方法

検討の中で発生した課題

噴火時等の状況（火口位置、現象の影響方向等）により避難に適した方向が変わるため、適切な避難経路を選定して避難誘導を行う必要がある。少ない職員数でどのように利用者へ伝えれば良いか。

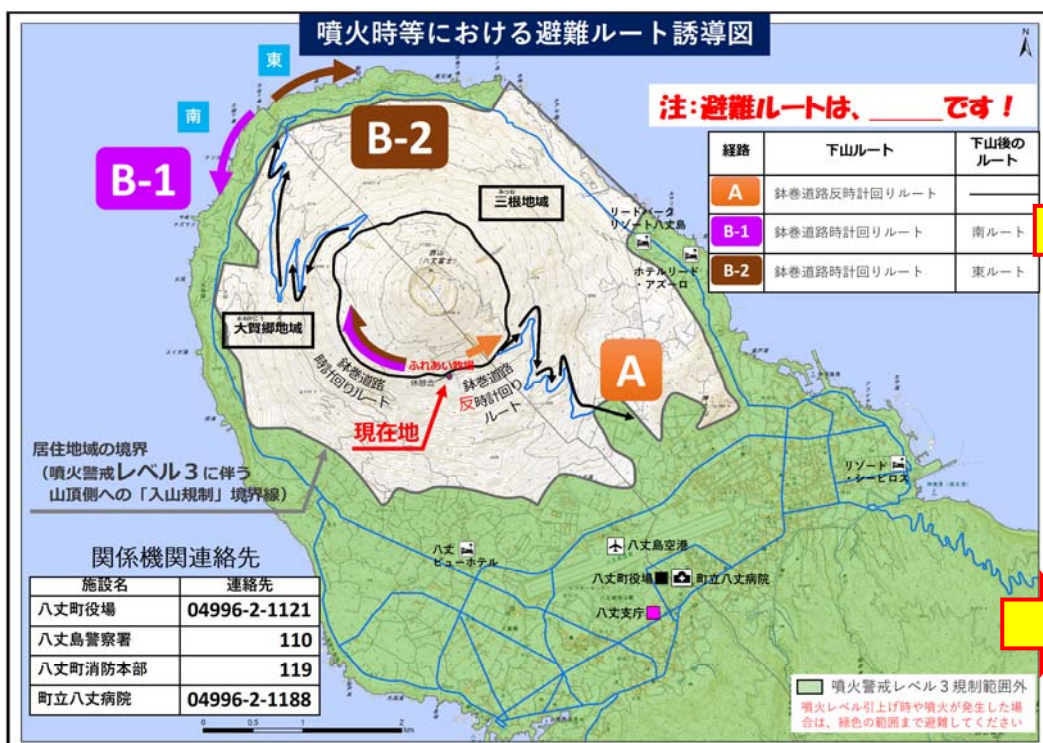
検討内容

八丈島では、八丈富士の山腹で噴火する可能性もあることから、噴火する場所によって避難に適さない避難ルートが生じることが懸念された。そのため、利用者等に噴火時等の状況を的確に情報提供し安全に下山を促すことができるよう、適切な避難経路の情報収集・情報伝達方法について検討した。

検討結果

火口の発生地点等によって避難ルートが異なることを利用者等に伝達するために「避難誘導マップ」を作成した。牧場にいる職員等が町からの情報を基に想定される3つの避難方向（A, B-1, B-2）を図示して、利用者へ適切な避難経路の説明に用いることとした。

少ない職員数で、多くの利用者に一度に情報を伝えられるように避難ルート誘導図をA1版で作成し、休憩舎に掲げると共に、牧場に来る者のほとんどが土地勘を持たない観光客であることから、配布用の同誘導図（A4版）も合わせて配備した。



避難に用いる道路は3経路あるため、火山活動の状況に合わせて、避難経路を図示できるようにした。

噴火警戒レベル3（居住地域の境界付近まで影響が及ぶ）の影響範囲の外を緑色に着色し視覚的に把握できるようにした。

地理院タイルに避難する範囲の目安（噴火警戒レベル3の規制範囲外）や避難経路、主要地物名の情報を追記して掲載しています。

【八丈島】

3. 事例① 屋外活動施設・滞在施設（牧場及び関連施設）

課題への取組② 少数の職員による避難誘導の検討

検討の中で発生した課題

施設には、職員1名及び休憩舎の販売員1名が駐在するのみであり、不特定多数の利用者に対してどのように情報提供や避難誘導を行ったらよいか。

検討内容

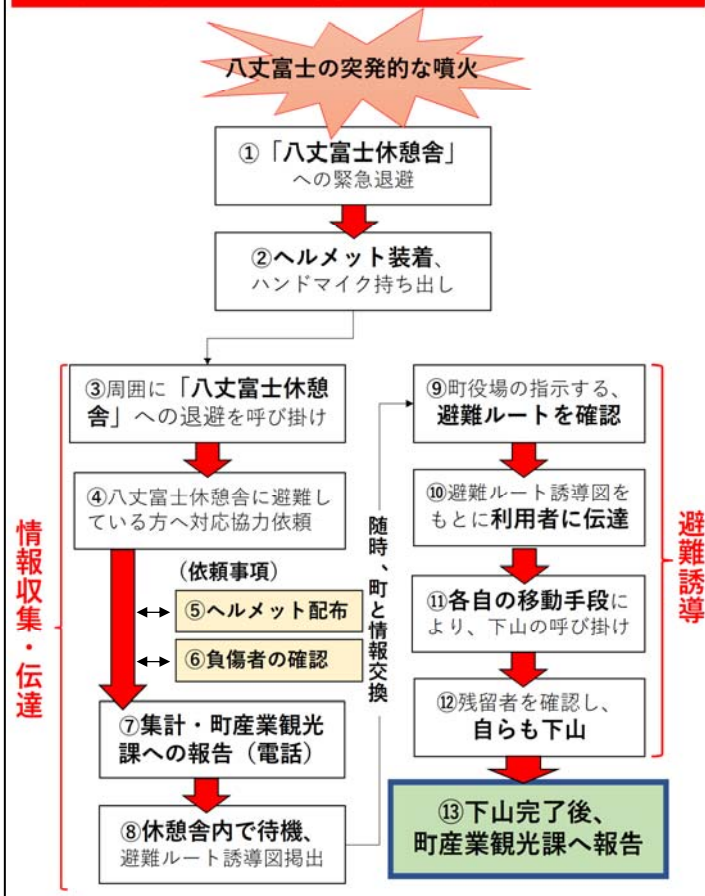
牧場内で、利用者がいる範囲から緊急退避の可能な施設は休憩舎のみであることから、噴火時等はまず「休憩舎に退避」することを伝えたり、職員又は販売員が施設に退避した利用者を確実に避難誘導できるようにする必要があった。そのため、限られた人員で噴火時の情報収集や避難誘導を効率的に実施する方法を検討した。検討に際しては、町の職員ではない従業員（委託業者の販売員）でも対応可能な方法であることも重視した。

検討結果

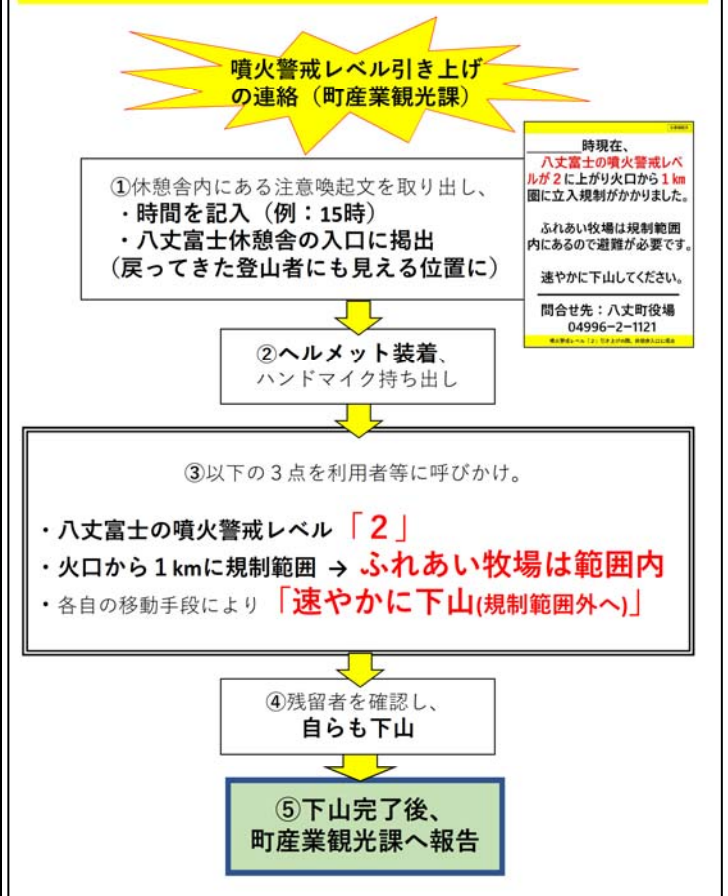
噴火時等には利用者が身の安全を確保できる休憩舎から展望台等にいる観光客に対して緊急退避を呼びかけることとした。また、今後ハンドマイクの整備を検討することとした。

さらに突発的な噴火や噴火警戒レベルの引上げ時に、休憩舎に駐在する職員・販売員が避難誘導できるように対応フローを作成し、常時掲出しておくこととした。

業務時間内に八丈富士が突如噴火した場合

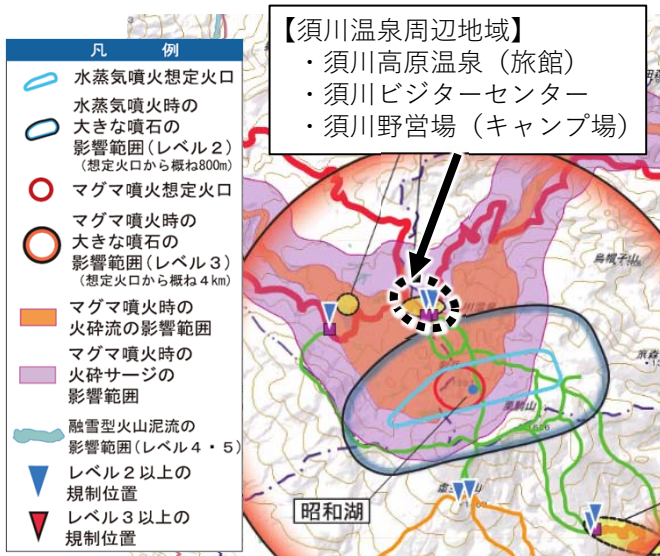


噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合



【栗駒山】

3. 事例② 宿泊施設・屋外活動施設・短時間滞在施設（旅館・キャンプ場他）



施設概要

◇想定火口から約1kmの場所に複数の施設が集まっている地域であり、噴火警戒レベル3の場合に、規制範囲外への避難が必要な地域である。
旅館以外の施設は、夜間は管理者が不在となる。

◇人数等

	日中		夜間	
	従業員数	最大利用者数※	従業員数	最大利用者数※
旅館（代表施設）	25人	約900人	20人	約200人
ビジターセンター	5人	約60人	0人	0人
キャンプ場		約5人		約5人
周辺の登山者・観光客等		約1700人		約30人

※最大利用者数は推定値

◇噴火警戒レベルに応じた規制等の範囲と地域の位置関係

レベル2（火口周辺規制）：範囲外
レベル3（入山規制）：範囲内
レベル4（避難準備）：範囲内
レベル5（避難）：範囲内

影響のある火山現象

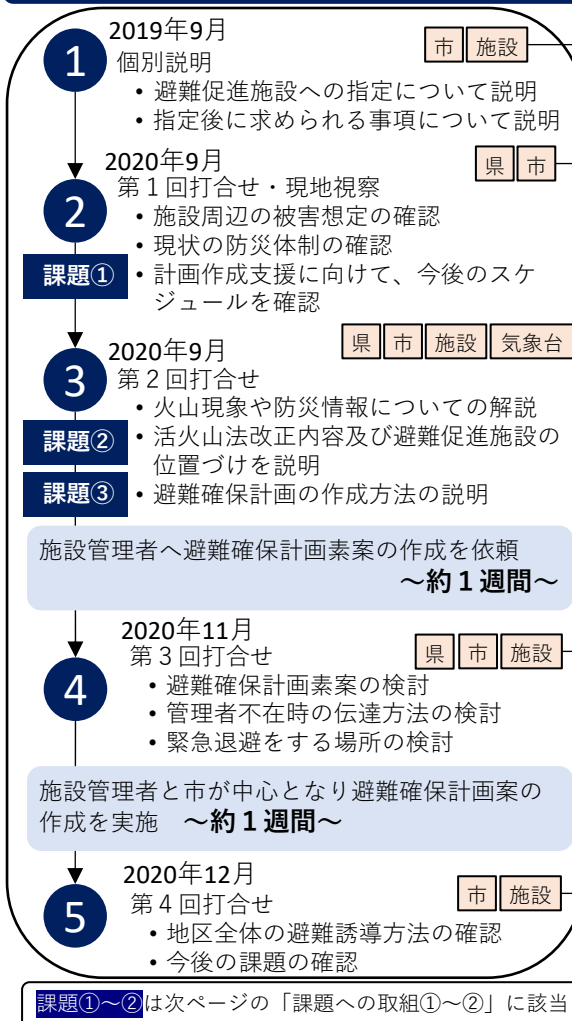
大きな噴石、火砕流・火砕サージ

課題

課題① 利用者等への情報伝達方法

課題② 施設管理者等不在時の情報伝達方法

支援・検討の流れ



施設管理者への個別説明の実施

避難促進施設へ指定するにあたり、避難促進施設の役割や避難確保計画作成の必要性について、**市職員が各施設へ個別に説明**した。

行政機関による認識共有

施設周辺の被害想定や現状の防災体制について共有を図るとともに、支援の方向性やスケジュールについての検討を行った。また、**現地視察を実施**し、施設周辺の防災体制や課題について確認した。

想定される現象の確認と避難確保計画作成方法の説明

気象台から施設向けに、**想定される火山現象と発表される防災情報についての解説**を行った。また、市職員から避難確保計画の作成方法を説明した。地区内には夜間の管理者が不在となる施設が存在し、地区として連携した避難誘導を行う必要があるため、**地区一体で計画を作成**することとした。

施設の課題共有と避難確保計画素案の検討

地区内での情報伝達手段について確認した。併せて、夜間の管理者が不在となる施設が存在するため、**夜間の情報伝達方法について検討**した。また、各施設の構造や収容可能人数等を基に、地区内及び建物内での緊急退避をする場所（施設内のより安全な場所）を検討した。

施設管理者との避難確保計画案の記載内容の確認

参加者全員で避難確保計画案を読み合わせ、地区内における避難誘導手順を確認した。併せて、今後継続して実施していくべき課題等について共有した。

【栗駒山】

3. 事例② 宿泊施設・屋外活動施設・短時間滞在施設（旅館・キャンプ場他）

課題への取組① 利用者等への情報伝達方法

検討の中で発生した課題

施設内及び施設周辺には、通信環境の問題で、携帯電話の利用が困難な場所がある。噴火時等には、自ら情報を得ることが難しい利用者等への情報伝達をどのように行うか。

検討内容

市としては、防災行政無線がない施設周辺にいる利用者等へ防災情報を伝達する手段として、「緊急速報メール」や「いちのせきメール」等の活用を検討した。しかし、当地区には通信環境が悪い場所があり、いずれの手段も情報伝達には不確実であることが懸念された。そこで、代表施設を中心として、各施設が連携し情報伝達を行うための体制について検討した。

検討結果

市からの連絡が必要な際は、固定電話・FAX等を用いて代表施設の旅館へ情報を伝達し、旅館からビジターセンター及びキャンプ場の管理者へ情報を伝達することとした。施設外にいる利用者等に対しては、旅館が、市から貸与されている可搬型広報スピーカーを操作して広報する。施設内にいる利用者に対しては、各施設から情報を伝達する。



地区内広報用のスピーカー
（可搬型広報スピーカー）

課題への取組② 施設管理者等不在時の情報伝達方法

検討の中で発生した課題

夜間、管理者が不在となるキャンプ場の利用者に対して、噴火警戒レベルの引上げ等の情報伝達や避難誘導は、誰がどのように行えばよいか。

検討内容

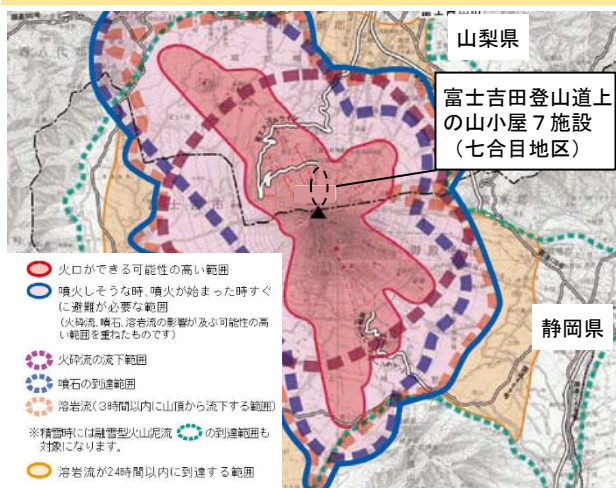
日中は隣接するビジターセンターが管理者となるため、キャンプ場利用者に対する情報伝達や避難誘導は問題ない。しかし、夜間はその管理者が不在となり、また、防災行政無線もないため、情報伝達等が難しい状況になる。なお、市役所等がある中心市街地からは、車で約1時間かかるため、広報車を出しても緊急時には時間がかかりすぎる。さらに、携帯電話の電波も不安定なため、防災メールの送付だけでは周知が不確実であることが想定される。そこで、地区一体での計画作成の利点を活かし、地区内での連携をいかに生かしていくか、という観点で検討した。

検討結果

隣接する旅館と地区一体の計画を作成し、夜間は、旅館の従業員にキャンプ場への情報伝達等を依頼することとした。また、噴火時等にとるべき行動が記載されている資料を、キャンプ場受付時に配布したり、利用者の目につきやすい場所に掲示したりすることで周知を図り、利用者自身で身を守る行動がとれるようにした。

【富士山】

3. 事例③ 宿泊施設（山小屋）



施設概要

- ◇想定火口域内に位置している山小屋であり、噴火警戒レベル3で避難が必要となる。なお、富士吉田登山道上の15の山小屋のうち、七合目の7施設を地区一体のモデル施設とした。
- ◇7施設の最大利用者数の合計：約1000名
各施設の従業員数：4～15名
各施設の最大利用者数：70～260名
- ◇噴火警戒レベルに応じた規制等の範囲と施設の位置関係
レベル3（入山規制）：範囲内
レベル4（避難準備）：範囲内
レベル5（避難）：範囲内

※富士山では噴火警戒レベル2は運用されないが「臨時の解説情報」で登山自粛となる。

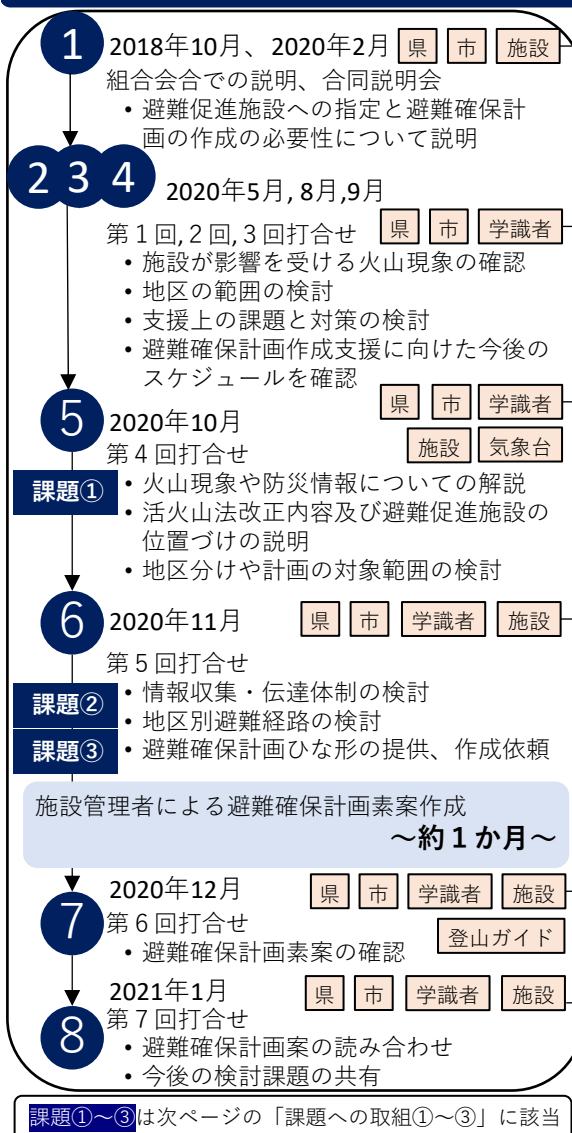
影響のある火山現象

大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流

課題

- 課題① 避難確保計画の対象者の範囲
- 課題② 緊急時の情報収集伝達の手段
- 課題③ 夜間に噴火警戒レベルが引き上げられた時の対応

支援・検討の流れ



避難促進施設指定に関する説明

山小屋組合の会合や県・周辺市町村が合同で開催した説明会で、施設管理者に避難促進施設の指定等の説明を実施した。

行政機関による認識共有

行政機関と学識者のみで集まり、施設周辺の防災体制を確認するとともに、登山道上の山小屋15施設の地区分けの案を検討した。また、情報伝達手段や避難経路、避難誘導者の責任等について確認した。

火山現象の確認と地区分けや情報伝達方法の検討

想定される火山現象や発表される防災情報について気象台から解説した。また、地区一体で作成する際の地区分けや計画の対象範囲、県や市、施設間の情報伝達方法について検討した。

避難誘導方法の検討

地区に応じたグループに分かれ、大判図面を活用したグループディスカッションを行い、緊急時における地区別の避難経路の確認や避難のタイミング、夜間における下山の実効性を検討した。

避難確保計画素案の確認

突発的噴火時の避難誘導の部分を中心に、避難確保計画素案の読み合わせを行い、避難誘導方法等を確認した。

避難確保計画案の確認

避難確保計画案を読み合わせるとともに、施設から離れた登山道にいる登山者の避難誘導方法等、今後検討すべき課題についても共有した。

【富士山】

3. 事例③ 宿泊施設（山小屋）

課題への取組① 避難確保計画の対象者の範囲

検討の中で発生した課題

施設から離れた位置にも登山者が多数いるが、施設の外にいる登山者をどこまで避難確保計画の対象者とするべきか。

検討内容

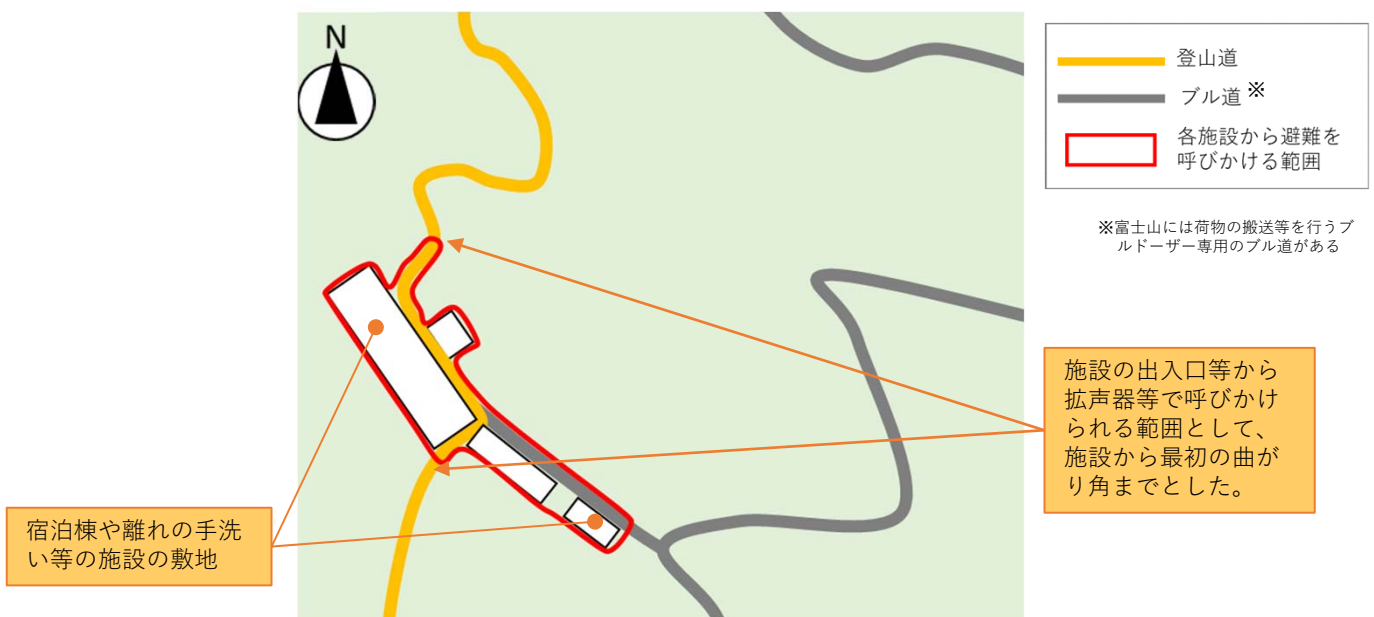
施設利用者を計画上の対象者とする、利用者には宿泊者の他に、物品購入のために立寄る者や手洗い利用者、ベンチで休憩する者等がいる。また、時間帯によっては、宿泊予定者は施設周辺にいないことも想定される。施設の外にいる登山者の対象範囲は、原則として施設敷地内にいる者とし、その他の者については、従業員等が自身の身の安全を図りながら避難を呼びかけられる範囲で対応する。そのような条件下で、避難確保計画の対象とする範囲について検討した。

検討結果

施設の従業員等が自身の安全を確保しながら呼びかけられる範囲は、施設の出入口等から拡声器等で声が届く範囲とした。施設の範囲については、避難確保計画を確認すれば臨時的従業員でも容易に把握できるよう、図上で明確に記した。

また、施設の周辺にいない宿泊予定者については避難確保計画の対象外とし、可能な範囲で電話連絡等による情報伝達を行うこととした。

〈避難を呼びかける範囲の避難確保計画の記載例〉



〈宿泊予定者への連絡の記載例〉

④利用者等への伝達

各施設は、避難のタイミングや避難経路等を利用者等に伝達する。また、可能な範囲で、施設周辺にいない宿泊予定者にも電話連絡等を行う。

限られた人員で避難誘導の対応を行うため、施設周辺にいない宿泊予定者に対しては可能な範囲で連絡を行う

【富士山】

3. 事例③ 宿泊施設（山小屋）

課題への取組② 緊急時の情報収集伝達の手段

検討の中で発生した課題

噴火時等に登山者が一斉に携帯電話を使用すると輻輳状態が発生し、施設が市等と連絡がとれなくなる可能性があり、施設利用者への情報提供が難しくなる。

検討内容

施設が市等と緊急時に連絡し、避難に関する協議等ができるように、情報伝達手段や情報伝達系統について検討した。施設が平常時に使用することができる通信手段には、固定電話（一部の施設）や携帯電話の他に、無線機（五合目にある県総合管理センターとやり取り可能）、登録制防災メール（県・市からの連絡の受信専用）がある。固定電話、携帯電話による通話が使用できなくなった場合でも、防災メールと無線機は使用できる可能性が高い。また、施設間で情報共有できる仕組みとして、無料通話アプリのメッセージ機能等も1つの手段として考えられた。

検討結果

電話が使用できない場合、施設と県・市との連絡手段は、無線機を用いることとした。協議した内容について、地区の代表施設から構成施設に伝達する手段としては、無線機や無料通話アプリ等とした。また、防災メールは市等から発表される立入規制の実施や噴火警戒レベルの引上げ等の情報を入手する手段として活用することとした。

〈情報の収集伝達手段と主な活用方法の避難確保計画の記載例〉

手段	主な活用方法
電話連絡（固定・携帯）	・市等から発表される情報の収集や市等との協議 ・代表施設と地区構成施設間の情報共有
メール（山梨県災害情報メール、富士吉田市メールマガジン、緊急速報メール）	・噴火警戒レベル引上げ等の火山活動の情報や規制の実施などの情報を入手
富士スバルライン自主防災協議会無線機	・県・市等からの情報の収集や協議 ・代表施設と地区構成施設間の情報共有
LINEグループ	・代表施設と地区構成施設間の情報共有

施設が利用できる情報伝達手段とその手段に応じた主な活用方法を整理して記載

課題への取組③ 夜間に噴火警戒レベルが引き上げられた時の対応

検討の中で発生した課題

富士山では、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、五合目以上の登山の自粛が呼び掛けられ、噴火警戒レベル3で入山規制となる。噴火警戒レベルが引き上げられた場合には、下山することが基本となるが、夜間においても下山を促した方がよい。

検討内容

富士山では、登り専用の登山道と下り専用の下山道を分けて利用している区間があるが、七合目の施設から下山道までは距離があり、緊急時の下山において下山道を利用することが難しい。一方、登山道は急峻なため、夜間に下山することは困難である。また、下山者による混雑が発生し、登山道以外の場所に立ち入る者が出てくると、落石等の危険も懸念される。

検討結果

噴火の切迫度や想定される火口の位置によって状況は異なるが、夜間の下山は危険が伴うため、利用者には施設内や施設周辺に待機するように促す。その後、施設は市等と連絡を取り、利用者等への対応について指示を仰ぐ計画とした。市等と連絡がつかない場合は、利用者等に既存の防災マップを提示する等の情報提供に努めることとした。

【有珠山】

3. 事例④ 要配慮者利用施設（保育所）



施設概要

- ◇想定火口域から約1kmに位置している保育所である。
噴火警戒レベル4の場合に避難を開始する必要がある。
- ◇乳幼児等：31人（0歳児～5歳児）
職員等：17人
- ◇噴火警戒レベルに応じた規制等の範囲と施設の位置関係
レベル2（火口周辺規制）：範囲外
レベル4（避難準備）：範囲内
レベル5（避難）：範囲内
（有珠山では火山活動活発化時には噴火警戒レベル3は運用されない。）

課題

- 課題① 避難手段の確保
- 課題② 保護者に火山防災について理解してもらうための効果的な方法
- 課題③ 避難確保計画の全体像の把握

影響のある火山現象

大きな噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰

支援・検討の流れ

避難促進施設の指定や避難確保計画について解説

町の防災担当と教育担当部署が連携して、保育所を避難促進施設に指定することや指定後に計画の作成、訓練の実施が必要なこと等を施設管理者に対して説明した。

行政機関による認識共有

行政機関のみで集まり、施設周辺の被害想定や乳幼児数・職員数等施設の基本的な情報、避難先や避難経路等、現状の防災体制について、共有を図った。併せて、支援方法やスケジュールについての検討を行った。

火山現象の解説や施設の課題共有

現地視察を実施し、施設内や周辺の状況、火口との位置関係、避難経路・避難先について確認した。施設管理者の火山防災の基礎知識を深めるため、**気象台に火山現象や噴火警戒レベル等について解説**を依頼した。過去の有珠山の火山活動から、噴火警戒レベル2に上がった場合には短い時間で噴火する可能性が高いこと等を確認した。
また、**乳幼児に配慮した避難手段の確保の必要性**や登園自粛、避難先での引き渡し等に関する**保護者の理解を得るための方策等**といった施設が抱えている課題について共有・検討した。

計画内容の確認と避難誘導対応フローの検討

計画案の内容を読み合わせ、避難誘導の手順を確認するとともに、乳幼児等の引率をしながら職員等が円滑に避難誘導を行うことができるよう、**対応の全体像を把握できる避難誘導対応のフロー**について検討・作成した。

1

2020年4月

町(防災・教委)

施設

第1回打合せ

- 避難促進施設への指定や指定後に行うべき事項について説明

2

2020年6月

道

町(防災)

第2回打合せ

- 施設周辺の被害想定の確認
- 現状の防災体制の確認
- 計画作成支援に向けて、今後のスケジュールを確認

3

2020年10月

道

町(防災・教委)

施設

気象台

第3回打合せ

- 現地視察
- 活火山法改正内容及び避難促進施設の位置づけの説明
- 火山現象や噴火警戒レベル等を解説
- 避難手段の確保体制を検討
- 保護者への周知方法を検討

課題①

課題②

施設管理者と町が中心となり、避難確保計画を作成
～約1か月～

4

2020年11月

道

町(防災・教委)

施設

気象台

第4回打合せ

課題③

- 打合せ内容を反映した計画案の確認
- 職員向けの避難誘導対応のフローを検討

課題①～③は次ページの「課題への取組①～③」に該当

【有珠山】

3. 事例④ 要配慮者利用施設（保育所）

課題への取組① 避難手段の確保

検討の中で発生した課題

既存の計画では、保育所から約500m離れた一時集合場所に移動して、町が手配したバスで地域住民と一緒に避難することになっているが、噴火時には多くの乳幼児を連れて集合場所へ向かうことは難しい。

検討内容

まず一時集合場所まで乳幼児を連れていくことが可能か検討した。乳幼児と移動するときは大人の歩行速度の倍以上の時間がかかること、機嫌を悪くして泣く子等の対応しなければならないこと、突発的な噴火時等には火山灰や小さな噴石が降ってくる可能性があること等から、乳幼児を連れて集合場所に向かうことは困難との意見が保育所職員から出た。

次に、手配する車両のうち保育所専用の車両があるか検討したが、搬送を受託するバス事業所の車両及び運転手は限られており、専用車両の手配は難しかったため、委託先以外の対応で検討した。

検討結果

防災担当部署以外に避難用に使用できる車両の有無について確認をとったところ、町教育委員会が管理・保有しているスクールバスの運用を調整することで、避難用車両として使用することが可能となった。小学校の通学・帰宅時間帯に突発的な噴火等が発生し、保育所から避難が必要になった場合には、保育所内の相対的に安全な場所に避難し、町と対応を協議することとした。

課題への取組② 保護者に火山防災について理解してもらうための効果的な方法

検討の中で発生した課題

登園自粛や指定避難所での保護者への引き渡し等の対応が円滑に行われるためには、保護者の火山防災への理解が必要であるが、どのように理解を得ればよいか。

検討内容

まず保育所職員が、火山防災マップに載っている内容や噴火警戒レベル等の火山防災に関する基本的な知識について理解する必要がある。有珠山では、噴火警戒レベル2に引き上げられてから、避難が必要となる噴火警戒レベル4になるまでの時間が短い可能性が高いことや、施設のすぐ近くに噴火口ができる可能性があること等を共通認識とした。

また、この内容を火山噴火を経験していない保護者にも理解してもらうことが重要であるが、職員の説明では、十分な理解を得ることが難しいとの意見が出た。そこで、どのような方法で保護者に説明していくべきか検討した。

検討結果

町防災担当部署は、普段から気象台と綿密に連携して業務を行っており、防災教育にも力を入れていることから、保育所が行う説明の際には両機関に協力してもらうことにした。また、保護者の出席率がよい、年度当初に行う保護者説明会等の機会を活用し実施する計画とした。

〈周知等に関する避難確保計画の記載例〉

7. 防災教育及び訓練の実施並びに利用者等への周知及び啓発

（1）当施設における研修及び訓練の実施

当施設においては、下表の研修及び訓練を実施する。

表11 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
研修・勉強会	年1回 (年度初め)	職員、保護者等
火山噴火時等の避難訓練	年1回	職員、幼児等

年度当初の保護者説明会の機会に、避難確保計画の内容を説明し、火山防災の基礎知識や計画の内容を周知する。

【有珠山】

3. 事例④ 要配慮者利用施設（保育所）

課題への取組③ 避難確保計画の全体像の把握

検討の中で発生した課題

稀にしか起こらない火山噴火に備えて、常に計画全体の内容を把握しておくことは難しい。突発的な噴火が発生した場合等に即座に全体の動きを把握でき、職員相互で対応の不足を補完できるようにするにはどうしたらよいか。

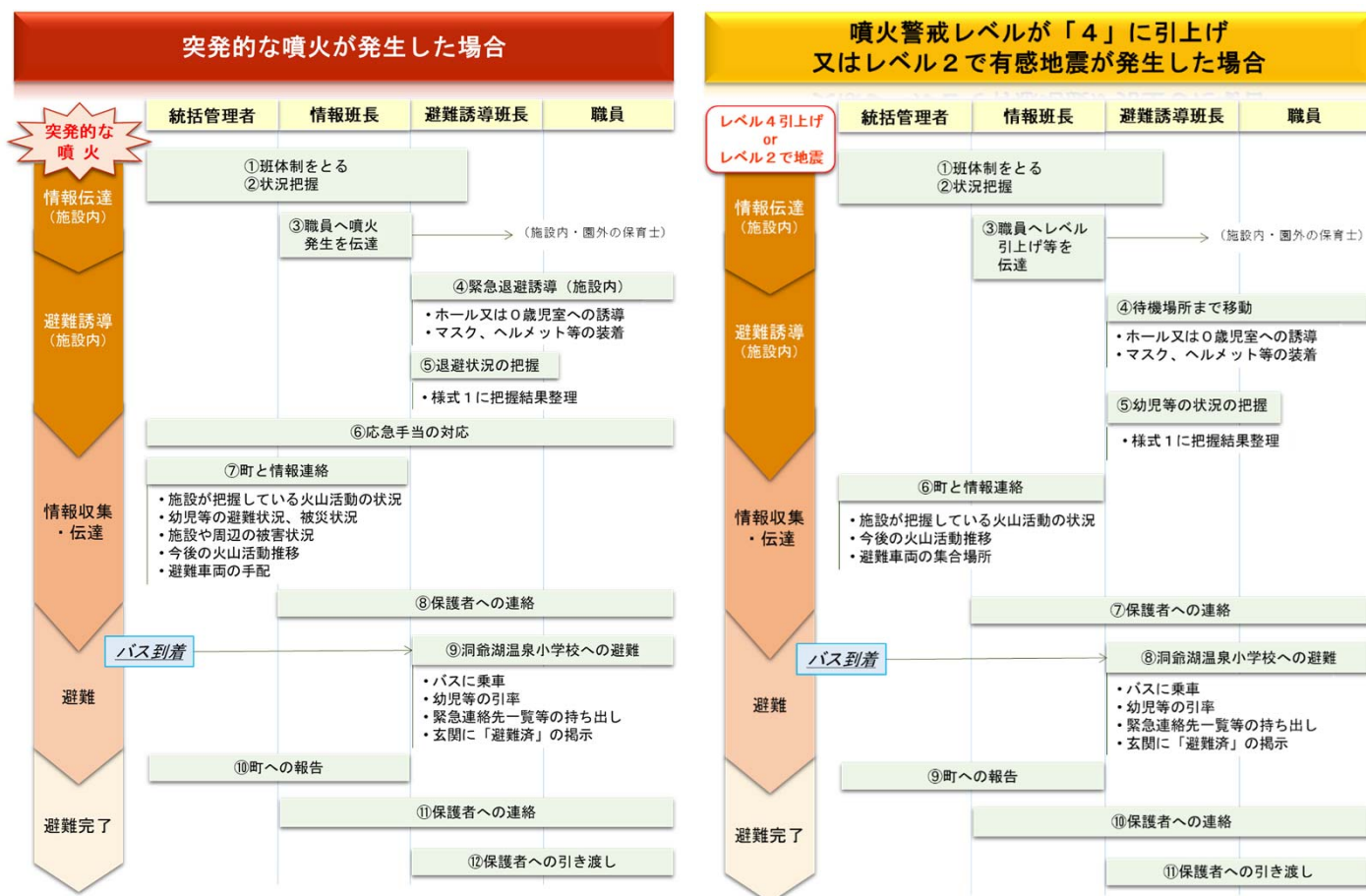
検討内容

緊急時に避難確保計画の文章を読んで全体の対応を把握することは難しいことから、対応の全体像を容易に把握できる方法を検討した。「年に1回は計画全体の内容を確認し訓練を実施する必要がある」、「乳幼児等の保護や町・保護者への連絡、避難バスへの誘導等、フロー図のように視覚的に分かるものがあるとよい」、「誰が何を行う必要があるか分類されたものだと職員同士でも未実施の対応を相互に協力できる」との意見が出た。

検討結果

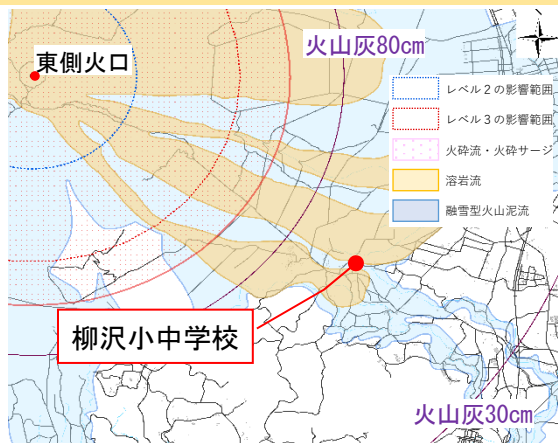
訓練を通じて全体の動きを把握できるようにしておく他に、対応フロー図を作成することにした。「突発的に噴火した場合」と「噴火警戒レベルが上がり避難が必要になった場合」の2種類の対応要領を作成した。時系列、役割担当ごとに内容を記載することにより、避難確保計画の全体像を容易に把握できるようにした。

〈避難誘導対応フロー図〉



【岩手山】

3. 事例⑤ 要配慮者利用施設（小中学校）



施設概要

- ◇想定火口から約8kmに位置している学校施設である。
噴火警戒レベル4の場合に避難を開始する必要がある。
- ◇児童生徒数：33人（小学生18人、中学生15人）
教職員数：16人
- ◇噴火警戒レベルに応じた規制等の範囲と施設の位置関係
レベル2（火口周辺規制）：範囲外
レベル3（入山規制）：範囲外
レベル4（避難準備）：範囲内
レベル5（避難）：範囲内

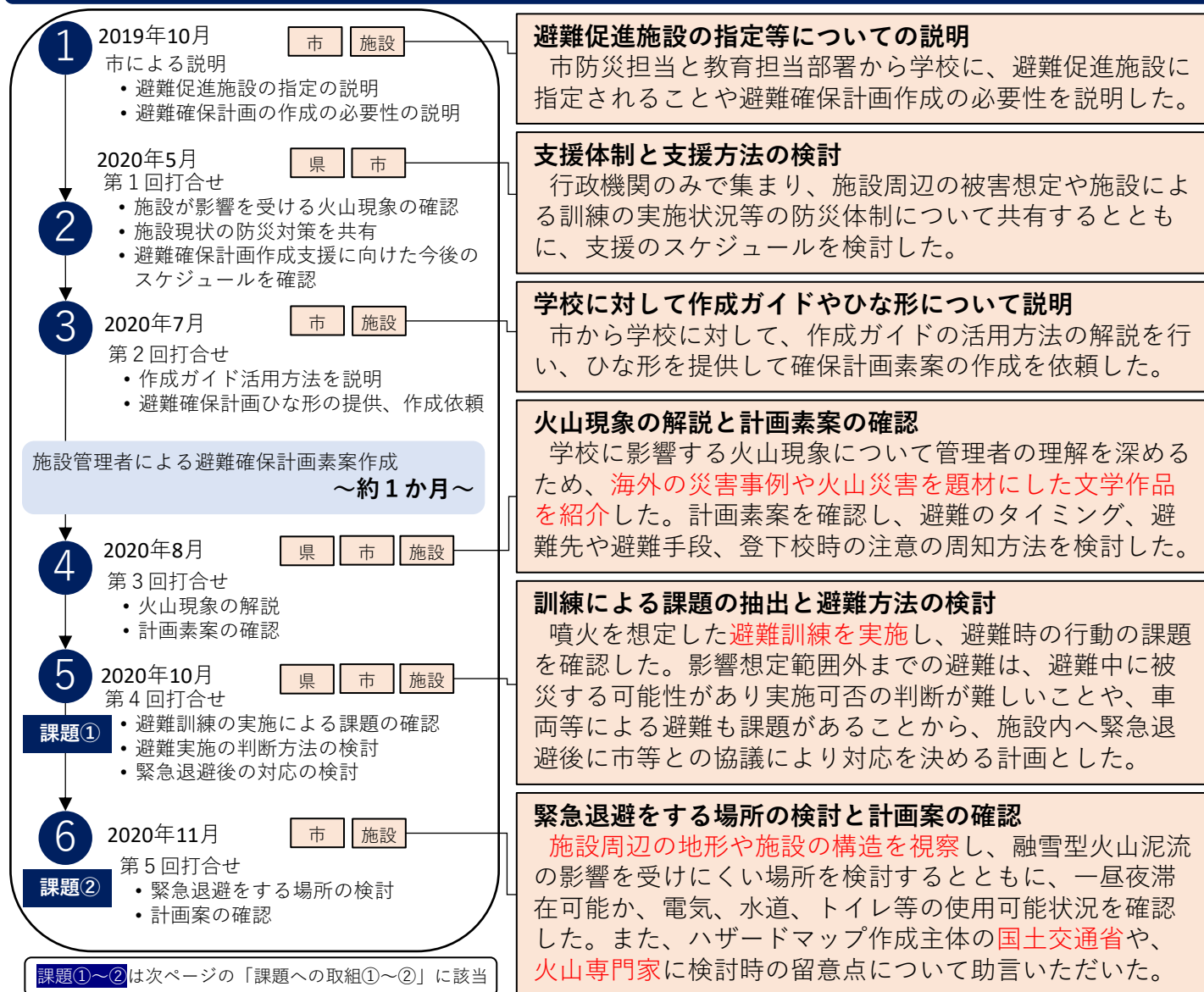
影響のある火山現象

融雪型火山泥流、溶岩流、
小さな噴石、火山灰

課題

- 課題① 噴火警戒レベルの引上げが無いまま噴火した場合の避難の可否
- 課題② 融雪型火山泥流から緊急退避をする場所

支援・検討の流れ



課題①～②は次ページの「課題への取組①～②」に該当

【岩手山】

3. 事例⑤ 要配慮者利用施設（小中学校）

課題への取組① 噴火警戒レベルの上げが無いまま噴火した場合の避難の可否

検討の中で発生した課題

学校から一時的な避難先として考えている施設までは、融雪型火山泥流の影響想定範囲を通る必要があるが、噴火後に避難を開始してもよいのか。

検討内容

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火が発生した場合、学校や避難経路まで融雪型火山泥流が影響するかどうか、すぐには情報が入らないことが予想される。また、避難中に巻き込まれる可能性もあるため、学校としては学校外へ避難を開始してよい判断できない。さらに、車両で避難する場合には、火山灰や噴石、積雪等の状況により避難が困難になることや、冬期にはフロントガラスの凍結等により車両がすぐに使えないことも想定される。そこで、学校の構造や想定されている融雪型火山泥流の深さから、学校内への緊急退避が可能かどうか検討した。

検討結果

学校の各棟は鉄筋コンクリート造で、想定されている融雪型火山泥流の深さから、一時的には緊急退避が可能であることを確認した。そこで、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合は、学校外への避難は行わずに、まずは学校内に緊急退避を行うこととした。その後、市等と連絡をとり、協議の上、どのような対応をとるべきか判断する計画とした。

検討内容

○ 講堂に集合後、教職員の車両により避難してはどうか。

→ 実動の訓練を実施し、課題を検討



○ 火山防災マップで融雪型火山泥流の影響想定範囲と避難経路の確認

→ 避難経路上の約3分の1が、影響想定範囲内



○ 融雪型火山泥流について国内外の事例を基に勉強会を実施

→ 流下速度は時速60kmを超えることもあり、短時間で避難経路に到達の可能性

○ 教職員の車両による避難について課題の整理

- ①噴石による車両の損傷・同乗者の負傷の危険性
- ②火山灰により視程の低下・スリップ/スタックの危険性
- ③教職員の自家用車の公務使用に関する要綱等の整備
- ④保護者や児童・生徒への事前説明の必要性
- ⑤フロントガラスの凍結、積雪によりすぐに動かせない



噴石によるリアウィンドウ破損
(気象庁提供)

【岩手山】

3. 事例⑤ 要配慮者利用施設（小中学校）

課題への取組② 融雪型火山泥流から緊急退避をする場所

検討の中で発生した課題

融雪型火山泥流から緊急退避する際に、施設内のどこに緊急退避すべきか。

検討内容

融雪型火山泥流は土砂や流木を巻き込んで一気に流れ下り、破壊力が大きいため、流れが直撃しない棟を周辺の土地の形状や道路分布から検討した。学校は、大きく分けて3つの棟（①講堂、②西校舎、③校舎）から構成されており、いずれも鉄筋コンクリート造である。

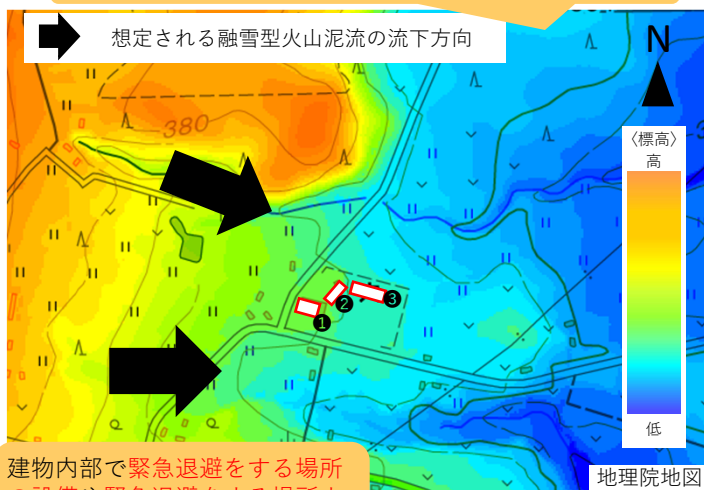
火山の専門家やハザードマップを作成した国土交通省に対し、「融雪型火山泥流の流下方向」や「融雪型火山泥流が到達しても堆積しにくい箇所」について助言を求めた。これらの助言を踏まえた上で、緊急退避をする場所の候補となった棟の比較検討を行った。検討の際には、地形図等による図上の検討だけでなく、施設周辺の視察を行い、土地の形状の詳細を確認した。

検討結果

土地の形状や棟の配置等から流れが直撃しにくい②西校舎に緊急退避する計画とした。

また、空振や噴石等により窓ガラスが割れる危険性を考慮し、火山のある方角に開口部がない部屋であること、西校舎に危険が迫った場合に、他の棟に移動ができること等についても考慮し、緊急退避をする場所を選定した。

施設周辺の標高図から融雪型火山泥流の流下方向を想定



建物内部で緊急退避をする場所の設備や緊急退避をする場所までの経路の安全性等を確認



学校周辺の地形の確認



建物の高さの比較



開口部の位置や向きの確認



地形の起伏を確認

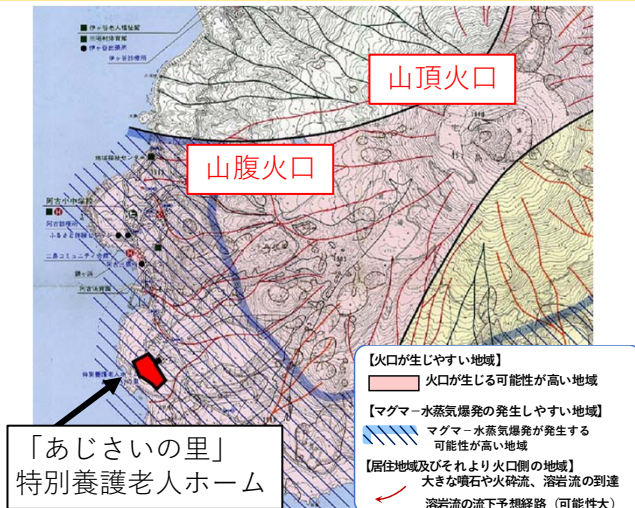


実際に施設周辺を歩き、融雪型火山泥流の流下方向や建物の開口部の向きの関係、各建物の高さ等を確認

棟	比較検討の結果
①講 堂	- 講堂西側に構造物等はなく融雪型火山泥流が直撃の可能性 - 融雪型火山泥流の流下方向に対して、ドア、窓等の開口部があり講堂内部に被害の可能性
②西校舎	- 西校舎西側に屋外プール（標高が周囲より一段高い場所）があり、融雪型火山泥流の直撃の可能性が他の棟より低い - 校舎や校庭より標高が高い場所に立地しているため、融雪型火山泥流の堆積による影響の可能性が低い 3棟のうち緊急退避をする場所として最も妥当
③校 舎	- 施設北側に構造物等はなく融雪型火山泥流の直撃の可能性 - 各棟のうち、最も低い場所に立地しており、融雪型火山泥流の堆積が想定され、緊急退避後の避難や救助活動への支障の可能性

【三宅島】

3. 事例⑥ 要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム）



施設概要

- ◇山頂火口から約5km離れた居住地域に位置する特別養護老人ホームである。噴火警戒レベル3の場合は、避難準備、又は島内避難が必要となる。
- ◇構造：RC造 階層：地上2階 地下なし
建て面積：約1,700㎡ 敷地面積：約9,600㎡
従業員数：約60人
入所者数：約50人
- ◇噴火警戒レベルと避難対応の目安
レベル2（火口周辺規制）：範囲外
レベル3（入山規制）：範囲外
レベル4（避難準備）：範囲内
レベル5（避難）：範囲内

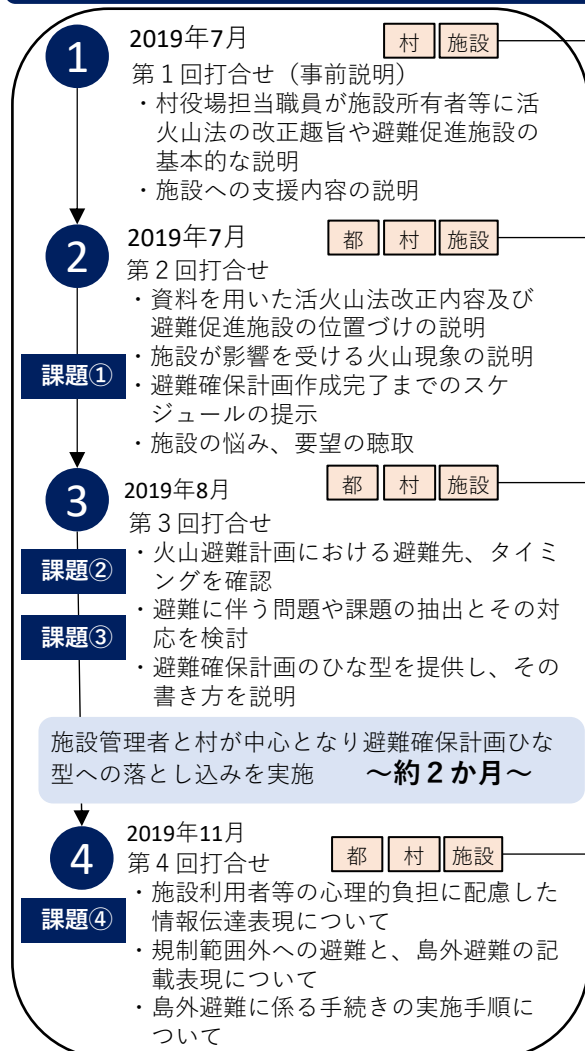
影響のある火山現象

大きな噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流

課題

- 課題①避難を確保すべき対象者の整理
- 課題②医療・介護のために施設へ留まる判断基準
- 課題③避難を実施する際の搬送方法について
- 課題④施設利用者へのケアについて

支援・検討の流れ



村役場担当職員による避難促進施設指定に関する説明

村役場では、村内にある社会福祉施設が火山現象の影響を受ける場所に立地していたことから、**防災部局と福祉部局が連携**し、施設管理者に対して、活火山法に基づく避難促進施設に指定する方針であること、指定に際し施設に期待すること、有事の際に村役場が行う対応などを説明し、**役場と施設が一緒**になって計画を作成していく旨の説明を実施し、**友好的関係づくり**から始めた。

施設に影響する火山現象と施設が抱える課題の共有

施設が影響を受ける火山現象の確認、活火山法上の避難確保施設の役割などの説明を行った。また、施設が抱える課題や避難実施に向けた要望の確認を行い、具体的な解決方法などを、東京都の担当者の意見も仰ぎながら議論を進めた。

施設の課題共有と避難確保計画の作り方について

主に火山避難計画における避難所や避難するタイミング等を確認した。また、計画の作成ひな形の使い方を説明し、**施設が計画を独力で作成できる**材料集めを行った。

施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認

施設管理者が作成した避難確保計画（案）を基に、規制範囲外への避難と、島外避難に係る実施手順及び記載について、施設の実態と照らし合わせながら確認した。

課題①～④は次ページの「課題への取組①～④」に該当

【三宅島】

3. 事例⑥ 要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム）

課題への取組① 避難を確保すべき対象者の整理

検討の中で発生した課題

施設の事業として、デイサービス（日帰り介護）を実施している。避難を確保すべき対象者には、従業員と入居者の他に、デイサービス利用者も考慮した方が良いのか。

検討内容

デイサービスの場合、「施設の近隣に家族も居住しており、噴火警戒レベルが上がるなど、火山活動が活発化すれば家族が迎えに来るため、家族に要介護者を任せてもよいのではないか」との声もあったが、噴火警戒レベルが上がった旨の連絡や要介護者の引き渡しに時間が取られるとの意見や、突発的な噴火の際には入所者同様に身の安全を図り、必要に応じて一緒に避難所に避難する必要があるため、施設内の者は全員対象にすべきとの声も上がった。噴火警戒レベルが上がり避難が必要になった場合や突発的な噴火が発生した時の職員の対応行動を確認し、現実的にはどのように対応するか検討した。

検討結果

デイサービスの利用者は25人おり、避難確保すべき対象者から除外した場合、噴火の直後より家族等への引き渡しに多くの労力が割かれることとなる。入居者同様に避難確保の対象者とし、緊急退避・避難所への誘導の過程で家族等に対応を引き継ぐことが安全かつ適切と判断した。そのため有事の際は、施設内にいるデイサービス利用者も避難確保計画の対象とした。

課題への取組② 医療・介護のために施設へ留まる判断基準

検討の中で発生した課題

特別養護老人ホームとしてはすぐには避難を要しない状況であっても、他地域の火山現象の影響により事業継続性は不安定である。不確実な状況の中、どのような情報を村と共有しておくべきか。

検討内容

施設が安全な場所に立地しているかハザードマップで確認すると、噴石や溶岩流等による火山現象の影響を受けることがあるとされているため、火山避難計画のとおり避難することを確認し、医療・介護サービスが必要な入所者は島内の病院又は東京都内の病院等へ避難することを確認した。

一方、火山避難計画では、施設に影響のない山頂噴火、山腹噴火の場合はすぐに規制範囲外や島外避難を行わないように計画されているが、過去の噴火時の経験上、火山灰や土石流等の影響により停電や道路の寸断などがあり、通常通りに運営できないこともあることが想定されるため、どのような場合まで施設に留まれるか検討した。

検討結果

火山活動が活発化した際に、施設の事業が継続できるポイントを整理し、村と常時共有しておくべきリスト（6項目）を作成した。

医療行為を継続する必要がある入所者は、村役場と協議し病院での受け入れを検討、東京都福祉保健局と連携し、社会福祉施設や病院等の受け入れ先を協議できることを確認した。

【すぐに規制範囲外または島外避難を要せず、当面の間施設内で事業継続をする場合】

三宅村等との情報共有のポイント

1. 看取り介護の利用者の容体
2. 体調不調の利用者の状況（中央診療所への受診の必要性の有無）
3. ライフライン（電気、水、燃料）の持続性
※燃料はプロパンガスと灯油を業者が定期的に納品しているので航路や道路が途絶えると調理、入浴が対応できなくなる。
4. 食材の確保期間の把握
5. 職員の参集と勤務継続の状況（夜勤を含めたシフト維持ができるかどうか
⇒家庭状況により参集できない職員）
6. 紙おむつ、デスポ手袋など介護材料の在庫状況
などがある。

避難実施のタイミングは、基本6項目のポイントを随時、三宅村に報告し、相談することとした。

【三宅島】

3. 事例⑥ 要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム）

課題への取組③ 避難を実施する際の搬送方法について

検討の中で発生した課題

施設の利用者等の避難が必要な状況になった場合、身体への負担等により移送に時間がかかる利用者等も多い。また、移送用の車両を十分に用意できないがどう対応したらよいか。

検討内容

入居者には、常時マンツーマンの全介護が必要な者や医療を必要とする者がおり、利用者等の容態等に応じた移送方法を検討した。また、負担のない移送方法としているためリフト車の活用が必要だが、施設には対応可能な車両が1台しかないため、移送手段の確保についても検討した。移送の順番については、施設で定めていた「避難（移送）トリアージ基準」を適用することとした。

検討結果

避難を実施する場合に備えて、予め定めた利用者等のトリアージ基準に従い、避難に向けた準備と対応を行うこととした。

具体的には、移送や付き添いの程度によるトリアージの基準を個別に定め、高次の要避難度の該当者に対して、救急車やリフトカーを手配し、村内にある診療所へ搬送することを村役場と確認した。その際、看護師等の専門職を重点化して割り当てることを基本とした。また、自力歩行ができる（要避難1の）入所者は、施設の要請に基づき村役場が手配することになっているバスや自家用車で避難所まで移動することを計画に盛り込んだ。

要避難3(最優先): 常時全介護が必要な者、看取り介護、医療を必要とする者。支持のいらない身体レベルの高い認知症の者。負担のない移送方法(救急車、リフト車)により近隣の場所が望ましいが、長時間の場合は配慮が必要な者。マンツーマンの介護者の付添が常時必要な者。

施設のリフト車や状況により救急車を要請し、優先的に移送する利用者等

要避難2: 比較的体調やメンタルが安定し、車椅子のまま乗車可能なリフト車又は普通車にトランス乗降が可能な者。

要避難1: 歩行又はある程度の距離の介助歩行は可能な、比較的自立度が高く移送を待つことができる者。長時間の移動に耐えられる者（緊急性が低い）。普通車や乗り合いバスによる移送が可能（ただし見守り者は必要）。

村役場が手配するバスや自家用車に乗り避難する利用者等

課題への取組④ 施設利用者へのケアについて

検討の中で発生した課題

噴火時等は、利用者等の家族等から問い合わせが集中することが予想され、施設内で行うべき情報収集や避難誘導等の業務に影響しそうであるが、どのように対応したらよいか。

検討内容

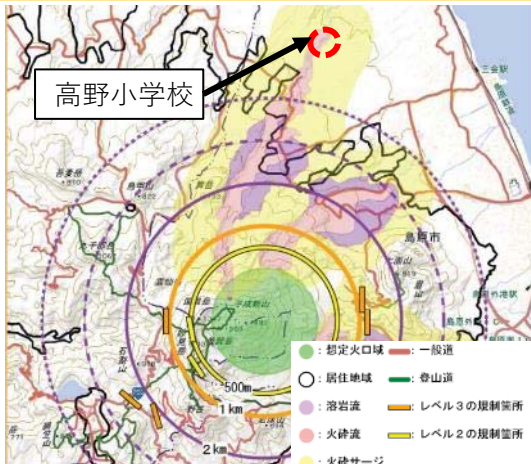
施設が抱える課題として、家族に要介護者がいる施設職員が多いなどの家庭事情等により噴火時の人員体制の確保に時間を要する可能性がある。このような状況において、噴火直後から利用者等の家族等からの問合せが集中した場合に、情報収集系統に混乱が生じると予想されるため、その対応策を検討した。

検討結果

情報班として限られた人員ではあるが、情報班の中に情報収集・伝達活動を行う担当とは別に、家族等との連絡を行う担当を設けることで、利用者等の家族への対応（利用者等の容態や必要な支援等に関して家族等へ連絡）に専従できる班員を確保した。そのように対応することで、村役場との重要なやり取りや施設内の業務への影響を最小限にする必要があるとの結論に至った。

【雲仙岳】

3. 事例⑦ 要配慮者利用施設（小学校）



施設概要

- ◇想定火口域から約6.5kmに位置している小学校である。火砕サージの到達が想定される場所に位置しており、噴火警戒レベル4で避難が必要となる。
- ◇児童数：74人 教職員数：17人
- ◇噴火警戒レベルに応じた規制等の範囲と施設の位置関係

レベル2（火口周辺規制）	：範囲外
レベル3（入山規制）	：範囲外
レベル4（避難準備）	：範囲内
レベル5（避難）	：範囲内

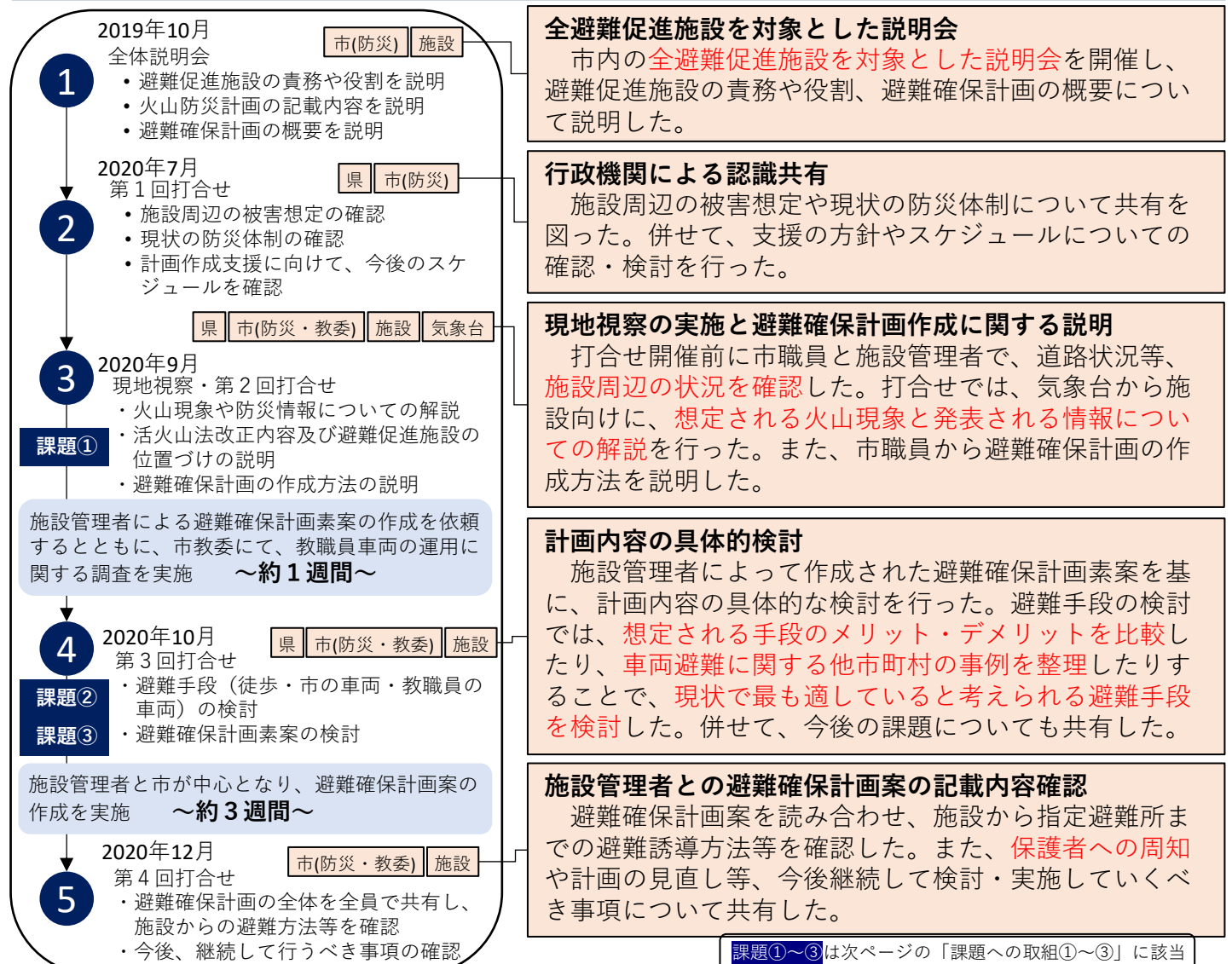
影響のある火山現象

火砕サージ、小さな噴石、火山灰

課題

- 課題① 複数の火山現象が想定される中での避難の考え方
- 課題② 保護者への引渡し方法
- 課題③ 指定避難所までの避難手段

支援・検討の流れ



【雲仙岳】

3. 事例⑦ 要配慮者利用施設（小学校）

課題への取組① 複数の火山現象が想定される中での避難の考え方

検討の中で発生した課題

学校は火砕サージの到達が想定される範囲に位置している。また、小さな噴石や火山灰の影響が想定される範囲内でもある。複数の火山現象が想定される中で、どのように避難すべきか。

検討内容

まず初めに、気象台から各火山現象の特徴について説明を受けた。火砕サージは非常に高温であるため、巻き込まれた施設の被害は甚大になることや、流下速度が速いため、少しでも早く影響範囲外に避難することが必要となることを確認した。また小さな噴石であっても、当たり所が悪ければ人命にかかわることから、どのような対策をとることが必要かを検討した。

検討結果

火砕サージによる人的被害を防ぐためには、少しでも早く影響が想定される範囲外へ避難することが必要である。このことから、小さな噴石や火山灰による被害を可能な限り小さくするため、ヘルメット・マスクの着用等の対策をとった上で、指定避難所まで避難することとした。

課題への取組② 保護者への引渡し方法

検討の中で発生した課題

学校の近くで働いている保護者が多く、噴火警戒レベルが上がった場合や、突発的に噴火した場合に、児童を引き取りに来ることが予想される。保護者への引渡しは、どのように行うのが良いか。

検討内容

児童の引渡しに関して、震災時や風水害時における対応方法や、他地域における津波災害事例を参考に検討した。検討の中では、学校内で引渡しを行うと、引渡し対応に教職員が時間を取られるため、結果的に全校児童の避難が遅れる可能性が考えられた。

検討結果

保護者への児童の引渡しは、火砕サージの到達が想定されている学校ではなく、避難先で行うこととした。避難の際に保護者が学校へ迎えに来ないように、学校から避難する条件や引渡し場所、引渡し方法を事前に周知しておく。事前に周知する際は、全保護者へ確実に伝わるよう、PTA総会や学校だより等、複数の手段を活用する。また、避難先での引渡し訓練等も実施することとした。

〈引渡し方法の周知等に関する避難確保計画の記載例〉

9 防災教育及び訓練の実施

- (1) 毎年4月に新たに着任した教職員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年10月に全児童・教職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 毎年4月に保護者への説明会を実施する。併せて、学校だより等で本計画の内容を周知する。

説明会や訓練等の複数の手段を用いることで、引き渡し方法の周知を徹底する。

【雲仙岳】

3. 事例⑦ 要配慮者利用施設（小学校）

課題への取組③ 指定避難所までの避難手段

検討の中で発生した課題

学校から指定避難所までは、約3 km離れている。児童の年齢は幅広く、歩く速度や体力には違いがあるため、短い時間で全児童を徒歩で避難させることは困難である。

検討内容

指定避難所までの避難手段として、「徒歩」「教職員の車両」「市が手配する車両」の3つの手段について検討を行った。「教職員の車両」では全児童が一度に乗り切れないことや、「市が手配する車両」は到着までに時間がかかることが明らかになった。また、「教職員の車両」を利用するには、要綱等に基づき運転できる教職員を予め決めておくことや、児童・保護者への周知を事前に行うことが望ましいことを、他の自治体の取組事例から確認した。なお、車両による避難を検討する際には、以下のような車両を使用する際の留意点も整理した。

〈検討の中で出された、車両を使用する際の留意点〉

【渋滞発生要因】

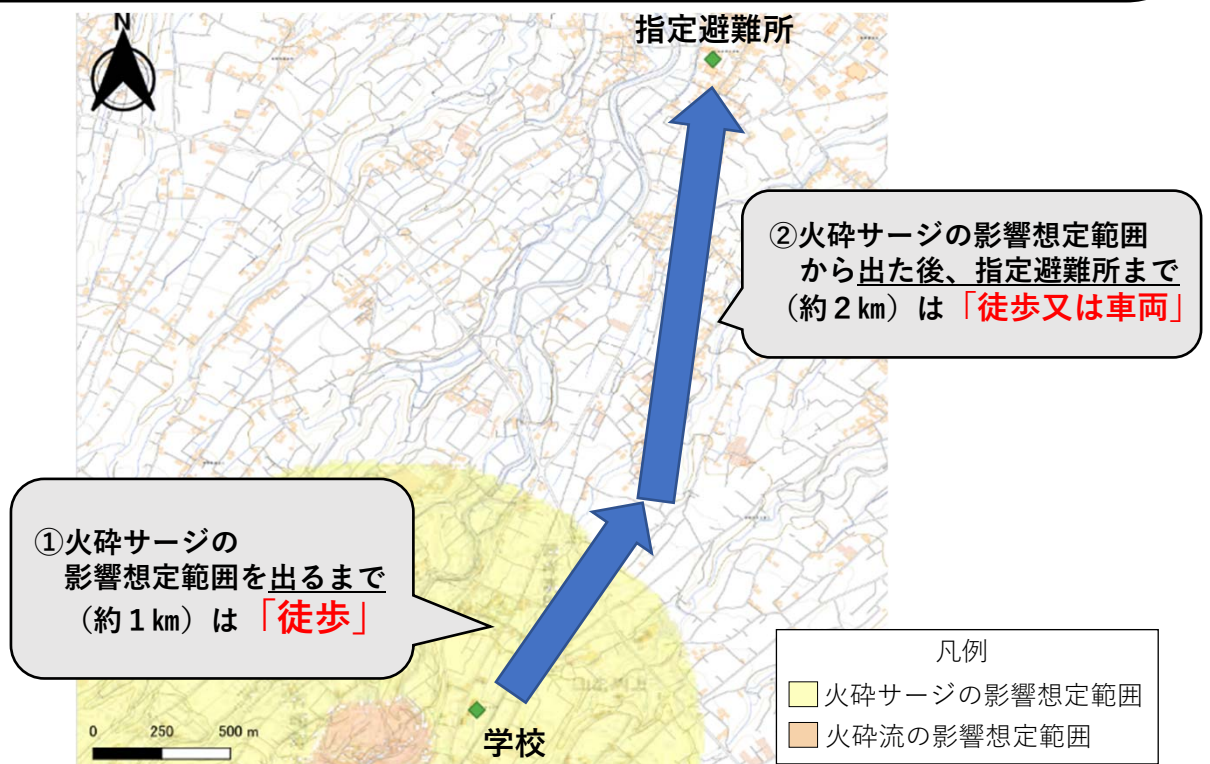
- 住民等が一齐に避難することによる車両増加
- 道路の幅員（すれ違いや方向転換の実施可否）
- 交通量の多い幹線道路との交差の有無

【運転への影響】

- 火山灰による視程の低下やスリップの発生
- 噴石によるリアウインドウ等の破損
- 緊急時における心理的負担

検討結果

3つの手段のメリット・デメリットを比較した結果、いち早く火砕サージの影響が想定される範囲の外に出るために、影響想定範囲外までは「徒歩」で避難し、その後は、状況に応じて「徒歩又は車両」で指定避難所へ向かうという2段階の避難の計画とした。検討する際には、ハザードマップ上の影響想定範囲はあくまで想定であり、できる限り早く遠くまで避難することが必要なことを確認した。



【口永良部島】

3. 事例⑧ 宿泊施設（民宿）



施設概要

◇想定火口から約2.5kmの場所に位置する宿泊施設であり、噴火警戒レベル4で宿泊者等への避難が呼びかけられる。2014年以降、噴火発生による避難を複数回経験している施設である。

◇従業員数：2名 最大宿泊者数：11名

◇噴火警戒レベルに応じた規制等の範囲と施設の位置関係
 レベル2（火口周辺規制）：範囲外
 レベル3（入山規制）：範囲外
 レベル4（避難準備）：範囲内
 レベル5（避難）：範囲内

影響のある火山現象

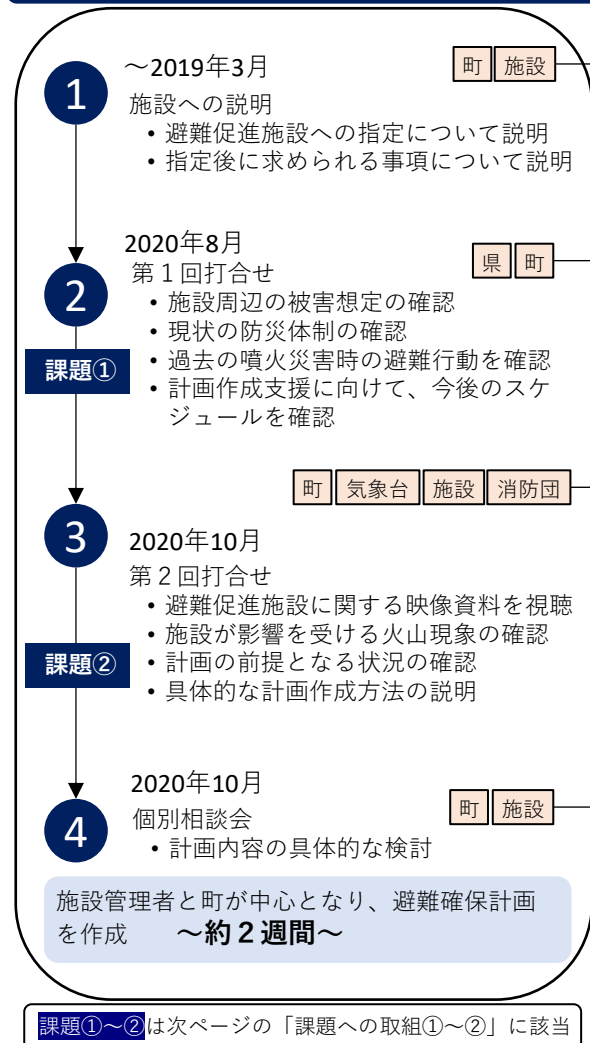
大きな噴石、火砕流・火砕サージ

課題

課題① 宿泊者の避難手段

課題② 島外避難までの待機場所

支援・検討の流れ



施設管理者への説明の実施

施設を避難促進施設へ指定するにあたり、町職員が施設を訪問し、避難促進施設の役割や避難確保計画作成の必要性について説明した。

行政機関による認識共有

施設周辺の被害想定や現状の防災体制について確認した。また、過去の噴火災害発生時における避難行動等を確認することで、住民の避難方法や課題等を共有した。併せて、支援の方向性やスケジュールについての検討を行った。

想定される現象と避難確保計画作成方法の確認

施設管理者が理解しやすいよう、打合せ会の冒頭で、内閣府が作成した避難促進施設に関する映像資料を視聴した。また、気象台から施設管理者向けに、想定される火山現象と発表される情報についての解説を行うとともに、町職員から、避難確保計画の作成方法を説明した。さらに、より実効性のある計画となるよう、避難誘導の中心となる消防団から意見を伺う場を設けた。

希望者を対象とした個別相談会の実施

島内には他にも複数の避難促進施設が存在するが、施設管理者には高齢の方が多く、少人数で経営している施設も多い。その中には、施設管理者のみで避難確保計画を作成することが困難な施設があった。そのため、希望者を対象とした個別相談会を実施し、避難確保計画作成を支援した。

3. 事例⑧ 宿泊施設（民宿）

課題への取組① 宿泊者の避難手段

検討の中で発生した課題

施設から指定避難所までは約5km離れており、山道を登る必要があるため、車両がないと避難が難しい。車両のない宿泊者は、どのように避難すれば良いか。

検討内容

宿泊者の避難に使用できる車両の候補として、町や消防団の車両、施設の車両が考えられる。ただし、これらの車両は一般住民の避難にも活用される。そこで、宿泊者の避難が中心となる「噴火警戒レベル4の場合」と、一般住民も避難を開始する「噴火警戒レベル5の場合」、「突発的に噴火が発生した場合」の3パターンに分け、それぞれの場合で宿泊者の避難手段をどうすべきか検討した。

検討結果

噴火警戒レベルが4の場合は、宿泊者の避難が中心となるため、町や消防団の車両で宿泊者を指定避難所まで搬送する計画とした。また、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、又は事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火が発生した場合には、施設管理者等とともに、施設の車両や消防団の車両等で指定避難所まで避難することとした。

課題への取組② 島外避難までの待機場所

検討の中で発生した課題

噴火警戒レベル4に引き上げられ、宿泊者に島外への避難（帰宅）を促す際、移動手段であるフェリーが到着するまで時間がかかる場合がある。その間、どのように対応したらよいか。

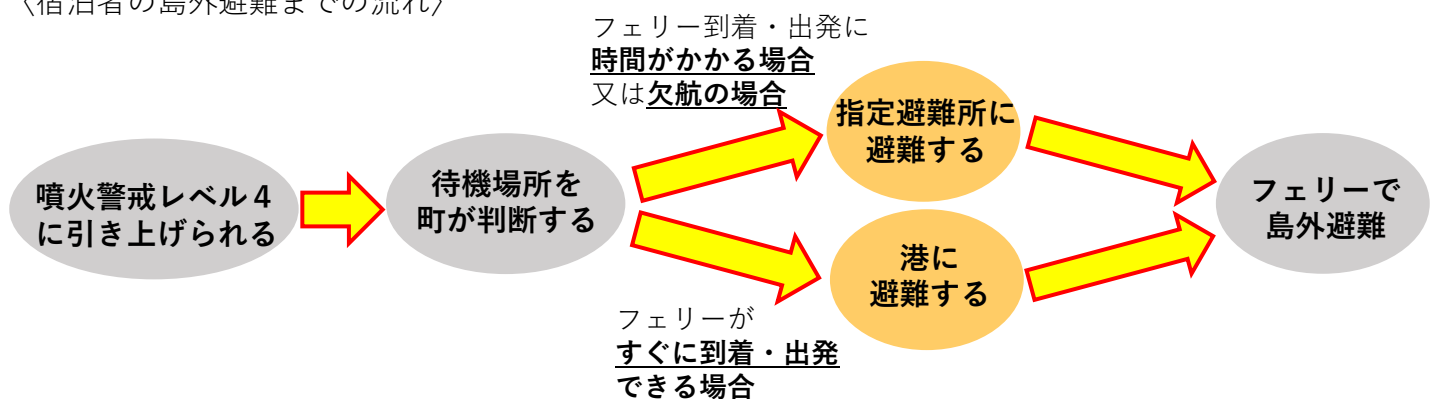
検討内容

島外へ避難する主な手段は、フェリーである。通常フェリーは1日1便の運航のため、噴火警戒レベルの引上げにより避難が必要になってから、フェリーが到着・出発するまでに時間がかかる場合がある。また、気象条件等により、フェリーが欠航になる場合もある。そこで、「フェリー到着までに時間がかかる場合」「フェリーがすぐに到着・出発できる場合」の2パターンに分け、それぞれの場合の待機の仕方を検討した。

検討結果

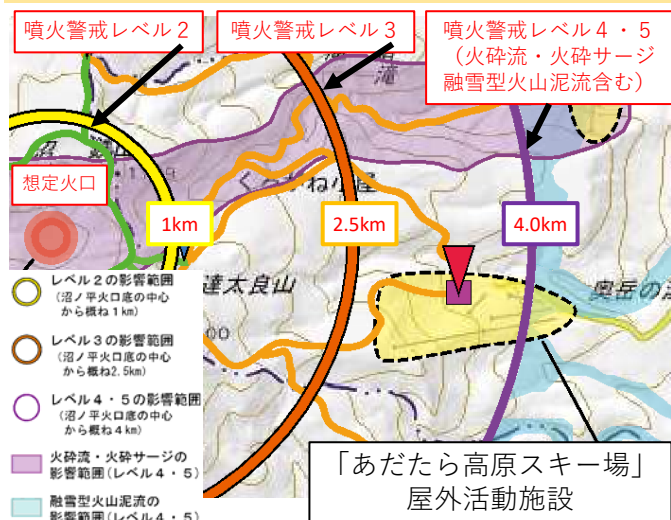
フェリーが到着・出発するまでに時間がかかる場合は指定避難所で待機し、すぐにフェリーが到着・出発できる場合は港の頑丈な建物内で待機することとした。ただし、指定避難所と港のどちらで待機するかについては、施設では判断できないため、町が判断することとした。町と施設は、宿泊者の人数や車両の手配、待機場所等について随時連絡を取り、施設が宿泊者へ情報を伝達することとした。

〈宿泊者の島外避難までの流れ〉



【安達太良山】

3. 事例⑨ 屋外活動施設（ロープウェイ、スキー場及び関連施設）



施設概要

◇想定火口域から概ね3～4kmに位置している屋外活動施設である。特定地域に指定されており、噴火警戒レベル3の場合に避難準備、噴火警戒レベル4の場合は避難といった「早期の防災対応」が必要になる。

◇施設従業員と利用者 従業員数 最大利用者
スノーシーズン 約50人 約1,000人
グリーンシーズン 約20人 約500人

◇噴火警戒レベルの影響範囲と施設の位置関係

レベル2 (火口周辺規制) : 範囲外
レベル3 (入山規制) : 範囲外
レベル4 (避難準備) : 一部範囲内
レベル5 (避難) : 一部範囲内

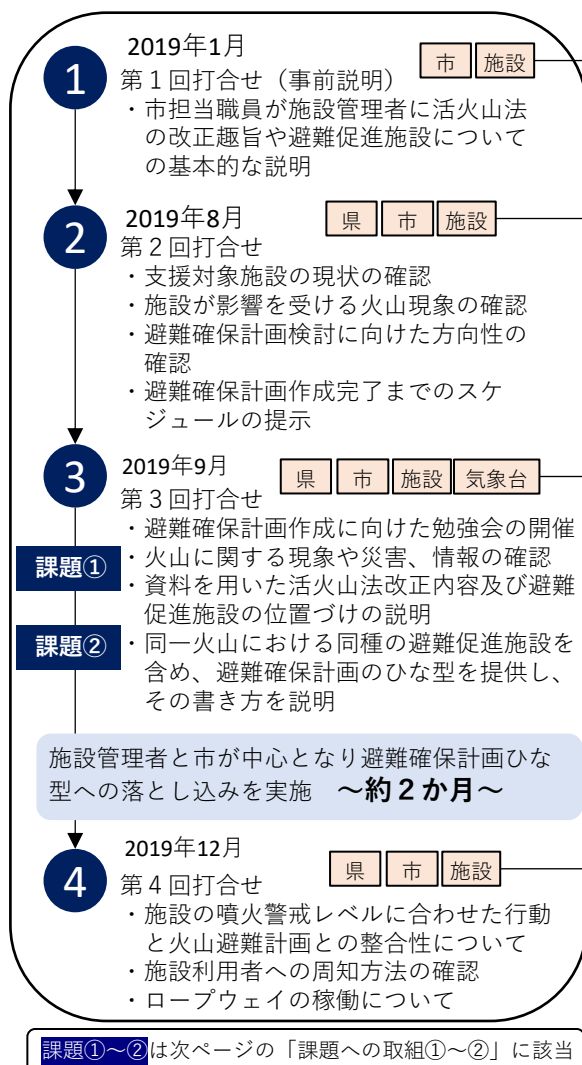
影響のある火山現象

大きな噴石、融雪型火山泥流

課題

課題① 季節に応じた避難確保計画の検討
課題② 同一火山における同種の避難促進施設について

支援・検討の流れ



市担当職員による避難促進施設指定に関する説明

市が施設管理者に対して、活火山法に基づき当該施設を避難促進施設に指定する必要があることを説明し、施設に生じる役割を共有した。また、施設側の避難確保計画を作る際の作業環境の把握に努め、**施設管理者に計画作成に必要な助言や情報提供を定期的に行った。**

避難を確保すべき対象者と検討の方向性の確認

あだたら高原スキー場は、スキー場内に複数の施設を有しているため、関連施設が一体となり、利用者等への対応を行う避難確保計画とすることを確認した。また、**計画の目次構成を火山避難計画と合わせ、火山全体の計画との対応関係を分かり易くすることにした。**

施設の課題共有と避難確保計画の作り方について

安達太良山の周囲にある同様のスキー場の施設管理者を対象に県と市と地方気象台が連携して**勉強会を開催し**、火山に関する情報や避難計画に基づく防災対応等の基本事項を確認した。また、避難確保計画作成の進め方の共有を図った。前提として検討の対象とする時期は、スノーシーズンを基本とし、施設によってはグリーンシーズンでの営業も考慮する方針とした。

施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認

施設管理者が作成した避難確保計画（案）を基に、火山避難計画に合わせた避難の開始や施設閉鎖のタイミングを確認した。また、有事の際のロープウェイの運行や避難手段としての扱いについて、市の要請があった場合、別途協議することとした。

【安達太良山】

3. 事例⑨ 屋外活動施設（ロープウェイ、スキー場及び関連施設）

課題への取組① 季節に応じた避難確保計画の検討

検討の中で発生した課題

時期により登山客やスキー客などの利用者の属性や、避難誘導を行う施設やエリア、職員体制が異なるが、避難確保計画はどのように作成すればよいか。

検討内容

対象施設には、グリーンシーズン（非積雪期）やスノーシーズン（積雪期）のみ稼働する施設があり、時期により避難促進施設の利用者が滞在する範囲が異なる。このため、避難を確保すべき対象者（登山客、スキー客）の範囲はどこにすべきか、どのように計画を立てればよいか検討した。

検討結果

グリーンシーズンのみ運転するロープウェイは、主に登山者が利用しており、避難確保の対象範囲をロープウェイ駅と運行中のゴンドラとした。また、スノーシーズンは、スキーリフトが稼働しており、ゲレンデにもスキー・スノーボード利用者がいることから、避難確保の対象範囲をリフトの乗り場、運行中のリフト、ゲレンデとした。レストハウスや温泉施設は通年利用の施設である。上記のことから、グリーンシーズン、スノーシーズンで避難確保の対象範囲が大きく変わる部分については、それぞれ計画を検討し、共通するところはまとめて計画を検討した。

課題への取組② 同一火山における同種の避難促進施設について

検討の中で発生した課題

同一火山に同種の施設が複数ある場合、それぞれの施設が効率的に避難確保計画を作成する方法はないか。

検討内容

同一火山には、同種の施設（スキー場）が複数分布しているが、これらの施設は噴火時の対応に類似点が多いため、同時に避難確保計画を作成することが効率的であるとの意見が出た。そこで、避難確保計画の作成に際して、各施設管理者を集め、勉強会を開くと共に、利用者への情報提供方法や伝えるタイミング、各施設の抱く問題・悩みなどを話し合う場を設けた。

検討結果

避難確保計画の検討時に、同種の施設管理者にもオブザーバーとして参加してもらい、改正活火山法の内容や避難促進施設の意義、噴火警戒レベル、火山防災情報の解説等を説明した。また、避難確保計画の検討手順や質疑等について共有した。その結果、情報共有を図りながらスムーズに各スキー場の計画の検討ができた。

検討のポイント

Q：火山によっては、影響範囲が複雑な（地形に沿って流下する等の）火山現象があるため、施設の位置図を簡単に作る方法はないか。



A：噴火警戒レベルのリーフレット（気象庁HPより入手可能）の「噴火警戒レベルと規制範囲」（火山現象の影響範囲）の図と凡例を切り貼りし、施設の位置を図示することで作成可能である。

凡例



施設位置



【富士山】

3. 事例⑩ 宿泊施設（民宿）



施設概要

- ◇富士山の想定火口に近い宿泊施設である。第2次避難対象エリアに位置しており、噴火警戒レベル4（避難準備）の場合に宿泊者の避難が必要になる。
- ◇施設数：10施設
従業員又は管理者数：各施設2～5名
最大利用者数：約300名（地区全体）
- ◇噴火警戒レベルと避難対応の目安
レベル2（火口周辺規制）：範囲外
レベル3（入山規制）：範囲外
レベル4（避難準備）：範囲内
レベル5（避難）：範囲内

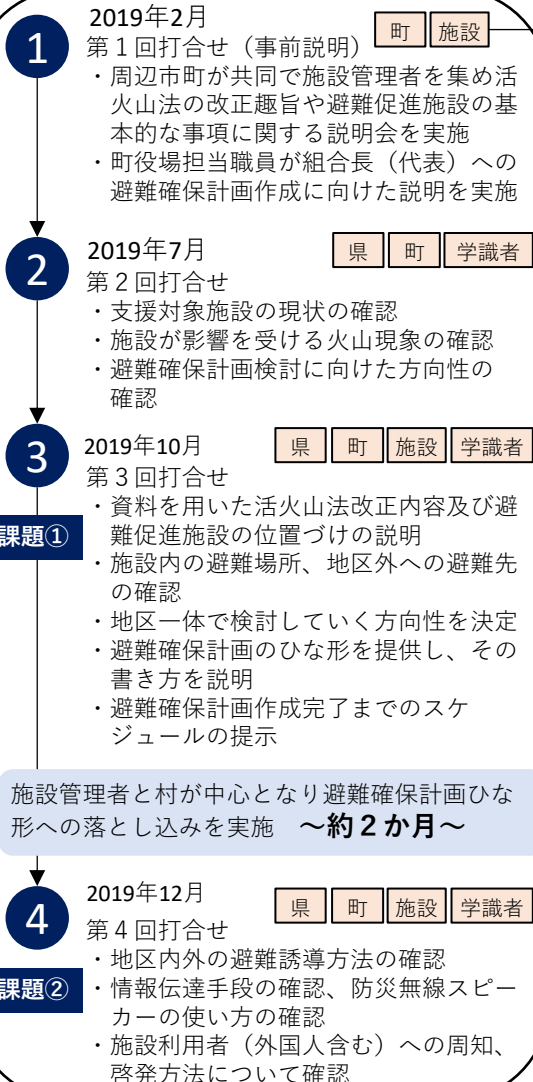
影響のある火山現象

大きな噴石、溶岩流

課題

- 課題① 地区一体としての避難誘導の検討
- 課題② 外国人利用者への避難誘導

支援・検討の流れ



町役場担当職員による避難促進施設指定に関する説明

富士山の噴火時等に備え、富士山周辺市町と共同で施設管理者を対象に**避難確保計画の作成を呼びかける説明会を開催**し、町と各施設管理者の認識の共有を図った。精進湖民宿組合長に、単体施設での計画作成のほか、地区一体での計画作成方法もあることについて説明した。

施設の現状と避難確保計画検討に向けた方向性の確認

県・町・学識者とともに、施設の現状（各施設の従業員が少ない等）や影響を受ける火山現象を確認した。地区一体で計画を立てる場合の計画の構成や町から地区への支援方法（説明会や意見交換会の開催）を確認した。

施設の課題共有と避難確保計画の作り方について

地区内の各施設管理者が、**地区一体で計画作成**することを確認した。各施設の悩みについて意見交換したほか、施設内の緊急退避する場所や地区外の避難場所への避難行動等の流れを確認した。打合せ後施設でひな形への落とし込みを行うための説明を実施した。

施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認

各施設の管理者が集まり避難確保計画（案）を読み合わせ、地区内から地区外への避難誘導手順を確認した。地区内での**情報伝達手段として防災無線を使用**する方法について現地確認を行った。また、学識者の助言を受けて**外国人対応**として、緊急時の退避、避難誘導を周知するチラシの内容を検討した。

課題①～②は次ページの「課題への取組①～②」に該当

【富士山】

3. 事例⑩ 宿泊施設（民宿）

課題への取組① 地区一体としての避難誘導の検討

検討の中で発生した課題

従業員が少ない民宿では、多数の宿泊客をどのように火山現象の影響範囲外へ避難誘導すればよいか。

検討内容

各民宿の最大宿泊客数は約30人から約40人であり、宿泊客が多い場合には従業員のみによる大きな噴石や溶岩流の影響範囲外への避難誘導が困難になると予想された。そのため、地区一体となって各施設の従業員が協力して、避難誘導に当たる方法について検討した。各施設間の宿泊客を遅滞なく同じタイミングで避難誘導できる体制を確保することから、民宿村の10軒の宿泊施設を5軒ずつの2グループに分け、各グループ単位で避難誘導を行う方法について検討した。

検討結果

各民宿は地区内で見ればどの民宿も従業員が少ないため、各民宿の従業員が協力して情報伝達を行い、多数の宿泊客の避難誘導を行う方法を検討した。宿泊客は自己手段で帰宅することを原則とするが、火山現象影響範囲外の道路、避難場所を案内するほか、移動手段のない宿泊客には、組合内で車両を保有する組合員による避難場所への輸送体制を築いた。

課題への取組② 外国人利用者への避難誘導

検討の中で発生した課題

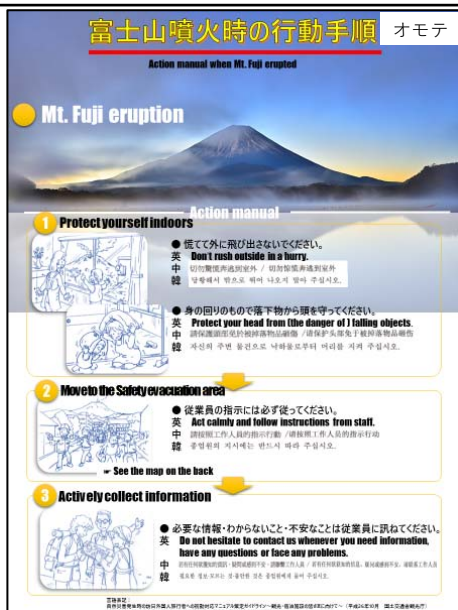
外国人の宿泊客が増加傾向にあり、噴火時等にどのように情報提供や避難誘導をすればよいか。

検討内容

各施設で外国人の避難誘導等への対応が決まっていなかったため、噴火時等の避難場所や災害情報の入手先について多言語で周知する方法を検討した。噴火時に刻々と変化する状況について従業員が外国語で説明できるとは限らないため、多言語でリアルタイムの情報を入手できる方法を検討した。

検討結果

富士山噴火時に利用者等に求められる、比較的安全な屋内への退避や噴火現象から遠ざかる避難について明記した多言語（英語・中国語・韓国語）のチラシを作成した。また、裏面には防災情報が提供されるホームページ閲覧先を掲載した。本チラシを受付や各部屋など宿泊客の目に付くところに掲示しておき、有事の際に素早く活用できるようにした。



4. モデル施設の避難確保計画

避難確保計画の作成例

各施設の避難確保計画を参考にする際には、影響する火山現象や施設の規模、利用者等の人数等の特徴や実情を考慮する必要がありますので、ご注意ください。

【火口周辺・単独施設】

事例① 牧場及び関連施設の避難確保計画・・・・・・・・・・ 32

【火口周辺・地区一体】

事例② 旅館・キャンプ場等の避難確保計画・・・・・・・・・・ 51

事例③ 山小屋の避難確保計画・・・・・・・・・・ 78

【居住地域・単独施設】

事例④ 保育所の避難確保計画・・・・・・・・・・ 122

事例⑤ 小中学校の避難確保計画・・・・・・・・・・ 143

事例⑥ 特別養護老人ホームの避難確保計画・・・・・・・・・・ 167

事例⑦ 小学校の避難確保計画・・・・・・・・・・ 192

事例⑧ 民宿の避難確保計画・・・・・・・・・・ 213

【居住地域・地区一体】

事例⑨ ロープウェイ、スキー場の避難確保計画・・・・・・・・ 230

事例⑩ 民宿の避難確保計画・・・・・・・・・・ 257

八丈富士噴火時等の避難確保計画（案）

八丈町産業観光課

令和〇年〇月

目 次

1	計画の目的	3
2	施設の位置	3
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	4
4	防災体制	5
5	情報伝達及び避難誘導	
5. 1	噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	6
5. 2	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	10
5. 3	臨時の解説情報等が発表された場合	11
6	資器材の配備等（必要な物資等）	12
7	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等の必要な措置	13
8	参考資料等	14

1 計画の目的

当施設※は、八丈町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、第8条に基づき本計画を定める。本計画は、当施設の従業員及び利用者（以下、「施設利用者」という。）の噴火時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

※当施設とは、ふれあい牧場内に立地する八丈富士牧野休憩舎、駐車場、展望台、牛舎、トイレ等の施設及び各施設を接続する敷地内通路をいう。

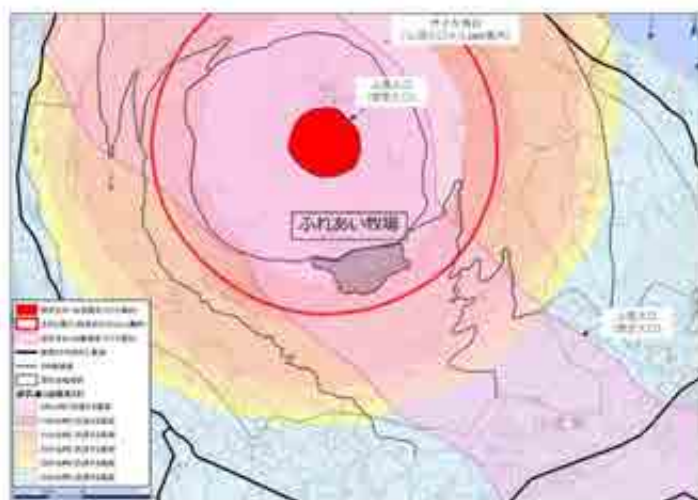
2 施設の位置

当施設は、山頂噴火想定火口域から約1km圏内に位置しており、噴火警戒レベル2の場合は立入規制が行われ、当施設から規制区域外への避難が必要となる。当施設に影響のある火山現象は、大きな噴石、溶岩流、火砕流、土石流、降灰等が想定されている。

表一1 施設の位置

項 目		内 容
想定火口からの距離		概ね1km圏内
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲内
	レベル3：入山規制	範囲内
	レベル4・5：避難準備・避難	範囲内
当施設に影響のある火山現象		大きな噴石、溶岩流、火砕流、土石流等

以下に、施設の位置図を示す。



（出典）八丈島火山避難計画（令和元年5月）をもとに作図

図一1 施設の位置図

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

避難確保を行うべき対象は、原則として施設利用者とする。

また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

当施設の従業者数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表－2 避難を確保すべき対象者数
(日中のピーク：8月の休日の午後2時ごろを想定)

施設利用者		施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
従業者数	最大利用者数	
4人	30人	—

当施設周辺の地図を以下に示す。



(出典) 八丈町資料

図－2 施設周辺の地図

4 防災体制

表一3 噴火警戒レベルに合わせた八丈町の対応表

噴火警戒レベル	施設運営と対策
レベル5	施設：閉鎖 対応：八丈町災害対策本部の動向を確認しながら、 情報を収集し対策の検討をおこない施設利用者へ情報の伝達と下山を促す。
レベル4	
レベル3	
レベル2	
レベル1	施設：開場 対応：特になし

※八丈町災害対策本部が設置されていない場合には、八丈町総務課と読み替えるものとする。(以降同様)

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表一4 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	従業員の役割
噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	・統括管理 ・情報伝達 ・避難誘導
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	・統括管理 ・情報伝達

従業員及び関連機関職員の役割

- ・統括管理は産業観光課長がおこない、以下の災害対応にあたる。
- ・情報伝達は産業観光課産業係職員がおこなう。
- ・避難誘導は牧場管理職員及び八丈富士牧野休憩舎従業員がおこなう。

5 情報伝達及び避難誘導

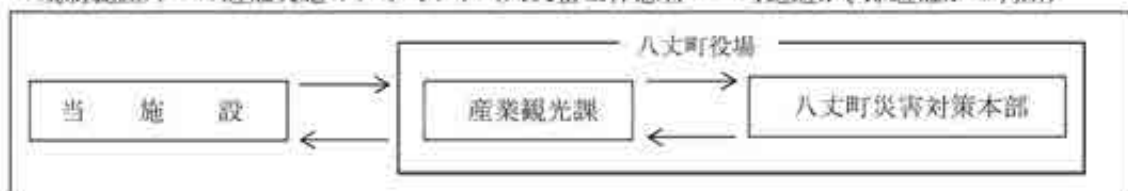
5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合

ア 情報収集・伝達

八丈富士の噴火の発生を認知した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。直ちに災害対応体制をとるとともに、八丈町災害対策本部に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。その後も継続して八丈町災害対策本部と連絡を取り合い、情報の共有を行う。

共有する情報は、以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・施設利用者の避難状況、被災状況（負傷者数など）
- ・施設及び周辺の被害状況
- ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
- ・規制範囲外への避難実施のタイミング（八丈富士休憩舎へ一時退避か、即避難かの判断）



図—3 緊急連絡の流れ

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表—5 各施設及び関係機関連絡先一覧

分 類	業 種	施設名	連絡先
連絡先 (関連機関の窓口)	行政機関	八丈町総務課	〇〇〇〇〇〇
		八丈町産業観光課	〇〇〇〇〇〇
		八丈支庁総務課	〇〇〇〇〇〇
		八丈町消防本部	〇〇〇〇〇〇
		町立八丈病院	〇〇〇〇〇〇
		八丈島警察署	〇〇〇〇〇〇
	その他関係機関	八丈町商工会	〇〇〇〇〇〇
参考(防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	気象庁火山監視・警報センター	〇〇〇〇〇〇
			〇〇〇〇〇〇

種別	名 称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者入山等への対応
特別 警戒	噴火警戒 (居住地域) 又は 噴火警戒	居住地域 及び それより 火口側	level 5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生。あるいは接近している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			level 4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備。警戒区域の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警戒	噴火警戒 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで	level 3 入山規制		居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて警戒区域の避難準備等。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	level 2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生。あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予備	噴火予備	火口内等	level 1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が認められる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

図-4 噴火警戒レベル表

○噴火警戒レベル2～ 情報伝達の際は、状況を確認し関連機関と連絡をとり八丈町対策本部からの指示等を伝達する。

避難誘導の際は、八丈町からの情報を確認しながら施設利用者へ下山を促す。

八丈富士休憩舎は状況に応じて緊急避難スペースとして活用した後、速やかに閉鎖して避難する。※1

※1 噴火警戒レベル2～はできる限り速やかに施設利用者の安全確保のために下山を促す。施設利用者不在となり次第、八丈富士休憩舎を閉鎖し下山する。

また、突発的な噴火の際には、八丈富士休憩舎は安全な下山ができるまでの緊急避難スペースとして活用する。

イ 避難誘導対応（屋外から屋内への緊急避難の誘導等）

避難誘導の際は、自身の安全を確保しつつ、八丈富士休憩舎の建物の入り口等で、屋外にいる施設利用者に対して、拡声器等で八丈富士が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる施設利用者に対しても、八丈富士が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

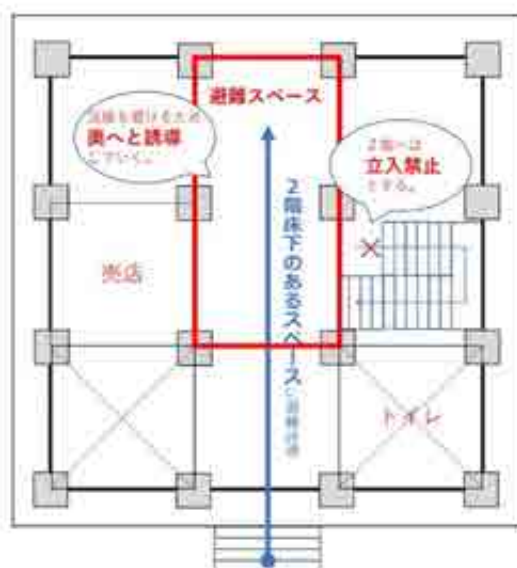
ウ 建物内のより安全な場所への誘導

避難誘導の際は、施設利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、建物内のより安全な場所へ誘導する。

八丈富士休憩舎への経路図を下記に示す。



図一5 建物内のより安全な場所と経路図



図一6 緊急避難スペース（八丈富士休憩舎1階）

エ 緊急避難者状況の把握・整理

避難誘導の際は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。

オ 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

カ 規制範囲外への避難

緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、八丈町災害対策本部と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は八丈町災害対策本部の指示する場所とし、規制範囲外への避難経路は下記のとおり経路A、B-1、B-2のいずれかを基本とする。

ただし、八丈町災害対策本部の指示があった場合は、この限りでない。



(出典) 地理院地図に町加筆

図一 7 避難先と避難経路

規制範囲外への避難手段は、各自の手段での規制範囲外への避難を基本とする。ただし、八丈町災害対策本部から指示があった場合は、この限りではない。

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要

要となった場合

ア 情報収集・伝達

八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）に引き上げられたこと、又は立入規制を実施したことについて、八丈町災害対策本部から第一報を受けた場合、直ちに災害対応体制をとる。

その後、八丈町災害対策本部と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。表―5「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表―8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。



図―8 緊急連絡の流れ

イ 避難誘導対応

規制範囲外への避難が必要となった場合、建物内にいる施設利用者や屋外にいる施設利用者、さらには施設周辺に、拡声器などを活用し、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。文案を以下に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）になりました。火口から1km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）になりました。火口から1km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに規制範囲外に避難してください。避難に際しては、八丈町災害対策本部や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

ウ 規制範囲外への避難の実施

施設利用者を規制範囲外に避難させるための避難経路を定めておき、避難手段については、各自の手段での避難を基本とする。ただし、八丈町災害対策本部から指示があった場合は、この限りではない。

避難誘導班は、施設利用者の人数や避難の状況などを把握・整理する。

避難手段のない施設利用者がいる場合、八丈町災害対策本部との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。

最後に、建物内に残留者がいないか確認する。

避難経路は、図－7「避難先と避難経路」による。

5. 3 臨時の解説情報等が発表された場合

ア 情報収集・伝達

八丈富士に関する臨時の解説情報が発表されたことを、八丈町災害対策本部からの連絡を受けた場合、直ちに情報収集体制をとる。その後、八丈町災害対策本部と随時、情報収集・伝達を行う。

施設内や屋外空間にいる施設利用者に八丈富士の臨時の解説情報が発表されたことを施設内に掲示又は呼びかける。文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から八丈富士に関する臨時の解説情報が出されました。
今後の火山活動や気象庁・八丈町から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・



図－9 緊急連絡の流れ

また、表－5「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表－8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。

6 資器材の配備等（必要な物資等）

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、表のとおりである。施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表一6 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置・保管場所	数 量
情報収集・伝達	テレビ	八丈富士休憩舎	1台
	ラジオ		1台
	インターネット端末		1台
避難・誘導	携帯用拡声器		1機
	ヘルメット		30個
	マスク		30枚
	医薬品		1セット
その他	予備電池		数個
	懐中電灯		5個
	ポータブル火山ガス検知器		1機
	立入り禁止柵		数個

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等の必要な措置

(1) 防災教育・訓練の実施

毎年、従業員を対象に教育を実施するとともに、必要に応じて避難誘導訓練を実施する。
日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

(2) 避難確保計画の見直し

関係機関主催の研修会や防災講演会等を通じて、計画の検証及び見直しを行う。

(3) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を以下に伝達する。
気象庁火山監視・警報センター 03-3212-8341（内線4536）

(4) 施設利用者への情報提供

建物内のより安全な場所・退避経路・避難先等は、必要時に八丈富士休憩舎内に掲示する。

表一 7 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
施設周辺の避難経路・避難先 (噴火時等における避難ルート誘導地図)	掲示 (八丈富士休憩舎1階)
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示

8 参考資料等

表—8 参考とすべき情報等（例）

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である。（全国版、各地方版）		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である。（全国版）		

収集する 情 報 等	内 容	発表 機関	収集方法
噴 火 に関 する 火山観測 報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発 生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って 観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報 である。	気象庁	テレビ、ラジ オ、気象庁ホ ームページ、 防災行政無 線、携帯端末 等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか （降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の 落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動を とれるようにするために、定期的に発表する「降灰予 報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り 始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるよう にするために発表する「降灰予報（速報）」、火山 から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な 対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予 報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予 報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの 放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性 のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に 関する 海上 警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や 沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対し て警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及 ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊 急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の 雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴 火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫し ている場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づ き緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関 して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一 般に周知する情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基 づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の 指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交 通省	

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

表一9 退避狀況整理樣式

整理樣式

年 月 日

緊急避難者数			うち負傷者数	備 考
利用者	従業員等	合計		
人	人	人	人	人

避難者名簿

[illegible]

—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」となる）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火情報でお伝えします。



The map illustrates the evacuation area for the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant. It features several concentric and irregular zones representing different levels of evacuation. A yellow circle in the center represents the core area. Surrounding it is a larger orange area, followed by a green area, and then a white area. The map also shows the coastline, major roads, and the locations of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant and the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant. A scale bar at the bottom left indicates distances up to 2000 meters. A legend at the bottom right explains the symbols used on the map.

居住地域までの必要な範囲への入込規制

レベル5（避難）
危険な居住地域からの避難が必要

レベル4（避難区域）
避難が必要で居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難が必要

レベル3（入山規制）
居住地域の境界から山頂側の範囲への入込規制

レベル2（入口周辺規制）
登山山頂入口から約1kmの範囲への入込規制

レベル1（登山山であることに留意）
特になし

主要道路（国道）
登山入口
居住地域の境界
避難所
海岸線

登山入口の中心から1km
レベル3の規制範囲
避難所（一時集会所）
海岸線

●注記：本図は避難区域と関係して作成したものではありません。レベル1の範囲は避難行動要支援者の避難区域（レベル2）と一致する場合があります。

図—10 八丈島の噴火警戒レベルに即した防災対応（出典：気象庁資料）

八丈島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (色・数字)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (紫)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 有史以降の事例なし。 ●山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 有史以降の事例なし。 1699年「西山南東斜面で噴火、溶岩流」
			4 (赤)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	●山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達する可能性がある。 有史以降の事例なし。 ●山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 有史以降の事例なし。
警戒	噴火警戒(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (黄)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常の生活。	●山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 有史以降の事例なし。 ●山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 有史以降の事例なし。
		火口周辺	2 (黄)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	●火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 有史以降の事例なし。 ●火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生。 有史以降の事例なし。
予報	噴火予報	火口内等	1 (青)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏。山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として基の影響を受けずに降道を聞いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁Webでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

図-11 八丈島の噴火警戒レベル (出典: 気象庁資料)

栗駒山噴火時等の避難確保計画（案）

令和３年１月

地区名：須川温泉周辺地域（須川高原）

（施設名：須川高原温泉）

目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	2
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	5
5. 情報伝達及び避難誘導	7
5.1 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の 状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	7
5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合	9
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	12
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	17
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	20
8. 参考資料	21
9. 様式	25

1. 計画の目的

須川温泉周辺地域（須川高原）（以下「当地区」という。）に立地する以下の施設は、一関市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者（以下「利用者等」という。）に対して、栗駒山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内の避難促進施設

No.	施設名称	所有者等
1	★須川高原温泉	須川高原温泉株式会社
2	須川ビジターセンター	岩手県 環境生活部 自然保護課
3	須川野営場	一関市 商工労働部 観光物産課

★は、当地区内の代表施設を示す。

2. 当地区の位置

当地区は、想定火口から概ね1 kmに位置している。噴火警戒レベル3以上の場合、一関市から避難勧告等が発令され、避難が必要になる。

表2 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね1 km
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内

当地区に影響のある火山現象は以下のとおり。

表3 当地区に影響のある火山現象

影響する火山現象	大きな噴石、火砕流・火砕サージ、小さな噴石、火山灰
----------	---------------------------

以下に、当地区の位置図を示す。



図1 当地区の位置図（栗駒山の噴火警戒レベルリーフレットより）

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とし、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。

また、本計画では、須川高原温泉の営業期間内及び開業・閉業準備期間を対象とする。

なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表4 避難を確保すべき利用者等

(日中のピーク：10月上旬の休日の13時ごろを想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
宿泊施設	① ★須川高原温泉	25人	約900人※1	
その他	② 須川ビジターセンター	5人	約60人	
	③ 須川野営場		約5人	
合計		30人	約960人	約1700人(推定値)

★は、当地区内の代表施設を示す。

※1 2020年10月4日の実測値(908人)から推定

表5 避難を確保すべき利用者等

(夜間のピーク：10月上旬の休日の夜間を想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
宿泊施設	① ★須川高原温泉	20人	約200人※2	
その他	② 須川野営場	0人	5人	
合計		20人	約200人	約30人(推定値)

★は、当地区内の代表施設を示す。

※2 2020年10月3日の実測値(217人)から推定

当地区の各施設の位置図を以下に示す。本計画で対象とする範囲は、赤枠内とする。

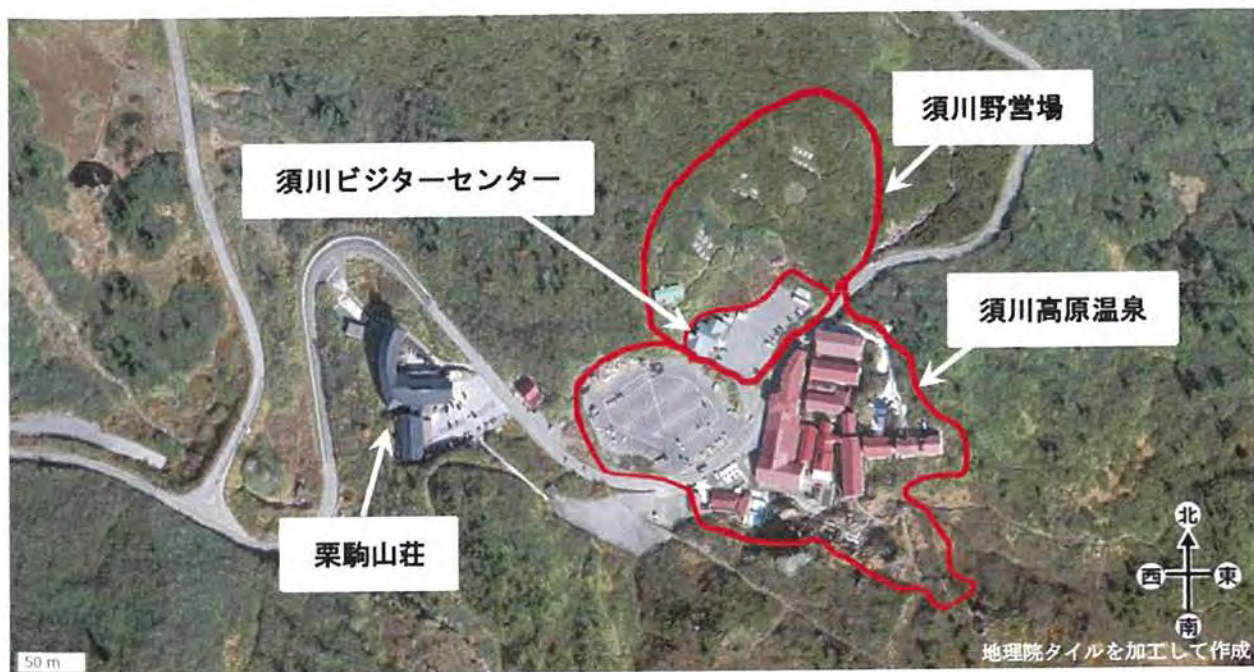


図2 施設位置図

4. 防災体制

栗駒山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、以下のとおりである。

表6 火山活動状況と防災体制の関係

防災体制	各施設の班組織		状況
情報伝達体制	須川高原温泉は、以下の班体制をとる。 ・現地対応責任者 ・情報班	左記を除く各施設は、以下の者を置く。 ・現地対応責任者	噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合
災害対応体制	須川高原温泉は、以下の班体制をとる。 ・現地対応責任者 ・情報班 ・避難誘導班	左記を除く各施設は、以下の者を置く。 ・現地対応責任者	噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合
			噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。

★代表施設		須川高原温泉	
現地対応責任者	■ ■	・地区の統括	
(夜間)	■ ■		
情報班(班長)	■ ■	・火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約	
(夜間班長)	■ ■		
避難誘導班(班長)	■ ■	・市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ(現場での広報) ・避難誘導	
(夜間班長)	■ ■		
地区構成施設		須川ビジターセンター	
現地対応責任者	管理受託者 ■ ■ (須川の自然を考える会)	■ ■	
(夜間)	須川高原温泉		
地区構成施設		須川野営場	
現地対応責任者	管理受託者 ■ ■ (須川の自然を考える会)	■ ■	
(夜間)	須川高原温泉		

※須川野営場においては、管理者が帰宅する際、夜間の野営場利用者数を須川高原温泉に伝達する。

図3 地区の体制図

各施設の現地対応責任者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表7 各施設の現地対応責任者の代理順位

代理順位	氏名		
	★須川高原温泉	須川ビジターセンター	須川野営場
第1位	■ ■	管理受託者 ■ ■ (須川の自然を考える会)	
第2位	■ ■	管理受託者 ■ ■ (須川の自然を考える会)	

★は、当地区内の代表施設を示す。

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

（1）情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表8 当地区として行う情報収集・伝達

	代表施設	地区構成施設
①防災体制の確立	市からの第一報をもとに情報伝達体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制をとる。
②市との協議	市と以下の情報を共有する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等	
③地区内での情報共有	利用者等に噴火警戒レベルが「2」に引き上げられたこと（又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと）を伝達する。 併せて、代表施設は、栗駒山荘とも情報を共有する。	

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表9 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関		連絡先	担当窓口
代表施設	須川高原温泉		固定電話 ■■■■■■	
地区構成施設	須川ビジターセンター		携帯電話 ■■■■■■	■■■ ■■■ (須川の自然を考える会)
	須川野営場			
その他施設	栗駒山荘		固定電話 ■■■■■■	
行政機関	一関市	平常時 又は 災害警戒本部	固定電話 ■■■■■■	防災課危機管理係
		災害対策本部	衛星電話 ■■■■■■	
			固定電話 ■■■■■■	
	岩手県自然保護課		固定電話 ■■■■■■	
	一関市観光物産課		固定電話 ■■■■■■	

（２）利用者等への周知

各施設は、噴火警戒レベルが「２」に引き上げられたこと（又は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと）を利用者等に伝える。

また、須川高原温泉が地区内放送用の可搬型広報スピーカーを操作し、広報する。（ただし、須川野営場では、可搬型広報スピーカーによる広報が十分に聞こえない可能性があることに留意する。）

なお、夜間における須川野営場への伝達は、須川高原温泉が行う。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルが「２」に引き上げられた場合〉

ただ今、噴火警戒レベルが「２」に引き上げられました。

栗駒山では、通常より、火山活動が活発になっています。

須川高原温泉横の登山口から山側には入らないでください。なお、当地区は規制の範囲外です。

今後の火山活動や气象台・一関市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。

栗駒山では、通常より、火山活動が活発になっています。

今後の火山活動や气象台・一関市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表11 当地区として行う情報収集・伝達

	代表施設	地区構成施設
①防災体制の 確立	市からの第一報をもとに災害対応体制 をとり、すべての地区構成施設へ連絡 する。	地区構成施設内での災害対応体制をと る。
②市との協議	市と以下の情報を共有し、避難等の実 施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活 動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後 の火山活動の推移等 ・地区内の施設の利用者数	
③地区内での 情報共有	市との協議で得られた情報を地区構成 施設と共有する。 併せて、栗駒山荘とも情報を共有す る。	利用者等の避難状況を代表施設と共有 する。

関係機関の連絡先は、表9のとおりである。

(2) 避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達

各施設は、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器）で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示の発令により規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。

また、須川高原温泉が地区内放送用の可搬型広報スピーカーを操作し、広報する。（ただし、須川野営場では、可搬型広報スピーカーによる広報が十分に聞こえない可能性があることに留意する。）

なお、夜間における須川野営場への伝達は、須川高原温泉が行う。

文案を下記に示す。

〈施設内及び周辺での広報〉

ただ今、栗駒山の噴火警戒レベルが3に上がり、当地域へは、「避難勧告」（又は、「避難指示（緊急）」）が発令されました。速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。避難に際しては、気象台・一関市から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉

「5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。

② 規制範囲外への避難の実施

規制範囲外への避難経路は、図4で示す3つの方向が想定される。代表施設の現地対応責任者は、規制範囲外への避難の可否やタイミング、避難方向について一関市と協議の上、利用者等の避難誘導を実施する。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。避難手段のない利用者等がいる場合、一関市との協議により、車両の手配を要請する。

なお、規制範囲外への避難誘導に際しては、栗駒山荘とも連絡を取り、連携して実施する。

施設関係者についても、施設内に残留者がいないことを確認した後、規制範囲外への全員避難を完了させる。



図4 避難方向

(3) 避難完了の報告

地区構成施設は、利用者等の避難状況を代表施設と共有する。代表施設は、当地区の避難完了について、一関市に報告する。

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表12 当地区として行う情報収集・伝達

	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ連絡する。
②防災体制の確立	災害対応体制をとり、 ・一関市に噴火の発生を連絡する ・すべての地区構成施設へ連絡する	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
③市との協議	市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況 ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・規制範囲外への避難のタイミング	
④地区内での情報共有	各施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 ・退避状況集計方式（様式1） ・退避状況整理様式（様式2） 各施設及び周辺の被害状況を把握する。 併せて、代表施設は栗駒山荘とも情報を共有し、利用者の退避状況の把握に努める。	

（２）避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設の担当者は身の安全を図りつつ、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器）で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかける。併せて、建物内にいる利用者等に対しても栗駒山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

また、地区内放送用の可搬型広報スピーカーは須川高原温泉が操作し、広報する。（ただし、須川野営場では、可搬型広報スピーカーによる広報が十分に聞こえない可能性があることに留意する。）

なお、夜間における須川野営場への伝達は、須川高原温泉が行う。

文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、栗駒山が噴火しました。建物の外に出ないでください。

また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺・須川野営場への広報〉

ただ今、栗駒山が噴火しました。ただちに、近くの屋根がある場所に避難してください。

繰り返します・・・

② 建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を各施設内のより安全な場所に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

須川高原温泉内のより安全な場所は以下のとおりである。



図5 須川高原温泉内のより安全な場所

（３）施設間の緊急退避誘導

各施設は、噴石の飛散状況等火山活動の状況を観察し、利用者を須川高原温泉へ誘導する。

各施設の現地対応責任者は、須川高原温泉の現地対応責任者と連携し、利用者等への対応にあたる。



図６ 施設間の緊急避難誘導先

（４）退避者状況の把握・整理

各施設の現地対応責任者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式１）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式２）により整理する。

代表施設は、地区構成施設の情報を集約し、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

（５）応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を現地対応責任者に報告する。

（６）規制範囲外への避難

代表施設の現地対応責任者は、規制範囲外への避難の可否やタイミング、避難方向（図4）について、一関市と協議の上、利用者等の避難誘導を実施する。なお、市との連絡が困難な場合には、噴石等に注意しつつ、火砕流・火砕サージの影響範囲外まで避難する。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とし、必要に応じて、車両の手配、負傷者の救助等を一関市に要請する。

なお、規制範囲外への避難誘導に際しては、栗駒山荘とも連絡を取り、連携して実施する。

施設関係者についても、施設内に残留者がいないことを確認した後、規制範囲外への全員避難を完了させる。

（７）避難完了の報告

地区構成施設は、利用者等の避難状況を代表施設と共有する。代表施設は、当地区の避難完了について、一関市に報告する。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（１）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設（須川高原温泉）で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

現地対応責任者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

現地対応責任者は、毎年４月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。また、更新等の状況を代表施設に報告する。

表13 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和2年10月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	各居室	70台
	ラジオ	フロント事務所	1台
	ファックス	フロント事務所	1台
	インターネット端末	フロント事務所	1台
避難誘導	可搬型広報スピーカー		
	携帯用拡声器	フロント事務所	1台
	ヘルメット	旧広間倉庫	10個
	マスク	フロント事務所	100枚
	寝具・防寒具	各階管理室、客室	
	医薬品	フロント事務所	1箱
その他	自家発電装置	旧広間倉庫	1台
	自家発電用燃料（予備）	発電機棟前	100ℓ
	予備電池（単1～単4）	フロント事務所	各10個
	懐中電灯	フロント事務所	3台
	ポータブル火山ガス検知器	フロント事務所	1台

② 建物内のより安全な場所

当施設（須川高原温泉）の建物内のより安全な場所は図5のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

(2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区で現在保有する避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、下表のとおりである。代表施設は、毎年4月に各施設に報告を求め、更新する。

表14 地区における資器材、備蓄物資一覧

	★須川高原温泉	須川 ビジターセンター	須川野営場	合計
携帯用拡声器	1個	なし	なし	1個
メガホン	なし	なし		なし
ヘルメット	10個	21個		31個
マスク	100枚	なし		100枚
水	24本 (ペットボトル)	なし		24本 (ペットボトル)
食料	2缶 (乾パン)	なし		2缶 (乾パン)
医薬品	1箱	なし		1箱
自家発電装置	1台	1台		2台
自家発電用燃料 (予備)	100L	198L		298L
予備電池	単1～単4各10個	なし		単1～単4各10個
懐中電灯	3台	なし		3台
電池式照明器具	なし	なし		なし
ポータブル火山ガス 検知器	1台	なし		1台

★は、当地区内の代表施設を示す。

② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は以下のとおりである。代表施設は、毎年4月に各施設に報告を求め、更新する。

表15 当地区における保有車両一覧

施設 車種	★須川高原温泉	須川 ビジターセンター	須川野営場	合計
普通車両	2台	0台	0台	2台
バス小型	0台	0台	0台	0台
バス大型	0台	0台	0台	0台
貨物車	1台	0台	0台	1台

★は、当地区内の代表施設を示す。

代表施設は、緊急時における輸送手段の確保について、あらかじめ一関市及び協力機関と調整し確認しておく。

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当地区における研修・訓練の実施

当地区においては、下表の研修・訓練を実施する。

表17 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
避難訓練（火山災害対象）	年1回	従業員・利用者等

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、一関市に報告する。

(3) 当地区における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表18 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
噴火警戒レベルについて 規制範囲等について	噴火警戒レベルリーフレット	掲示又は配布
野営場利用者の 噴火時の行動について	野営場における噴火時等の行動	口頭・掲示・配布等

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を一関市等に伝達する。連絡先は、表9のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベルリーフレット

栗駒山の噴火警戒レベル

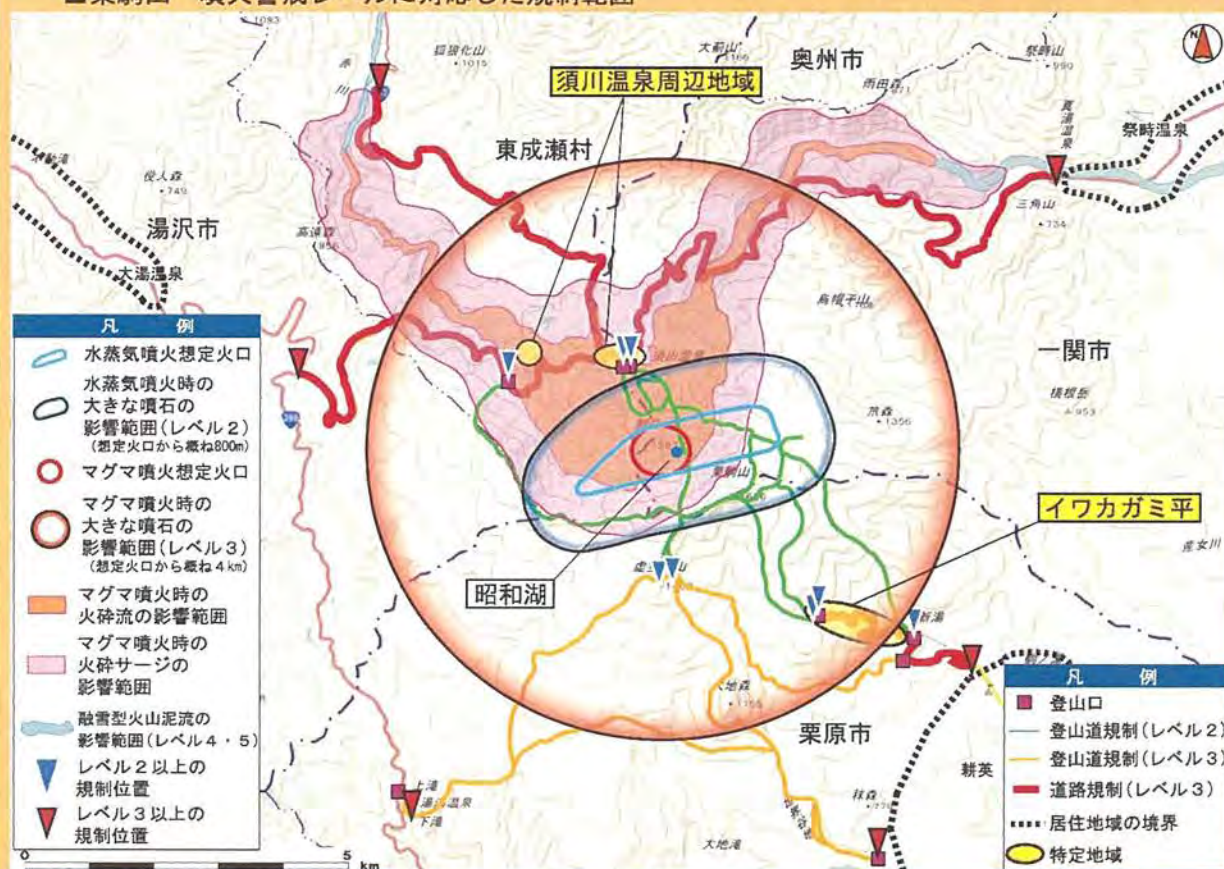
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 栗駒山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



昭和湖を南から望む

■ 栗駒山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土地理院「地理院地図」を使用して作成しています。

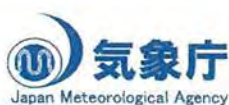
※図中の特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いうちに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指します。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合があります。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)

■この図は栗駒山の噴火警戒レベルに対応した規制として、レベル2、3における主な規制範囲を示しています。

■栗駒山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、一関市、栗原市、湯沢市、東成瀬村にお問い合わせください。



本冊子は、植物性インクを使用しています。



仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL: 022-297-8164 <https://www.jma-net.go.jp/sendai/>
盛岡地方気象台
TEL: 019-622-7868 <https://www.jma-net.go.jp/morioka/>
秋田地方気象台
TEL: 018-823-8291 <https://www.jma-net.go.jp/akita/>
栗駒山火山防災協議会事務局：岩手県
TEL: 019-629-5155 <http://www.pref.iwate.jp/>



栗駒山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降事例なし
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。	●融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降事例なし
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	●火口から概ね4 km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 過去事例 有史以降事例なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	●火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 過去事例 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

9. 様式

様式 1 退避状況集計様式

施設名：須川高原温泉

集計様式				年 月 日 : 現在
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

様式 2 退避状況整理様式

No	ケル -フ	氏名（フリガナ）	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	防災 一郎（ホウサイ イロウ）	男	40		
	↓	防災 花子（ホウサイ ハナコ）	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

富士山噴火時等の避難確保計画（案）

令和３年１月

地区名：富士山吉田口登山道
（七合目地区）

施設名：東洋館、鳥居荘、富士一館、鎌岩館
七合目トモエ館、日の出館、花小屋

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当地区の位置	2
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	4
4. 防災体制	7
5. 情報伝達及び避難誘導	10
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	10
5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられたなった場合	23
5.3 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	26
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	28
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	37
8. 参考資料	39
9. 様式	42

1. 計画の目的

富士山吉田口登山道七合目地区（以下「当地区」という。）に立地する以下の施設は、富士吉田市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）に対して、富士山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内の避難促進施設

No.	施設名称（所有者等）
1	◎東洋館
2	鳥居荘
3	富士一館
4	鎌岩館
5	七合目トモエ館
6	◎日の出館
7	花小屋

◎は、当地区内の代表施設を示す。

※富士山吉田口旅館組合の役員改選に合わせて本計画の見直しを行い、代表施設の変更に
についても、検討を行うものとする。

2. 当地区の位置

以下に、当地区の位置図を示す。当地区は、火口ができる可能性のある範囲に位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合に避難が必要になる。

表2 施設の位置

項目		内容
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）※	
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内
地区に影響のある火山現象		大きな噴石、小さな噴石、降灰、 火砕流・火砕サージ、溶岩流、 融雪型火山泥流、火山ガス、火山性地震

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

次項に、当地区の位置図を示す。

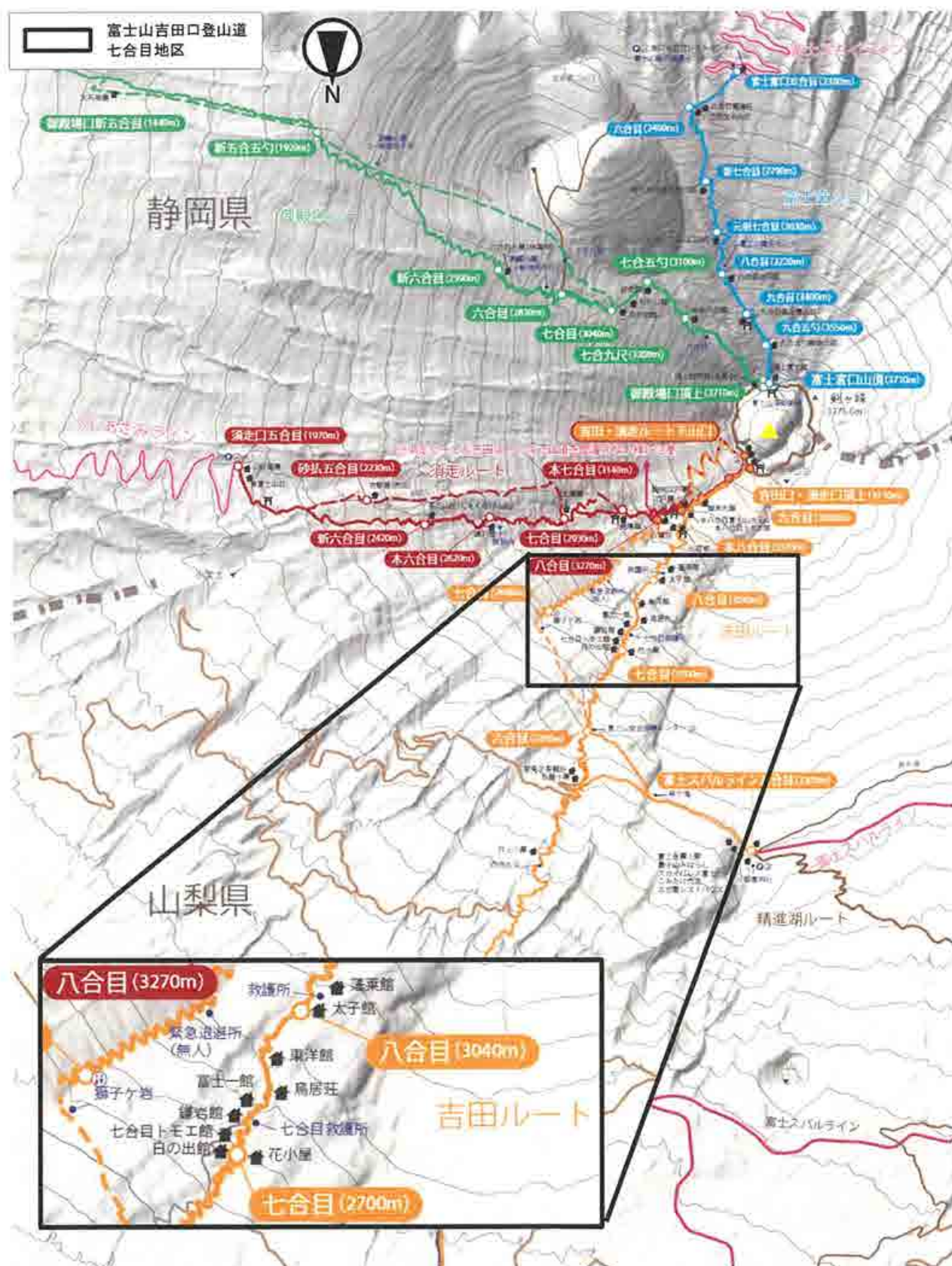


図1 当地区の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。
なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

(日中のピーク8月の休日を想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	各施設のピーク時間
宿泊施設	① ◎東洋館	15人	264人	13時～17時
	② 鳥居荘	8人	200人	16時頃
	③ 富士一館	7人	110人	16時頃
	④ 鎌岩館	10人	100人	17時頃
	⑤ 七合目トモエ館	7人	100人	17時頃
	⑥ ◎日の出館	4人	100人	12時頃
	⑦ 花小屋	9人	200人	14時頃
合計		60人	904人	

施設周辺にいる
登山者・観光客等
(左記を含まない)

150人
30人
20人
20人
30人
10人
100人
360人

◎は、当地区内の代表施設を示す。

表4 避難を確保すべき利用者等

(夜間のピーク8月の休日を想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	各施設のピーク時間
宿泊施設	① ◎東洋館	15人	264人	23時～1時
	② 鳥居荘	8人	200人	22時頃
	③ 富士一館	7人	110人	24時頃
	④ 鎌岩館	10人	70人	24時頃
	⑤ 七合目トモエ館	7人	150人	20時～23時
	⑥ ◎日の出館	2人	100人	20時頃
	⑦ 花小屋	9人	200人	20時～23時
合計		58人	1094人	

施設周辺にいる
登山者・観光客等
(左記を含まない)

30人
30人
30人
20人
10人
4人
50人
174人

◎は、当地区内の代表施設を示す。

当地区の各施設の位置図を以下に示す。

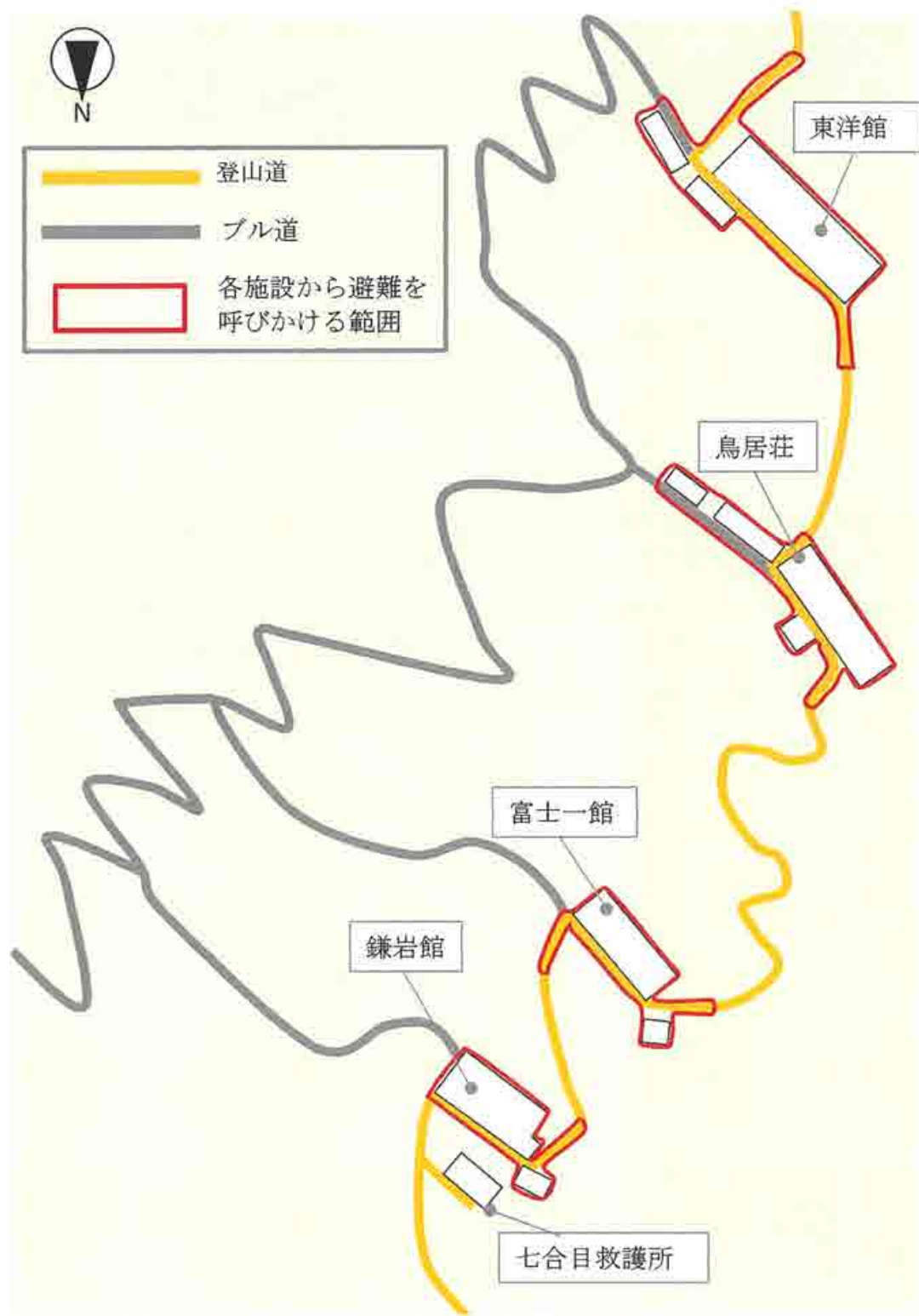


図 2—1 施設位置図

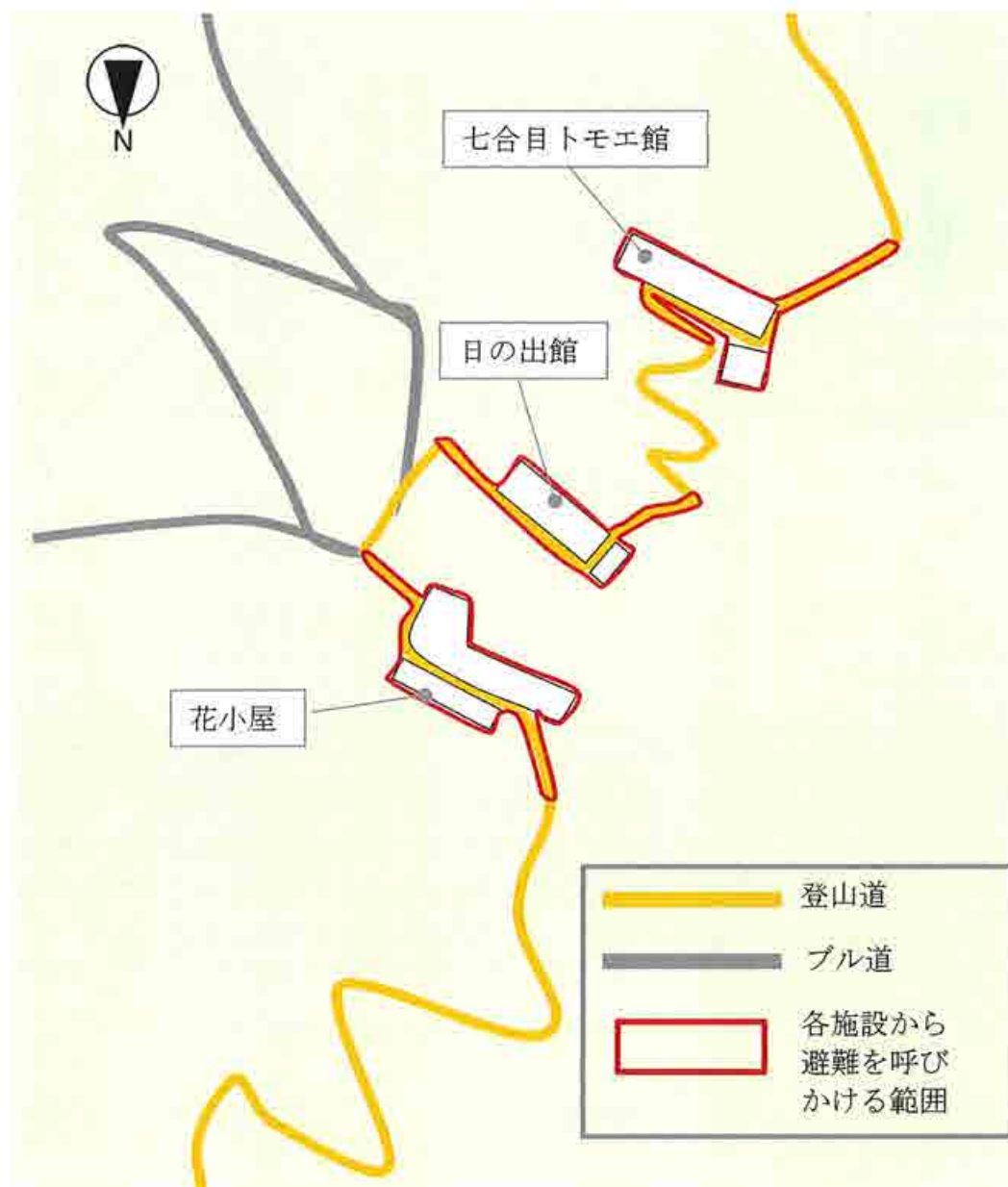


図 2—2 施設位置図

4. 防災体制

富士山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、以下のとおりである。

表5 火山活動状況と防災体制の関係

防災体制	各施設の班組織		状況
災害対応体制	日の出館（◎代表施設）については、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。 ・統括管理者 ・情報収集・伝達 ・避難誘導	噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
			噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合
情報伝達体制	日の出館（◎代表施設）については、以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班	左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。 ・統括管理者 ・情報収集・伝達	火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

◎代表施設		日の出館	
統括管理者	■■■ ■	・ 地区の統括	
(夜間)			
情報班 (班長)	■■■ ■	・ 噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・ 交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・ 各種団体・機関との情報連絡 ・ 地区の避難状況の集約	
(夜間班長)			
避難誘導班 (班長)	■■■■■	・ 市等との連絡調整 ・ 利用者の避難状況把握 ・ 利用者への避難等の呼びかけ (現場での広報) ・ 避難誘導	
(夜間班長)			
施設①	東洋館		
統括管理者	■■■ ■		
施設②	鳥居荘		
統括管理者	■■■ ■		
施設③	富士一館		
統括管理者	■■■ ■		
施設④	鎌岩館		
統括管理者	■■■ ■		
施設⑤	七合目トモエ館		
統括管理者	■■■ ■		
施設⑥	花小屋		
統括管理者	■■■ ■		

図3 地区の体制図 (七合目)

各施設の統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表 6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	氏名			
	東洋館	鳥居荘	富士一館	鎌岩館
第 1 位	■	■	■	■
第 2 位	■	■	■	■

代理順位	氏名		
	七合目トモエ館	◎日の出館	花小屋
第 1 位	■	■	■
第 2 位	■	■	■

◎は、当地区内の代表施設を示す。

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達

対応	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ伝達する。
②災害対応体制の確立	災害対応体制をとり、 ・富士吉田市に噴火の発生を連絡する。 ・すべての地区構成施設に連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
③市との協議	富士吉田市と以下の情報を随時共有し、避難等の実施について協議を実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況 ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・气象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・規制範囲外への避難経路・避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	各施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 ・退避状況集計方式（様式1） ・退避状況整理方式（様式2） 各施設及び周辺の被害状況を把握する。	

情報の収集・伝達手段については、下記の手段のうち実際の噴火時等に利用できるものを用いる。

表8 情報収集・伝達手段と主な活用方法

手段	主な活用方法
電話連絡（固定・携帯）	・市等から発表される情報の収集や市等との協議 ・代表施設と地区構成施設間の情報共有
メール（山梨県災害情報メール、富士吉田市メールマガジン、緊急速報メール）	・噴火警戒レベル引上げ等の火山活動の情報や規制の実施などの情報を入手
富士スバルライン自主防災協議会無線機	・県・市等からの情報の収集や協議 ・代表施設と地区構成施設間の情報共有
LINEグループ	・代表施設と地区構成施設間の情報共有

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表9 関係機関連絡先一覧

地区・分類		関係機関	連絡先	担当窓口
七合目	代表施設	◎東洋館	携帯電話：■■■■■■■■■■	
	構成施設	鳥居荘	固定電話：■■■■■■■■■■	
		富士一館	携帯電話：■■■■■■■■■■	
	代表施設	◎日の出	館固定電話：■■■■■■■■■■	
	構成施設	鎌岩館	携帯電話：■■■■■■■■■■	
		七合目トモエ館	固定電話：■■■■■■■■■■	
		花小屋	携帯電話：■■■■■■■■■■	
本八合目	代表施設	富士山ホテル	固定電話：■■■■■■■■■■	
	構成施設	本八合目トモエ館	固定電話：■■■■■■■■■■	
八合目	代表施設	◎元祖室	携帯電話：■■■■■■■■■■	
	構成施設	白雲荘	固定電話：■■■■■■■■■■	
		蓬莱館	固定電話：■■■■■■■■■■	
		太子館	固定電話：■■■■■■■■■■	
五合目	代表施設	◎佐藤小屋	携帯電話：■■■■■■■■■■	
	構成施設	里見平☆星観荘	固定電話：■■■■■■■■■■	
六合目		富士山安全指導センター	固定電話：■■■■■■■■■■	
行政機関		富士吉田市	直通電話：■■■■■■■■■■	富士山火山対策室
		山梨県五合目総合管理センター	直通電話：■■■■■■■■■■	
参考	その他 関係機関	甲府地方気象台	固定電話：■■■■■■■■■■	
		富士吉田消防署	固定電話：■■■■■■■■■■	
		富士吉田警察署	固定電話：■■■■■■■■■■	
		山梨県 富士山科学研究所	固定電話：■■■■■■■■■■※	
		富士急バス(株)	固定電話：■■■■■■■■■■※	

※夜間は通じない

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設の担当者は身の安全を図りつつ、拡声器等で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、富士山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉 ただ今、富士山が噴火しました。ただちに建物内に避難してください。 繰り返します・・・
〈建物内〉 ただ今、富士山が噴火しました。建物の外に出ないでください。 また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。 当施設にはヘルメットが用意されております。これから係員がヘルメットを配布しますので着用してください。 繰り返します・・・

地区内で、利用者等の避難誘導先となる施設の位置図を次項に示す。

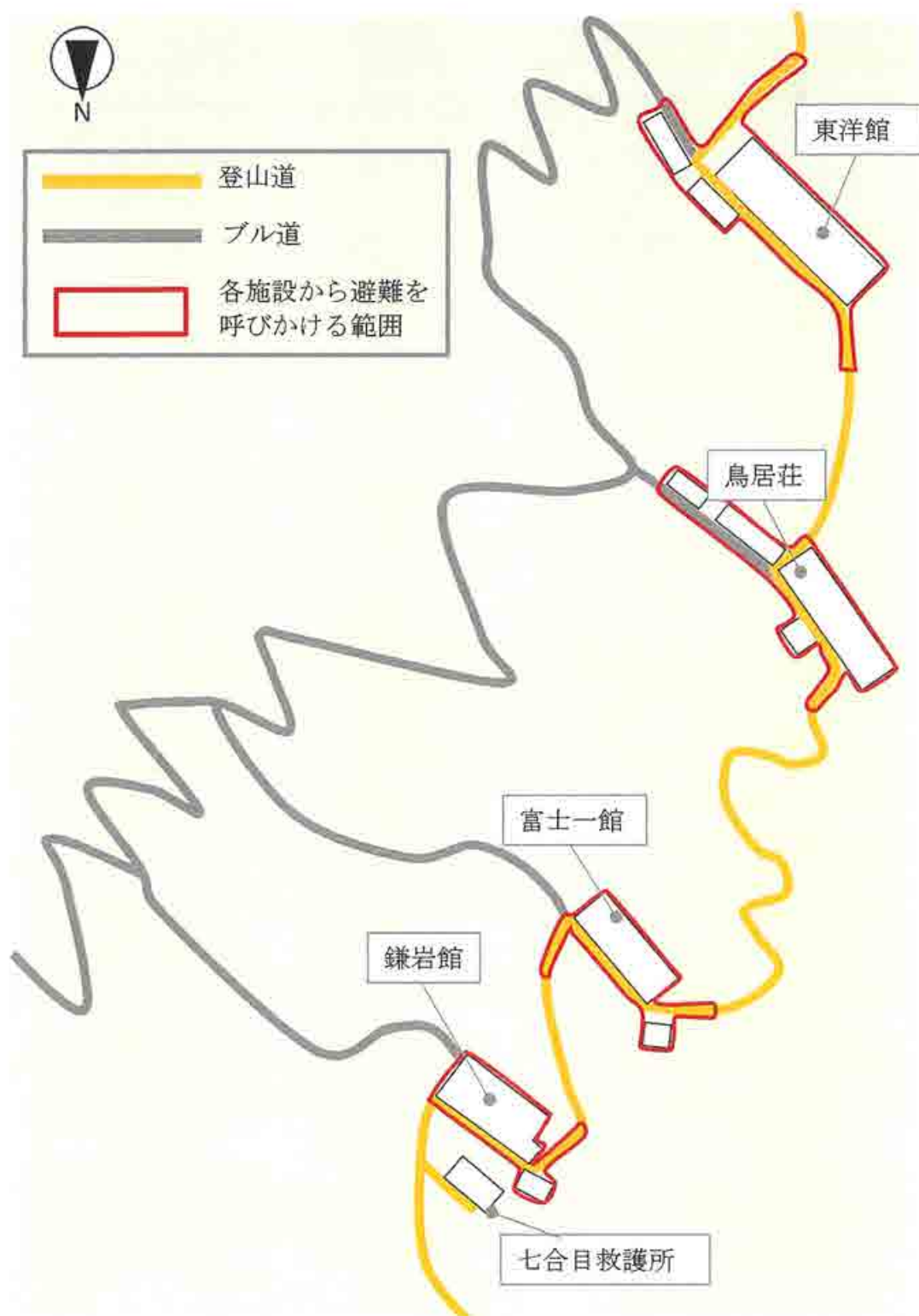


図4—1 利用者等の避難誘導先となる施設位置図

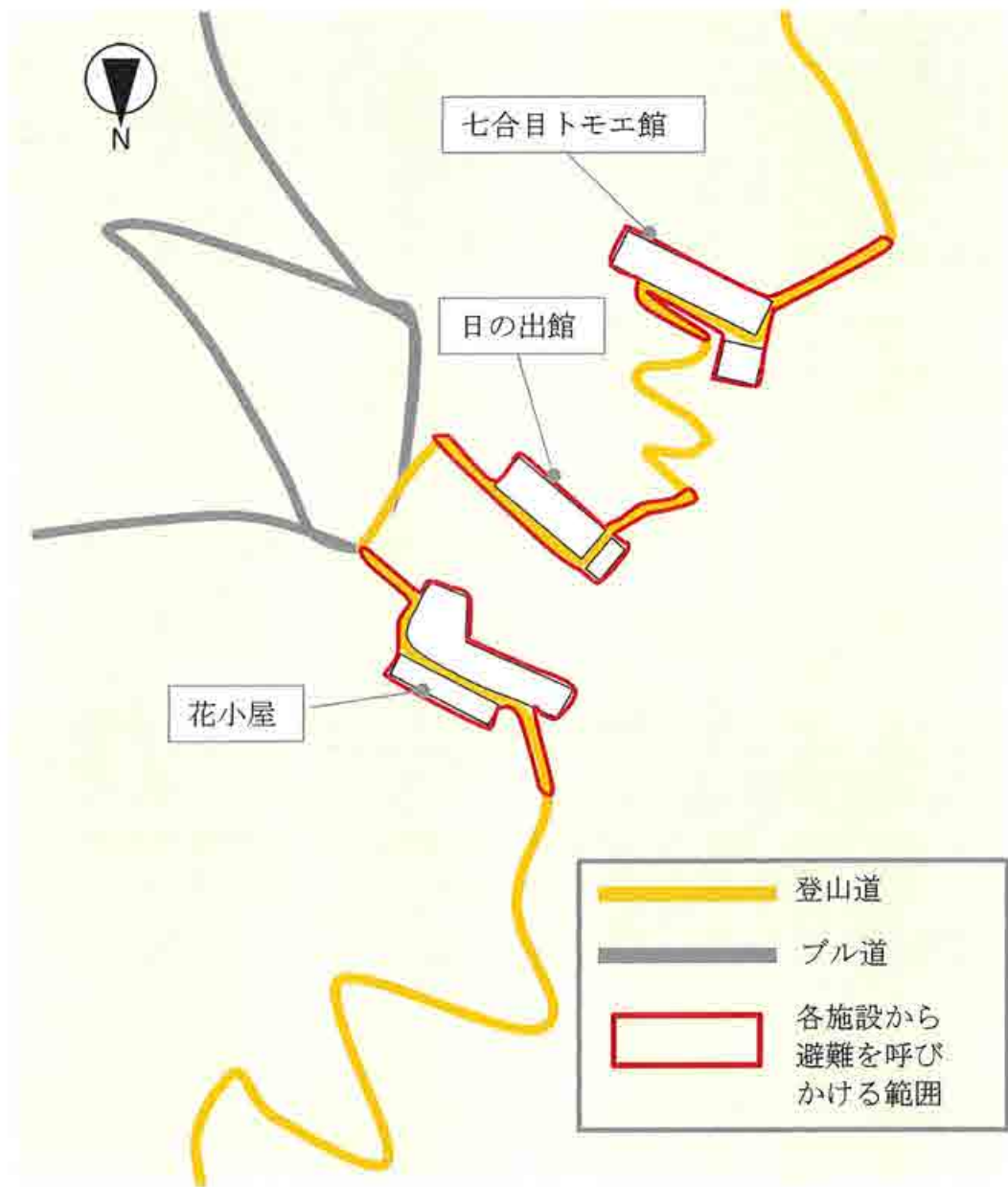


図 4—2 利用者等の避難誘導先となる施設位置図

②建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等をできる限り各施設内の建物内で上階のある箇所の下等のより安全な場所に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

各施設のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。

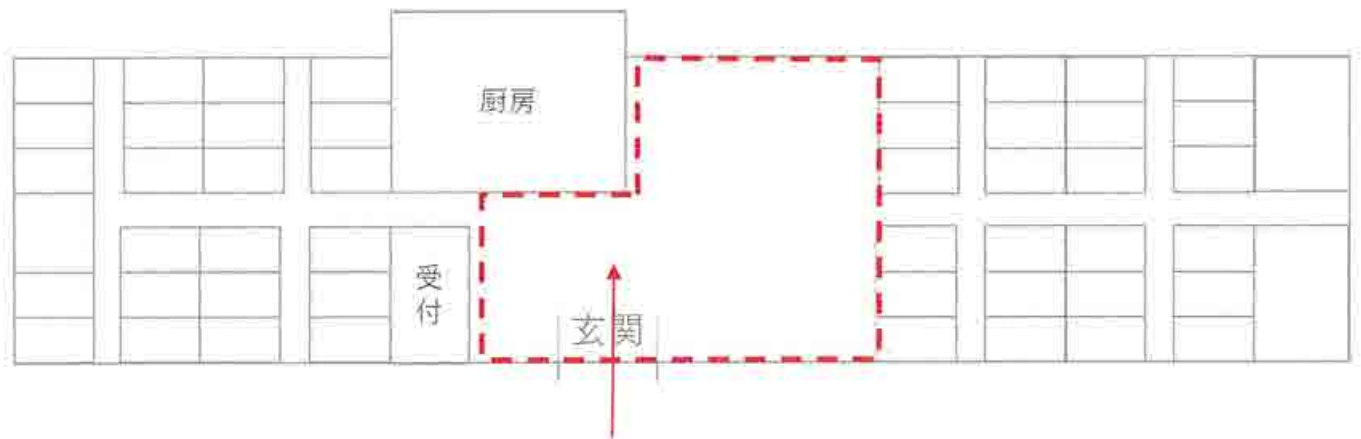


図5-1 東洋館のより安全な場所・経路図

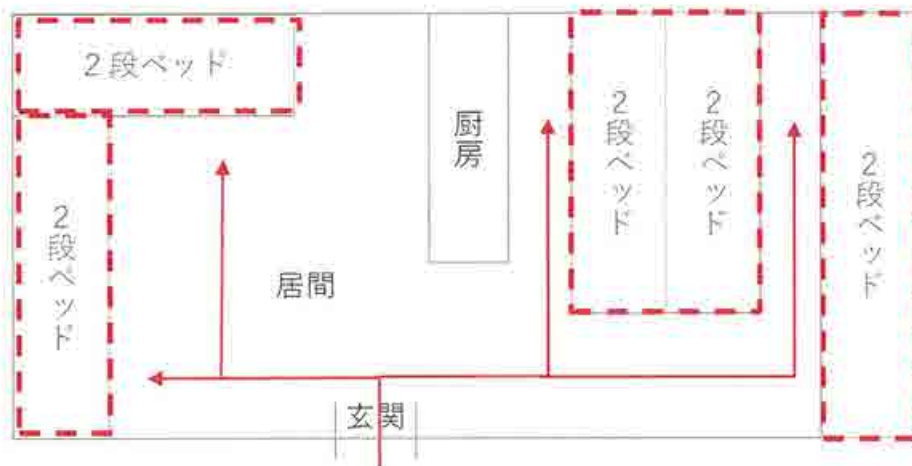


図5-2 鳥居荘のより安全な場所・経路図

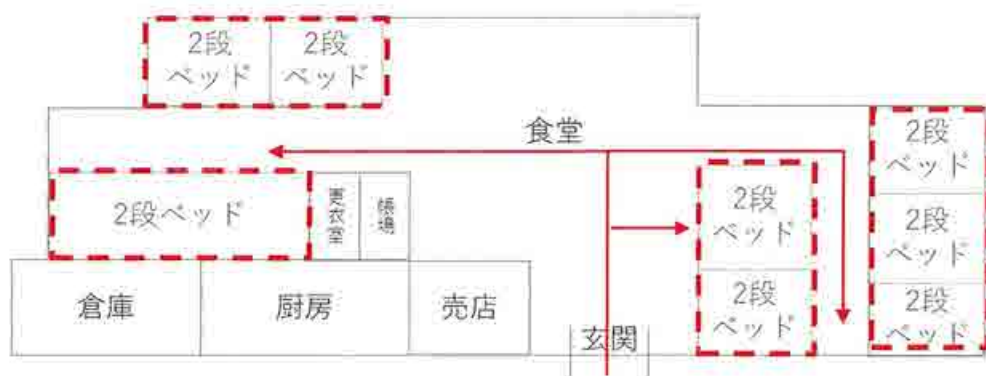


図5－3 富士一館のより安全な場所・経路図

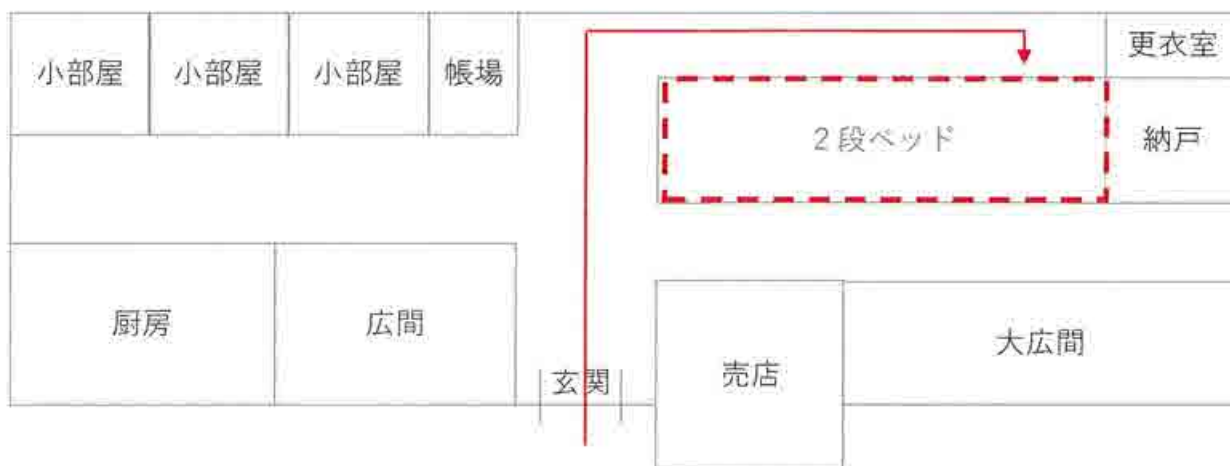


図5－4 鎌岩館のより安全な場所・経路図

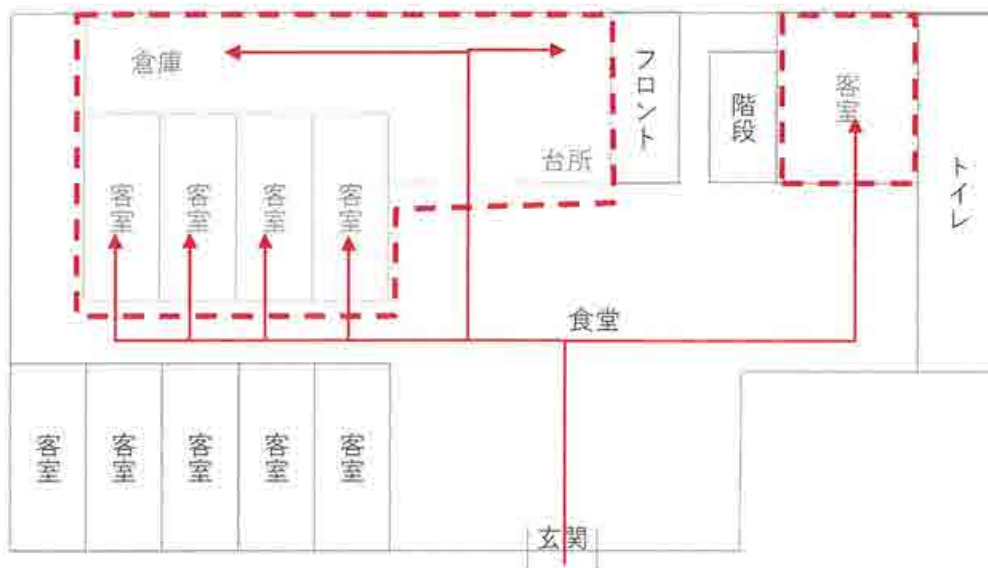


図5-5 七合目トモエ館のより安全な場所・経路図

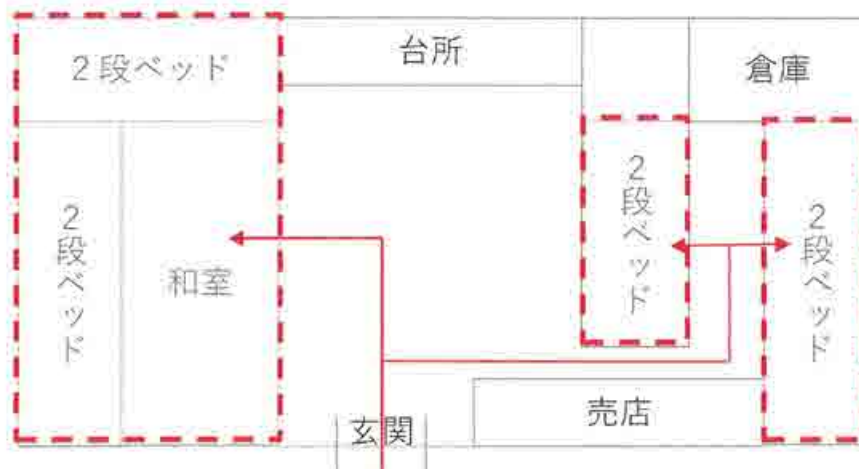


図5-6 日の出館のより安全な場所・経路図

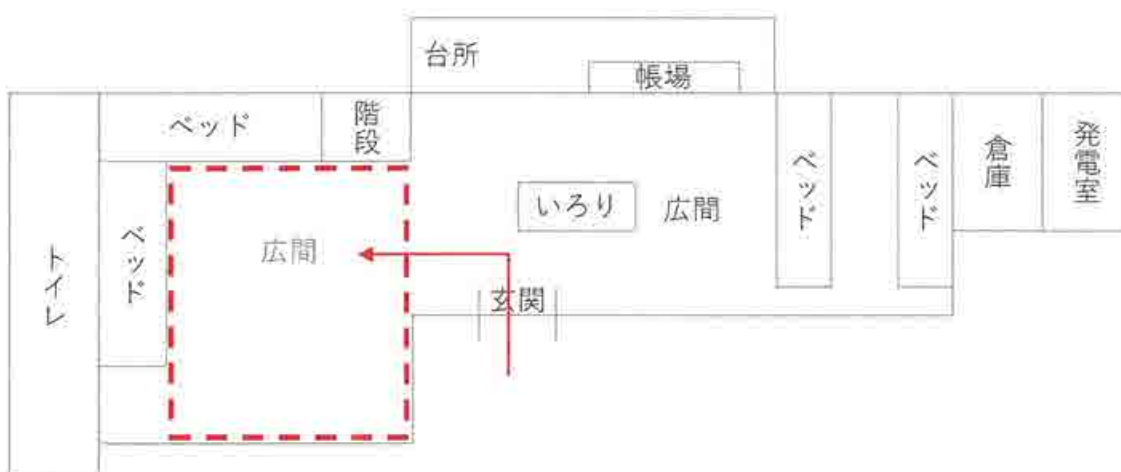


図5-7 花小屋のより安全な場所・経路図

(3) 退避者状況の把握・整理

各施設の統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

代表施設は、地区構成施設の情報を集約し、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

(4) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

(5) 規制範囲外への避難

①富士吉田市等との協議

代表施設の統括管理者は、規制範囲外への避難の可否やタイミング、避難手段や避難経路等について、富士吉田市等と協議を行う。代表施設の統括管理者は、地区構成施設の統括管理者に富士吉田市等との協議結果を伝え、情報を共有する。

②避難手段・避難経路

避難手段は、徒歩を基本とするが、富士吉田市等から指示があった場合はこの限りではない。

避難経路は、火口の位置等の状況により異なるため、図6の避難経路図（例）をもとに、富士吉田市等との協議により決定する。

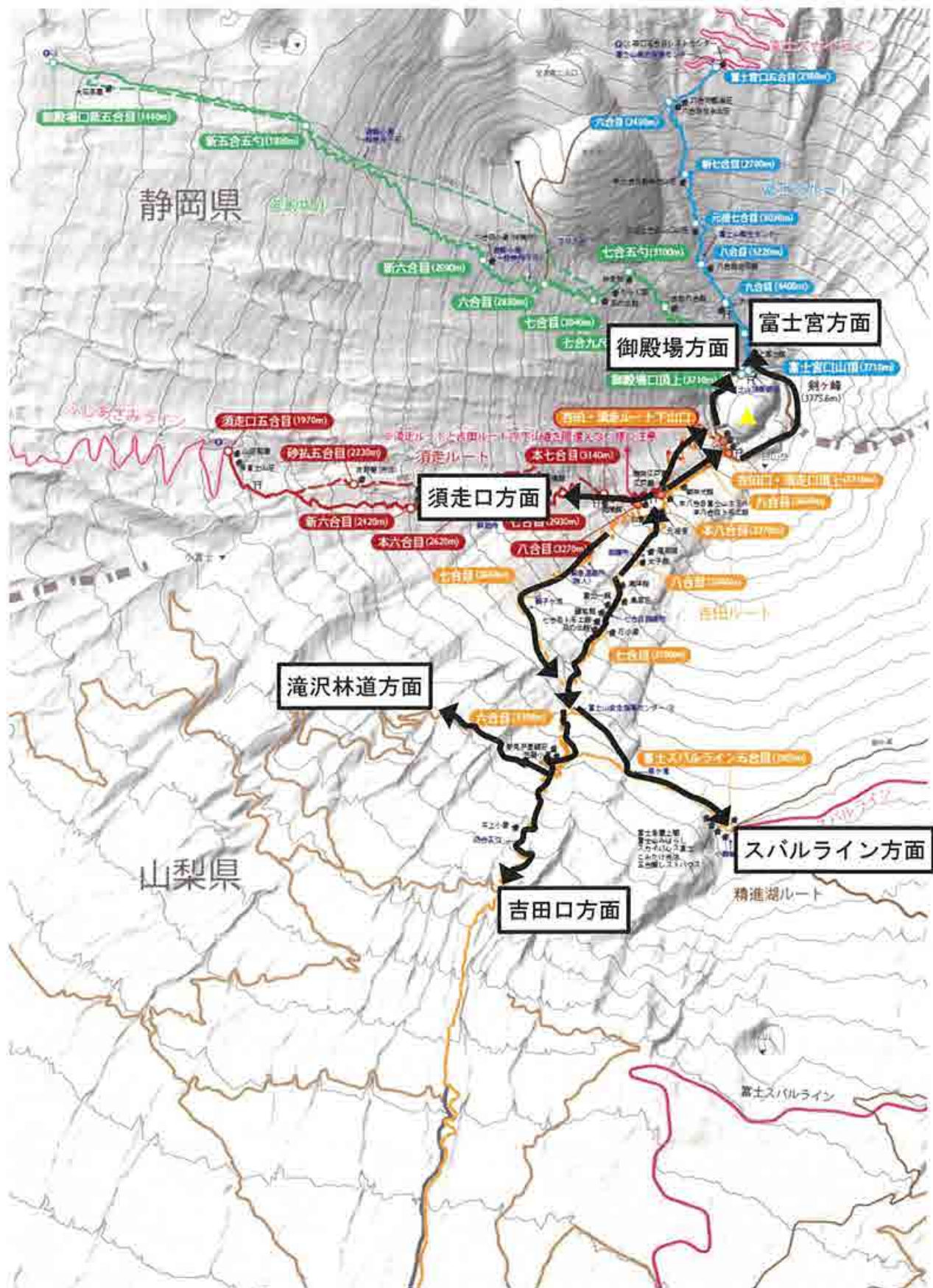


図6—1 避難経路（例）

③避難誘導（利用者等への伝達）

各施設は、富士吉田市等と連絡・協議した避難経路等を利用者等に伝達する。

文例を下記に示す。

富士吉田市からの指示により、これから避難を開始してください。
六合目の富士山安全指導センターを目指し、●●のルートを下山してください。
富士山安全指導センターでは、誘導員の指示に従ってください。
落石、転倒等に十分注意しながら、落ち着いて下山してください。
繰り返します・・・

④施設関係者の避難

施設関係者は、施設内の残留者等の状況を確認した後、規制範囲外への避難を開始する。

施設関係者が避難を開始する際は、施設の玄関等に避難経路等を示したマップの掲示や分岐地点へ看板を設置するなどして、七合目地区より上から下山してくる登山者等に情報を伝える。

5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合

(1) 情報収集・伝達

①富士吉田市・地区構成施設等との情報収集・伝達

立入規制等により、避難が必要になった場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表10 当地区として行う情報収集・伝達

対応	代表施設	地区構成施設
①災害対応体制の確立	富士吉田市からの第一報をもとに災害対応体制をとり、すべての構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
②市との協議	富士吉田市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・地区内の施設の利用者数 ・避難経路、避難実施のタイミング	
③地区内での情報の共有	富士吉田市との協議で得られた情報を地区構成施設と共有する。	利用者等の避難状況を代表施設と共有する。

関係機関の連絡先は、表9のとおりである。

②利用者等への情報伝達

各施設は、拡声器等で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示の発令により、規制範囲外へ避難が必要なこと及び富士吉田市等からの指示が来るまでの間に避難の準備をし、施設内及び施設周辺で待機しておくよう伝える。

文案を下記に示す。

〈日中：建物内及び周辺での広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが3に上がり、第一次避難対象エリアに立入規制がかかりました。

現在、富士吉田市及び山梨県と連絡を取り、避難経路や避難実施のタイミングについて、情報収集しています。

すぐに避難を始めると、渋滞が発生し、落石、転倒等の危険が高まります。

情報が入り次第、お伝えしますので、避難の準備をしてお待ちください。

繰り返します・・・

〈夜間：建物内及び周辺での広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが3に上がり、第一次避難対象エリアに立入規制がかかりました。

現在、富士吉田市及び山梨県と連絡を取り、避難経路や避難実施のタイミングについて、情報収集しています。

夜間の下山は大変危険です。

情報が入り次第、お伝えしますので、避難の準備をしてお待ちください。

繰り返します・・・

(2) 避難誘導対応

①富士吉田市等との連絡・協議

代表施設の統括管理者は、富士吉田市等と規制範囲外への避難の可否やタイミングについて、協議する。

②代表施設と地区構成施設との情報共有

代表施設の統括管理者は、地区構成施設の統括管理者に富士吉田市等との協議の結果を共有する。

③避難手段・避難経路

避難手段は、徒歩を基本とする。

避難経路は、富士吉田市等との協議により、図6の経路図をもとに決定する。

④利用者等への伝達

各施設は、避難のタイミングや避難経路等を利用者等に伝達する。また、宿泊予定者にも入山規制が実施されていること等について、可能な範囲で連絡を行う。

文例を下記に示す。

富士吉田市からの指示により、これから避難を開始します。
六合目の富士山安全指導センターを目指し、●●のルートを下山してください。
富士山安全指導センターでは、誘導員の指示に従ってください。
落石、転倒等に十分注意しながら、落ち着いて下山してください。
繰り返します・・・

⑤施設関係者の避難

施設関係者についても、施設内の残留者等の状況を確認した後、規制範囲外への避難を開始する。

施設関係者が避難を開始する際は、施設の玄関等に避難経路等を示したマップの掲示や分岐地点へ看板を設置するなどして、七合目地区より上から下山してくる登山者等に情報を伝える。

5.3 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

（１） 情報収集・伝達

表11 当地区として行う情報収集・伝達

対応	代表施設	地区構成施設
①情報伝達体制の確立	富士吉田市からの第一報をもとに情報収集体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制をとる。
②市との協議	富士吉田市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等	
③地区内での情報の共有	利用者等に臨時の解説情報が発表されたこと、登山の自粛が求められていることを伝達する。	

関係機関の連絡先は、表9のとおりである。

(2) 利用者等への周知

各施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、臨時の解説情報が発表されたことを利用者等に伝える。また、施設周辺にいない宿泊予定者にも同様に電話連絡等を行う。

文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から富士山に関する臨時の解説情報が出されました。

吉田口登山道を含む全ての登山道で登山の自粛が呼びかけられています。

今後の火山活動や気象庁・富士吉田市等からの情報に注意するとともに、できるだけ早め
に下山を始めてください。

繰り返します。・・・

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

各施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

各施設の統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

各施設の統括管理者は、毎年7月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。また、更新等の状況を代表施設に報告する。

表12-1 東洋館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和2年12月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	広間	1
	ラジオ	厨房	1
	ファックス		
	インターネット端末	受付	5
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	広間物入れ	2
	ヘルメット（支給品含む）	広間物入れ	50
	ヘッドライト（支給品）	広間物入れ	50
	マスク	広間物入れ	50
	水・食料	在庫を使用	
	寝具・防寒具	寝室	240
応急手当	医薬品	広間物入れ	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	受付	1セット
その他	自家発電装置	発電機室	3台
	自家発電用燃料（予備）	屋外	400L
	予備電池	販売物を使用	100本
	懐中電灯	厨房・受付	5
	電池式照明器具		

表12-2 鳥居荘の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	小屋1F居間	1
	ラジオ	小屋1F居間	3
	ファックス		
	インターネット端末	小屋1F居間	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	小屋1F居間	1
	ヘルメット（支給品含む）	小屋1F居間	150
	ヘッドライト（支給品）	小屋1F居間	100
	マスク	小屋1F居間	100
	水・食料	小屋1F居間	200人分
	寝具・防寒具	小屋ベッド	200
応急手当	医薬品	小屋1F居間	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	小屋1F居間	1セット
その他	自家発電装置	発電機小屋	3台
	自家発電用燃料（予備）	発電機小屋	200L
	予備電池	小屋1F居間	200
	懐中電灯	小屋1F居間	200
	電池式照明器具		

表12-3 富士一館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ	フロント	2
	ファックス		
	インターネット端末	フロント	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	フロント	3
	ヘルメット（支給品含む）	倉庫	120
	ヘッドライト（支給品）	倉庫	88
	マスク	倉庫	1000
	水・食料	倉庫	300
	寝具・防寒具	寝室	130
応急手当	医薬品	フロント	1
	ファーストエイドキット（支給品）	倉庫	1
その他	自家発電装置	発電室	2台
	自家発電用燃料（予備）	発電室	200ℓ
	予備電池	フロント	100
	懐中電灯	倉庫	30
	電池式照明器具		

表12-4 鎌岩館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	帳場	1
	ラジオ	売店	1
	ファックス	帳場	1
	インターネット端末	帳場	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	2F寝室	2
	ヘルメット（支給品含む）	2F寝室	98
	ヘッドライト（支給品）	2F寝室	98
	マスク	2F寝室	98
	水・食料	2F寝室	50人分
	寝具・防寒具	2F寝室	100
応急手当	医薬品	2F寝室	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	2F寝室	1セット
その他	自家発電装置	発電所	3台
	自家発電用燃料（予備）	発電所	5日分
	予備電池	売店	30本
	懐中電灯	売店	10
	電池式照明器具	売店	2

表12-5 七合目トモエ館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ	売店	1
	ファックス		
	インターネット端末	フロント	2
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	売店	1
	ヘルメット（支給品含む）	廊下	98
	ヘッドライト（支給品）	廊下	98
	マスク	廊下	98
	水・食料	倉庫	200人分
	寝具	客室	200
	防寒具	売店	50
応急手当	医薬品	フロント	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	売店	1セット
その他	自家発電装置	発電機小屋	2
	自家発電用燃料（予備）	屋外	600L
	予備電池	売店	100本
	懐中電灯	売店	10
	電池式照明器具	売店	10

表12-6 日の出館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	倉庫	1
	ラジオ	売店	1
	ファックス		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	売店	1
	ヘルメット（支給品含む）	倉庫	50
	ヘッドライト（支給品）	倉庫	50
	マスク	倉庫	50
	水・食料	倉庫	3ケース
	寝具・防寒具	倉庫	50
応急手当	医薬品	倉庫	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	倉庫	1セット
その他	自家発電装置	発電室	1台
	自家発電用燃料（予備）	発電室	18L 3ケース
	予備電池	倉庫	24ヶ入 3ケース
	懐中電灯	倉庫	5
	電池式照明器具		

表12-7 花小屋の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	帳場	1
	ラジオ		
	ファックス		
	インターネット端末	帳場	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	いろり	1
	ヘルメット（支給品含む）	いろり西壁	50
	ヘッドライト（支給品）	帳場	50
	マスク	売店	100
	水・食料	売店	200人分
	寝具・防寒具	東側広間・売店	50
応急手当	医薬品	台所	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	台所	1式
その他	自家発電装置	発電室	2台
	自家発電用燃料（予備）	発電室	200L
	予備電池	広間・売店	60
	懐中電灯	広間・売店	4
	電池式照明器具	台所	2

② 建物内のより安全な場所

各施設の建物内のより安全な場所は図5-1～図5-7のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、各施設の強化に努める。

(2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区で現在保有する避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、下表のとおりである。代表施設は、毎年7月に各施設に報告を求め、更新する。

表13 地区における資器材、備蓄物資一覧（七合目）

資器材等	東洋館	鳥居荘	富士一館	鎌岩館	七合目 トモエ館	◎ 日の出館	花小屋
拡声器	2	1	3	2	1	1	1
ヘルメット (支給品含む)	50	150	120	98	98	50	50
ヘッドライト (支給品)	50	100	88	98	98	50	50
マスク	50	100	1000	98	98	50	100
水	物販を使用	200人分	300	50人分	200人分	3ケース	200人分
食料	物販を使用	200人分		50人分	200人分		200人分
寝具	240	200	130	100	200	50	50
防寒具	240	200	130	100	50	50	50
医薬品	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
ファーストエイド キット (支給品)	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
自家発電装置	3	3	2	3	2	1	2
自家発電用燃料 (予備)	400L	200L	200L	5日分	600L	18L 3ケース	200L
予備電池	100本	200	100	30本	100本	24入 3ケース	60
懐中電灯	5	200	30	10	10	5	4
電池式照明器具				2	10		2

◎は、当地区内の代表施設を示す。

②輸送手段の確保体制

代表施設は、緊急時における輸送手段（バス等）の確保については、あらかじめ、富士吉田市及び協力機関と調整し確認しておく。

表14 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在	連絡先
富士急バス株式会社		
神尾タクシー有限会社		
十三番タクシー有限会社		
富士急山梨ハイヤー株式会社		
フガクタクシー (株式会社富岳貸切自動車)		
吉田タクシー有限会社		
三立タクシー (株式会社三立交通)		
有限会社富士五湖ハイヤー		
株式会社忍野タクシー		
共和タクシー有限会社		
山梨貸切自動車株式会社		

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当地区における研修・訓練の実施

当地区においては、下表の研修・訓練を実施する。

表15 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
情報収集・伝達訓練	毎年7月頃	防災対応要員、利用者等（必要に応じて）
避難誘導訓練（富士スバルライン自主防災協議会主催）	毎年5月頃	防災対応要員、従業員、利用者等（必要に応じて）
避難訓練（火山防災協議会主催）	適宜	防災対応要員
研修会（関係機関）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

(2) 避難確保計画の見直し

- ①毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ②施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、富士吉田市に報告する。

(3) 当地区における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表16 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
建物内のより安全な場所	平面図（建物内のより安全な場所）	掲示
噴火時の避難路	富士山噴火時における避難ルートマップ	掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	気象庁作成の噴火警戒レベル	掲示
現在の噴火警戒レベル	気象庁ホームページ	掲示
火山に関するパンフレット	火山への登山のしおり	掲示と配布

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を甲府地方气象台に伝える。連絡先は、表9のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表



平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 過去10年以内の噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 その後の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 過去10年以内の噴火の事例 12月16日昼～18日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 過去10年以内の噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、激動の増加等、火山活動の高まり。 過去10年以内の噴火の事例 12月3日より（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去数年 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (火口内等) ここに留意	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1) ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

●最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

9. 様式

様式 1 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日 : 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式 2 退避状況整理様式

No	ケル フ	氏名（フリガナ）	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑ ↓	防災一郎（ホウサイイチロウ）	男	40		
		防災花子（ホウサイハナコ）	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

有珠山噴火時等の避難確保計画

令和3年3月

施設名：洞爺湖町立桜ヶ丘保育所

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	2
4. 防災体制	3
5. 情報伝達及び避難誘導	5
5.1 噴火警戒レベルの引き上げ等が無く立入規制等が無いなか突発的に噴火した場合	5
5.2 噴火警戒レベルが「4」以上に引き上げられた場合	9
5.3 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合等	11
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	12
7. 防災教育及び訓練の実施並びに利用者等への周知及び啓発	14
8. 参考資料	15
9. 様式	18

1. 計画の目的

洞爺湖町立桜ヶ丘保育所（以下、「桜ヶ丘保育所」という。）は、洞爺湖町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、当施設に勤務する者及び乳幼児等（以下「幼児等」という。）に対して、有珠山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の位置

以下に、桜ヶ丘保育所の位置図を示す。当施設は、山頂から概ね4km、想定火口から概ね1kmに位置しており、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）で避難準備を行い、噴火警戒レベル4（避難準備）で避難を開始する。

表1 施設の位置

項目		内容
火口からの距離		噴火の起こる可能性のある区域から概ね1km
噴火警戒レベル	レベル2	規制の範囲外
	レベル4・5	避難の対象範囲内
当施設に影響のある火山現象		噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰

※有珠山では噴火警戒レベル3は火山活動が高まっていく段階では運用されない。

以下に、当施設の位置図を示す。



図1 当施設の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として幼児等とする。

なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき幼児等

避難を確保すべき対象		
乳幼児数	0歳児	4人
	1歳児	6人
	2歳児	4人
	3歳児	6人
	4歳児	3人
	5歳児	8人
	合計	31人
職員数		17人

(令和2年11月現在)

当施設周辺の地図を以下に示す。



図2 当施設周辺の地図

4. 防災体制

有珠山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表3 火山活動状況と防災体制の関係

体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班 ・ 避難誘導班	噴火警戒レベルの引き上げ等が無く立入規制等が無いなか突発的に噴火した場合
		噴火警戒レベルが「2」の時に体に感じる地震が発生した場合※1
		噴火警戒レベルが「4」※2以上に引き上げられた場合
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班	噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合
		火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

※1 有珠山において、体に感じる地震が発生した場合は、噴火警戒レベル4に引き上げる基準となっている。当施設は有珠山に近い為、噴火警戒レベル2の時に地震が発生した場合には、気象庁からのレベル引き上げの発表を待つことなく、災害対応体制をとり避難対応を開始する。

※2 有珠山において、噴火警戒レベル3は火山活動が高まっていく段階では運用されない。有珠山の噴火警戒レベルについては、P17の「表14 噴火警戒レベル」のとおりである。

当施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

施設名	洞爺湖町立桜ヶ丘保育所	
統括管理者	■■■ ■■■	・ 施設全体の統括
情報班（班長）	■■■■ ■	・ 噴火警戒レベル等火山活動情報の収集及び伝達 ・ 町等との情報連絡 ・ 施設の避難状況集約
避難誘導班（班長）	■■■■ ■■■	・ 幼児等の避難状況把握 ・ 職員・幼児等への避難等の呼びかけ ・ 避難誘導

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が代理となる。

表4 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第1位	■■■■ ■
第2位	■■■■ ■■■

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引き上げ等が無く立入規制等が無いなか突発的に噴火した場合

(1) 情報収集及び伝達

事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火した場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表5 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	災害対応体制をとり、洞爺湖町に噴火の発生を連絡する。
②町との協議	洞爺湖町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を実施する。 ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 幼児等の避難及び被災状況 ・ 施設及び周辺の被害状況 ・ 気象台及び専門家等から得られる火山活動の今後の推移等 ・ 避難車両の手配
③幼児等の状況把握	幼児等の避難及び被災状況を把握する。 ・ 退避状況集計様式（様式1） ・ 退避状況整理様式（様式2） 施設及び周辺の被害状況を把握する。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表6 関係機関連絡先一覧

関係機関	優先順位	担当窓口	連絡先
洞爺湖町	1	総務部企画防災課危機管理室	■■■■■
	2	教育委員会管理課	■■■■■

(2) 避難誘導対応

①職員への情報伝達

情報班は、ただちに施設内の職員に伝達を行う。また、情報班は、散歩中など施設外にいる職員へ噴火の発生を連絡し、保育所に戻るよう指示する。

職員への伝達文例

ただ今、有珠山が噴火しました。幼児にヘルメット、マスクを着け、ホールに集合してください。

②施設内の緊急退避誘導

担当職員は、幼児等にマスク・ヘルメットを装着させ、ホール又は0歳児室へと誘導する。園庭にいる場合は、ただちに教室に戻り、同様に避難誘導する。

③幼児等の避難・退避状況の把握及び報告

施設内の緊急退避誘導が完了した後、幼児等の避難・退避状況をP18の「様式1 避難・退避状況集計様式」により集計整理する。更に詳細な退避状況を報告する場合にはP18の「様式2 避難・退避状況整理様式」を用いる。

情報班長は整理した結果を、洞爺湖町に報告する。

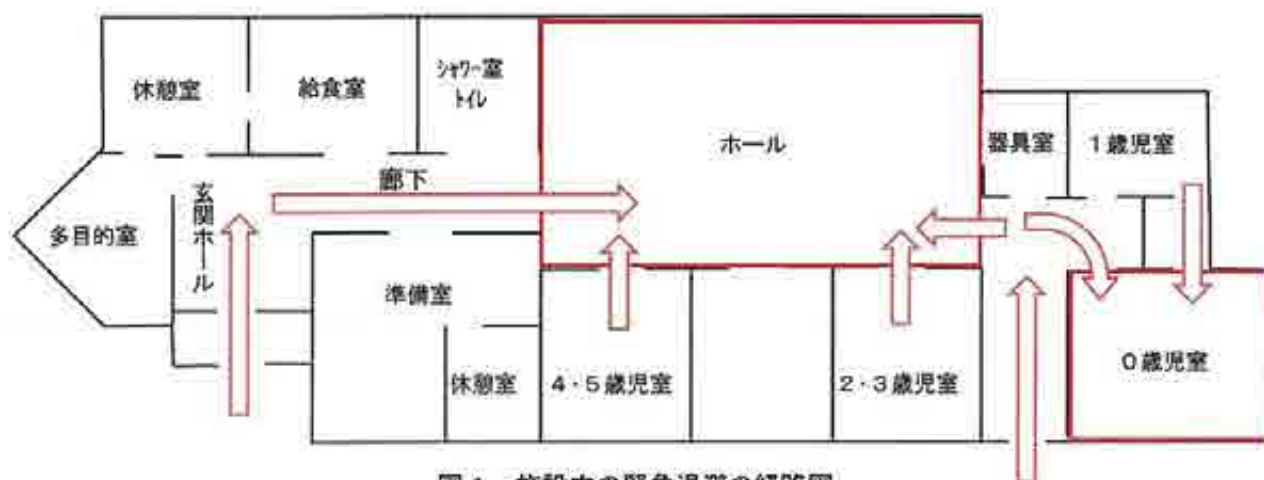


図4 施設内の緊急退避の経路図

④応急手当の対応

避難誘導班は、車両が施設に到着するまでの間、負傷者に対して応急手当を行う。

⑤洞爺湖温泉小学校への避難

避難誘導班は、車両が当施設に到着次第、幼児等を乗せ、洞爺湖温泉小学校に避難する。

その他の職員も、保護者の緊急連絡先一覧等の非常時の持ち出し品を持ち、自家用車等により洞爺湖温泉小学校に避難する。

避難誘導班は、施設から避難する際には、図6のように玄関等に「洞爺湖温泉小学校に避難済」であることがわかるように掲示を行う。



図5 洞爺湖温泉小学校への避難の経路図



図6 避難済の掲示例

(3) 避難後の対応

①避難状況の報告

洞爺湖温泉小学校への避難後、情報班長は、幼児及び職員の避難が完了した旨を洞爺湖町に報告する。

②保護者への連絡・引き渡し

各担当職員は、洞爺湖温泉小学校において、保護者に対して避難完了の連絡を行う。

また、引き渡しを行う際には、保護者又は代理人が持参した様式3引き渡しカードを照合し、確認を行う。帰宅後の連絡先がカードの連絡先と同じかどうか確認して、自宅以外の場所に引き取る場合は連絡先を確認する。

5.2 噴火警戒レベルが「4」以上に引き上げられた場合等

(1) 情報収集及び伝達

噴火警戒レベルが「4」以上に引き上げられた場合、又は噴火警戒レベルが「2」の時に体に感じる地震が発生した場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
防災体制の確立	町からの連絡や緊急速報メール等により噴火警戒レベル4以上への引き上げを認知した場合、又は噴火警戒レベルが「2」の時に体に感じる地震の発生を確認した場合、災害対応体制をとる。
洞爺湖町との協議	洞爺湖町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 気象台等から得られる今後の火山活動の推移等

(2) 避難誘導対応

①職員への情報伝達

情報班長は、職員に洞爺湖温泉小学校への避難が必要になったことを伝える。体に感じる地震等の火山活動が発生している場合には、幼児等の安全を確保するとともに落ち着いた行動を呼びかける。

<噴火警戒レベル4（又は5）の場合の伝達文例>

有珠山の噴火警戒レベルが4に引き上げられ、避難が必要になりました。幼児にヘルメット、マスクを着け、ホールに集合し、避難の準備をしてください。

<体に感じる地震が発生した場合の伝達文例>

噴火警戒レベル2で地震が発生したので、避難が必要になります。幼児に落ち着いた行動を呼びかけるとともに、ヘルメット、マスクを着け、ホールに集合し、避難の準備をしてください。

各担当職員は、マスク・ヘルメットを装着させ幼児等をホール又は0歳児室へと誘導する。

②幼児等の退避状況の把握及び報告

情報班長は、幼児等の状況を様式1により集計整理する。集計整理した結果をもとに、洞爺湖町に報告し、車両の手配の要請等について協議する。

③洞爺湖温泉小学校への避難

洞爺湖温泉小学校への避難については、「5. 1 噴火警戒レベルの引き上げ等が無く立入規制等が無い中突発的に噴火した場合 (2) 避難誘導対応 ⑥洞爺湖温泉小学校への避難」の対応に準じて行う。

(3) 避難後の対応

避難後の対応については、「5. 1 噴火警戒レベルの引き上げ等が無く立入規制等が無い中なか発的に噴火した場合 (3) 避難後の対応」の対応に準じて行う。

5.3 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合等

(1) 情報収集及び伝達

表8 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	洞爺湖町からの第一報をもとに情報収集体制をとる。
②洞爺湖町との協議	洞爺湖町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 気象台等から得られる今後の火山活動の推移等 また、預かり自粛の呼びかけの実施について協議する。

(2) 職員への周知・伝達

情報班は、職員に噴火警戒レベルが2に引き上げられたこと、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝達するとともに、今後の火山活動や気象庁・洞爺湖町から出される情報に注意するよう呼びかける。

統括管理者は、「保護者への預かり自粛の呼びかけ」の実施について町と協議する。

(3) 保護者への周知・伝達

各担当職員は、保護者に対して、以下の内容を伝えとともに、登所時の注意や預かり自粛等を呼びかける。

- ・ 噴火警戒レベルが2に引き上げられたこと（又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと）
- ・ 今後の火山活動の状況により避難する可能性が高いこと
- ・ 避難が必要となった場合には、避難先である洞爺湖温泉小学校で引き渡しを行うこと

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

当施設で保有する、設備、資器材及び備蓄物資（以下、「資器材等」）は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を職員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に資器材等の状況を点検及び確認し、必要な更新等を行う。

表9 資器材等一覧

活動区分	設備、資器材	設置又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	職員休憩室	1
	P C	事務所	5
	防災行政無線戸別受信機	玄関ホール	1
避難誘導	携帯用拡声器	事務所	2
	子ども用ヘルメット	各保育室	23
	防災ずきん	各保育室	18
	大人用ヘルメット	各保育室	13
	子ども用マスク	事務所	30
その他	緊急連絡先（名簿）	事務所	1冊 避難専用

（令和2年11月現在）

表10 備蓄物資一覧

品名	数量	購入日等	賞味期限	備 考
炊き出しセット ※アルファ米	50食分	2019年7月	2024年11月 (保存期間5年)	水8L必要
ビスコ (5×6パック入り)	5缶	2018年6月	2023年5月 (保存期間5年)	
バイン缶	5個	2018年4月	2021年10月3日	年1回入替
さんまかば焼き缶	27個	2019年5月	2022年2月1日	年1回入替
カレー職人	60食分	2019年7月	2022年5月	
水(2L)	12本	2019年5月	2021年4月30日	役場提供
離乳食 (7ヵ月用)	1袋		2021年7月	
離乳食 (9ヵ月用)	1袋		2021年6月	

(令和2年11月現在)

7. 防災教育及び訓練の実施並びに利用者等への周知及び啓発

(1) 当施設における研修及び訓練の実施

当施設においては、下表の研修及び訓練を実施する。

表11 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
研修・勉強会	年1回 (年度初め)	職員、保護者等
火山噴火時等の避難訓練	年1回	職員、幼児等

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画の修正を行う。訓練を実施した場合や計画を変更した場合は、洞爺湖町に報告する。

(3) 保護者等への情報提供及び啓発

施設内で、情報掲示やパンフレット等の配布を通じて、保護者等への情報提供及び啓発を行う。また、年度当初に行う保護者への説明会において、本計画の内容について周知を行う。

表12 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
避難先・避難経路	洞爺湖町防災パンフレット	●●等で掲示
噴火時等の保護者への引き渡し場所、引き渡し方法	引き渡しカード	説明会で周知

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動を観察し、何か変化に気づいた際には、その情報を洞爺湖町に伝達する。連絡先は、P5の表6のとおりである。

8. 参考資料

表13 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを、噴火警報・予報に付して発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。	国土交通省	
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	洞爺湖町	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

表14 有珠山の噴火警戒レベル表

種類	名称	対象範囲	レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山・入山等への対応	想定される被害等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側 火口から居住地域 近くまで	5（最大）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	● 危険な居住地域からの避難等。	● 噴火発生時に体に感じる地震が多発し、暴風・地盤変動が目視で確認される。 〔過去事例〕 2000年3月26日、1977年8月6日、1943年12月28日、1910年7月23日：体に感じる地震が多発 2000年9月21日、1977年8月7日：道路、山体等に崩壊・陥没の発生 ● 山頂から噴火が発生し、大規模噴石や火砕流・火砕サーズ、火山泥流が居住地域まで到達、顕著な地盤変動。 〔過去事例〕 1977年8月7日：山頂火口頂からの噴火により、大規模噴石が火口から約2kmまで飛散、多量の噴石・火山灰が広範囲に堆積 1979年8月16日：山頂火口頂からの噴火により火砕サーズが約3kmまで落下 ● 山頂から噴火が発生し、大規模噴石や火砕サーズ、火山泥流が居住地域まで到達、顕著な地盤変動。 〔過去事例〕 2000年噴火、1943-45年噴火：火口から約1kmまで大規模噴石が飛散 1944年7月11日：火口から約2km先まで火砕サーズが約6m 2000年噴火、1943-45年噴火、1910年噴火：火口からの火山泥流が発生
			4（高警戒）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	● 警戒が必要な居住地域での避難準備等、要配慮者等の避難。 山体に近い地域で、何れを感じた場合には、避難するなど早めの行動を心がけてください。	● 体に感じる地震の発生や、暴風性の地盤変動が検出される。 〔過去事例〕 2000年3月23日、1977年8月6日、1943年12月28日：体に感じる地震が発生
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口周辺 火口から居住地域 近くまで	3（入山規制）	居住地域近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及び、噴火が発生することがある）。	● 入山規制等、危険な地域への立入規制等。 ● 住民は今後の火山活動の推移に注意。	● 大規模噴石、火砕流・火砕サーズ及び火山泥流が居住地域の近傍に達する。 〔過去事例〕 2000年5月中旬以降～9月頃の活動：火口周辺から居住地域近くまで噴出物が到達
			2（火口周辺規制）	＜噴火発生前＞ 居住地域に重大な被害を及ぼすマグマ噴火に転化する可能性がある。 ＜噴火発生後＞ 噴出物の飛散が火口近傍に留まる程度の、ごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。	● 山頂火口頂及びその周辺、避難に時間を要する地域への立入規制等。 ● 住民は今後の火山活動の推移に注意。 ● 要配慮者等の避難準備等。 山体に近い地域で、何れを感じた場合には、避難準備や要配慮者等の避難など早めの行動を心がけてください。 ● 活動的な火口周辺への立入規制等。 ● 住民は今後の火山活動の推移に注意。	● 体に感じる、強い地震活動の発生がみられる。 〔過去事例〕 2000年3月27日、1977年8月6日：体に感じる強い山頂地震が検出 ● 噴火に当たった後に火山活動が弱まっていく段階で、噴出物の飛散が火口周辺に留まる程度の、ごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。 〔過去事例〕 2000年9月頃～2001年10月頃の活動：噴出物の飛散が火口内に留まる水蒸気噴火が発生
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であること）	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及び、	● 山頂火口頂及びその近傍等への立入規制等。	● 火山活動は静穏、状況により、山頂火口頂内及び近傍等に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性が

※1と2の間において噴火発生時、火山活動が低下した場合は居住地域への影響を勘案し、警戒が必要な範囲を活動している火口等の周辺に限定したレベル3への引き上げを行います。
※噴火活動の低下に伴ってレベルの引き下げを行う過程では、レベル4は適用しません。
※最新の噴火警戒レベルは、気象庁ウェブサイトをご覧ください。 → 有珠山ページ

平成20年6
月9日運用開
始
令和 2年
3月9日改定

9. 様式

様式1 避難・退避状況集計様式

集計様式				
年 月 日 : 現在				
避難・退避者数			うち負傷者数	備考
乳幼児	職員	合計		

様式2 避難・退避状況整理様式

No	ケル -フ	氏名 (フリガナ)	性 別	年齢	負傷	備考
記載 例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イチロウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式3 引き渡しカード

噴火時引き渡しカード							
引き渡し場所				洞爺湖温泉小学校			
(乳幼児名)				(きょうだい)			
組				組			
番号	引き取り者氏名			連絡先		乳幼児との関係	チェック欄
1	保護者			電話 [- -]			
				携帯 [- -]			
				住所 []			
2							

岩手山噴火時等の避難確保計画

(案)

令和2年12月

施設名：滝沢市立柳沢小中学校

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報伝達及び避難誘導	6
5.1 事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火した場合	6
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した避難準備・避難勧告・避難指示の発令により、避難が必要となった場合	11
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	13
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	14
7. 防災教育及び訓練の実施並びに児童等への周知及び啓発	15
8. 参考資料	17
9. 様式	21

1. 計画の目的

滝沢市立柳沢小中学校（以下「当施設」という。）は、滝沢市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条の規定に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条の規定に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、当施設に通学する児童及び生徒並びに勤務する教職員等の施設内にいる者に対して、岩手山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の位置

以下に、当施設の位置図を示す。当施設は、想定火口から約8 kmに位置しており、噴火警戒レベル4又は5に引き上げられ、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合に避難が必要になる。

表1 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね8 km
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲外
	レベル4及び5（避難準備及び避難）	範囲内
当施設に影響のある火山現象		溶岩流、融雪型火山泥流、 小さな噴石、火山灰

次項に、当施設の位置図を示す。

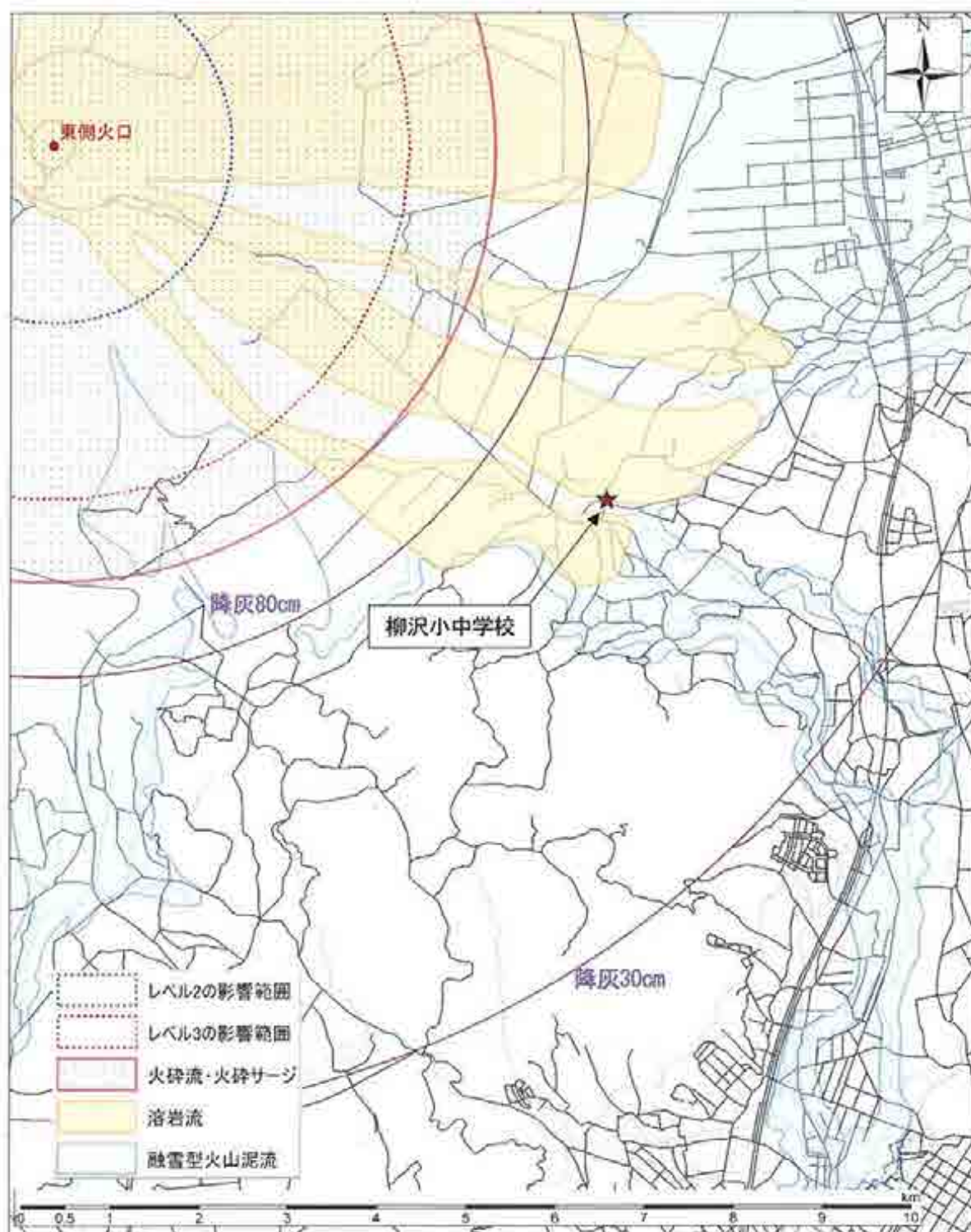


図1 当施設の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として児童等とする。

なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき児童等

避難を確保すべき対象	
児童及び生徒数	教職員数
33人	15人

(令和3年3月現在)

当施設周辺の地図を以下に示す。

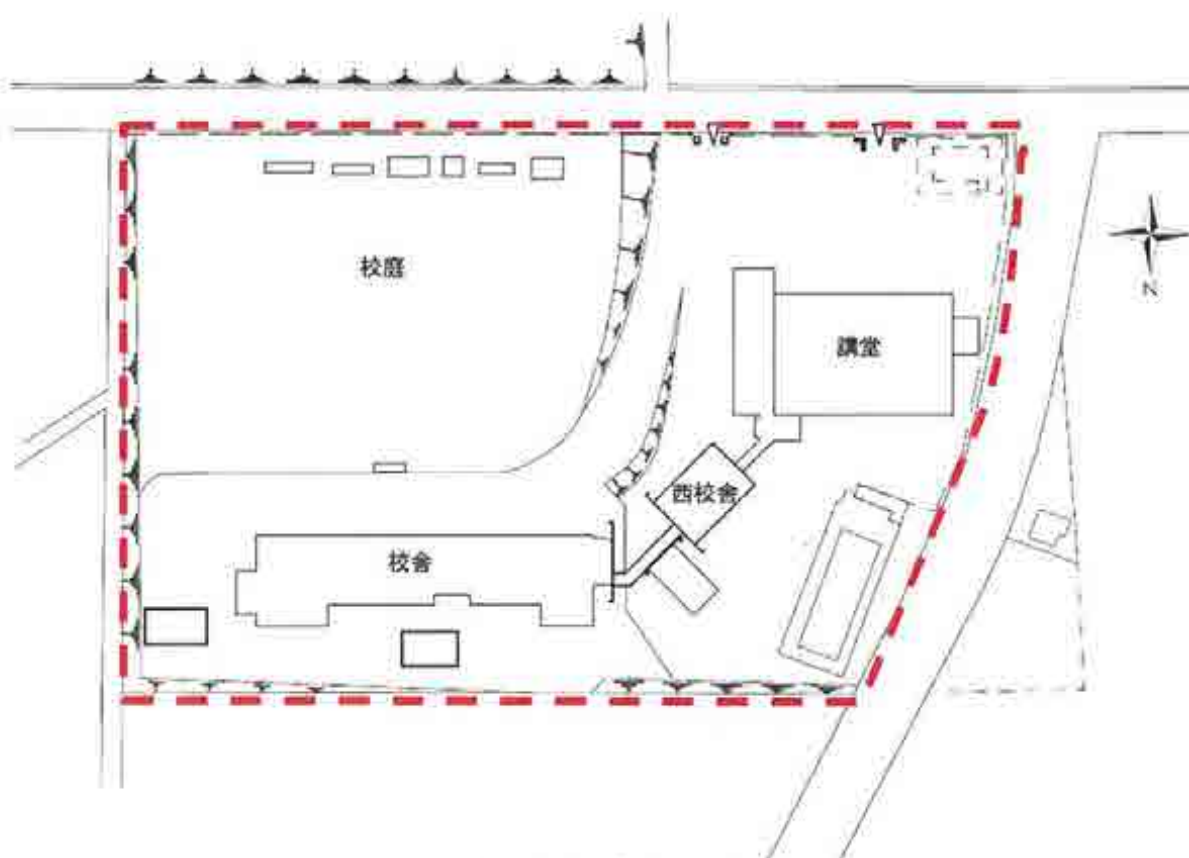


図2 柳沢小中学校周辺の地図

4. 防災体制

岩手山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表3 防災体制と火山活動状況の関係

体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班 ・ 避難誘導班	事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火した場合
		噴火警戒レベルの引上げ等に対応した避難準備・避難勧告・避難指示の発令により、避難が必要となった場合
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合
		火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

当施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。

施設名	滝沢市立柳沢小中学校	
統括管理者	■■■ ■■■	・ 施設の統括
情報班（班長）	■■■ ■■■	・ 噴火警戒レベル等火山活動情報の収集及び伝達 ・ 各種団体及び機関との情報連絡 ・ 施設の避難状況集約
避難誘導班（班長）	■■■ ■■■	・ 児童等の避難状況把握 ・ 児童等への避難等の呼びかけ ・ 避難誘導

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が代理となる。

表4 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第1位	■■■ ■■■
第2位	■■■ ■■■

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火した場合

(1) 情報収集及び伝達

事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火の発生を確認した場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表5 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	災害対応体制を取り、滝沢市に噴火の発生と避難の開始を連絡する。
②児童等の状況把握	児童等の避難及び被災状況を把握する。 施設及び周辺の被害状況を把握する。
③滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、避難等の実施について随時協議を実施する。 ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 児童等の避難及び被災状況 ・ 施設及び周辺の被害状況 ・ 噴石・火山灰の堆積状況 ・ 気象台及び専門家等から得られる火山活動の今後の推移等 避難実施のタイミング

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表6 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口
行政機関	滝沢市		防災防犯課 防災担当
			教育委員会教育総務課
参考	その他 関係機関	盛岡地方気象台	
		滝沢消防署 滝沢北出張所	
		盛岡西警察署	

(2) 緊急退避誘導

①全校への情報伝達

情報班長は、ただちに校内放送を通じて、全教室、校舎内に情報伝達を行う。

ただ今、岩手山が噴火しました。教職員、児童のみなさんは、落ち着いて西校舎に移動してください。

児童のみなさんは、先生の指示に従って行動してください。

②施設内への緊急退避

各クラス担当教諭は、児童等を西校舎※に緊急退避させる。

避難誘導班は、西校舎に移動してきた児童等に、ヘルメット、マスクを配布し、装着するよう指示する。

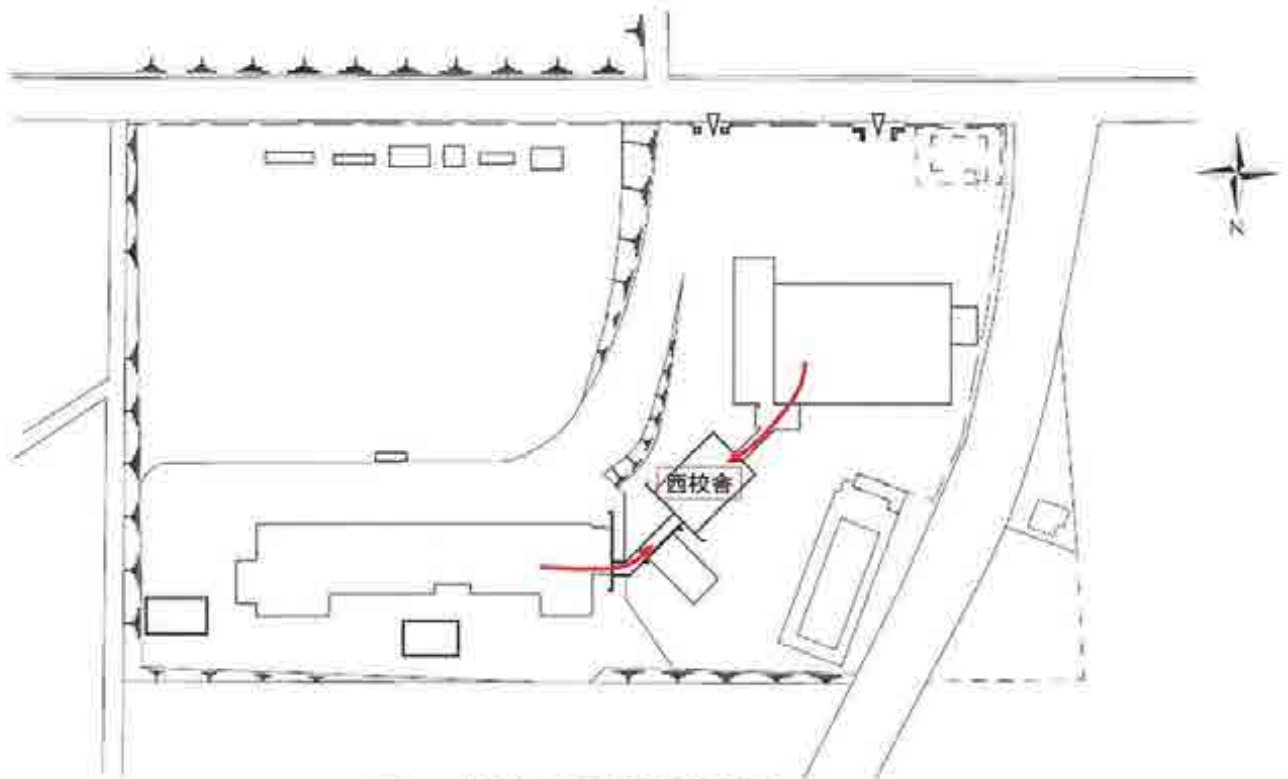


図4 施設内の緊急退避の経路図

※西校舎は、周辺の地形や建物の構造から、講堂や校舎と比較して、融雪型火山泥流の直撃を受けにくく、施設周辺に土砂や流木等も堆積しにくいと考えられる。

③児童等の避難・退避状況の把握及び報告

避難誘導班長は、緊急退避が完了した後、児童等の避難・退避状況を様式1により集計整理する。更に詳細な退避状況を報告する場合には様式2を用いる。

情報班長は整理した結果を、滝沢市に報告する。

④応急手当の対応

避難誘導班は、負傷者に対して応急手当を行うとともに、養護教諭等に至急知らせる。

(3) 滝沢市との協議

統括管理者は、施設内での緊急退避後、市と協議し、火山活動の状況や施設周辺の被害状況等を踏まえ、今後の対応を決定する。

居住地域に影響しない規模（噴火警戒レベル2又は3の規模）の噴火であることが分かった場合には、「5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合」に準じて対応を行う。

(4) 滝沢第二小学校への避難・搬送等

①救助部隊等到着までの対応

避難誘導班は、救助部隊が到着するまでの間、児童等に備蓄物資を配布する。

②滝沢第二小学校への避難・搬送

避難誘導班は、救助部隊と連携し、準備ができた児童等から順次、車両等に乘坐「滝沢第二小学校」へ避難させる。避難中は噴石や火山灰に注意する。

滝沢第二小学校までの避難経路は、図5を参考に、滝沢市との協議や道路の渋滞の状況等を考慮し、融雪型火山泥流の影響が想定されている範囲から最も早く脱出できる経路とする。



図5 滝沢第二小学校までの経路図（例）

(5) 児童等の保護者への引き渡し

各クラス担当教諭は、避難先（滝沢第二小学校等）において保護者への引き渡しを実施する。引き渡しを行う際には、保護者または代理人が持参した様式3 引き渡しカードを照合し、確認を行う。帰宅後の連絡先がカードの連絡先と同じかどうか確認して、自宅以外の場所に引き取る場合は連絡先を確認する

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した避難準備・避難勧告・避難指示の発令により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集及び伝達

避難準備・避難勧告・避難指示等の発令により、避難が必要になった場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	滝沢市からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
②滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 気象台等から得られる今後の火山活動の推移等 ・ 児童等の人数
③保護者への伝達	避難を実施すること及び避難先で引き渡しを行うことを、メール等を用いて保護者へ伝達する。

関係機関の連絡先は、6ページの表6のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①教職員等への周知・伝達

情報班長は、全教職員に噴火警戒レベルが引き上げられ避難が必要になったことを伝える。

②児童等への情報伝達

情報班長及び各クラス担当教諭は、口頭、又は校内放送設備で、児童等に滝沢第二小学校へ避難が必要なことを伝える。

＜噴火警戒レベル4（又は5）の場合の伝達文＞

岩手山の火山活動が活発化しているため、滝沢第二小学校へ避難が必要になりました。みなさんは、先生の指示に従って、落ち着いて行動してください。

各クラス担当教諭は、児童等を講堂に誘導し、整列させる。

(3) 避難・搬送の準備

①児童等の避難・退避状況の把握及び報告

避難誘導班長は、「5.1 事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火した場合

(2) 緊急退避誘導 ③児童等の避難・退避状況の把握及び報告」に準じて、児童等の状況を集計整理する。

情報班長は整理した結果を、滝沢市に報告する。

②市等との協議

火山活動の状況等を踏まえ、統括管理者は市と協議し、避難・搬送等の手順等を決定する。

(4) 滝沢第二小学校への避難・搬送等

①救助部隊等到着までの対応

避難誘導班は、救助部隊等が到着するまでの間、児童等に備蓄物資を配布する。

②滝沢第二小学校への避難・搬送

避難誘導班は、救助部隊と連携し、準備ができた児童等から順次、車両等に乗せ「滝沢第二小学校」へ避難させる。避難中は噴石や火山灰に注意する。

滝沢第二小学校までの避難経路は、図5を参考に、滝沢市との協議や道路の渋滞の状況等を考慮し、融雪型火山泥流の影響が想定されている範囲から最も早く脱出できる経路とする。

(5) 児童等の保護者への引き渡し

滝沢第二小学校への避難後は、「5.1 事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま噴火した場合 (5)」の対応に準じて、保護者等への引き渡し対応を行う。

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

（1）情報収集及び伝達

表8 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	滝沢市からの第一報をもとに情報収集体制をとる。
②滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 気象台等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は、6ページの表6のとおりである。

（2）教職員等への周知・伝達

情報班長は、全教職員に噴火警戒レベルが引き上げられ立入規制が実施されたこと、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと、今後の火山活動や気象庁・滝沢市から出される情報に注意することを伝える。

（3）児童等への周知・伝達

教職員は、児童等に、噴火警戒レベルが引き上げられたこと又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことに伴い、今後の火山活動の状況により避難する可能性があることを伝えるとともに、登下校時の注意を呼びかける。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

当施設で保有する、設備、資器材及び備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を教職員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に設備、資器材及び備蓄物資の状況を点検及び確認し、必要な更新等を行う。

表9 保有設備、資器材及び備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材及び備蓄物資	設置又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	職員室及び多目的教室	4
	ラジオ	教室及び音楽室	10
	PC	PC室及び職員室	18
	防災行政無線戸別受信機	職員室	1
	防災行政無線移動系	西校舎	1
避難誘導	携帯用拡声器	職員室	1
	ヘルメット	玄関前小ホール	50
	マスク	保健室	約600
その他			

(令和3年3月現在)

7. 防災教育及び訓練の実施並びに利用者等への周知及び啓発

(1) 当施設における研修及び訓練の実施

当施設においては、下表の研修及び訓練を実施する。特に、岩手山では10月頃から積雪が始まるため、教職員による当該計画の確認や児童等の避難訓練の実施、保護者への引き渡し場所等の周知を行う。

表10 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
避難訓練①（火災想定）	年1回	児童等
避難訓練②（下校時、大地震想定）	年1回	児童等及び協力可能な地域の方
避難訓練③（地震・火山噴火想定）	年1回 （10月上旬）	児童等 ※保護者への周知も併せて実施
避難訓練④（不審者侵入想定）	年1回	児童等

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画の修正を行う。訓練を実施した場合や計画を変更した場合は、滝沢市に報告する。

(3) 当施設における児童等への情報提供及び啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて、児童等への情報提供及び啓発を行う。

(4) 保護者への周知及び啓発

毎年10月上旬に実施する児童等の避難訓練の実施のお知らせに併せ、保護者に対して、噴火時等の引き渡しの対応について周知を行い、柳沢小中学校でなく滝沢第二小学校等の避難先で引き渡しを実施することを確実に伝えておく。

表11 情報揭示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
避難先・避難経路	滝沢市防災マップ (岩手山火山災害)	各教室、昇降口等の掲示板に 掲示
噴火時等の保護者への引き渡し場 所、引き渡し方法	引き渡しカード	避難訓練実施のお知らせ文と 併せて周知

(5) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を滝沢市・盛岡地方気象台に伝達する。連絡先は、6 ページの表6 のとおりである。

8. 参考資料

参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い。火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	滝沢市	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

岩手山噴火警戒レベル表

岩手山の噴火警戒レベル

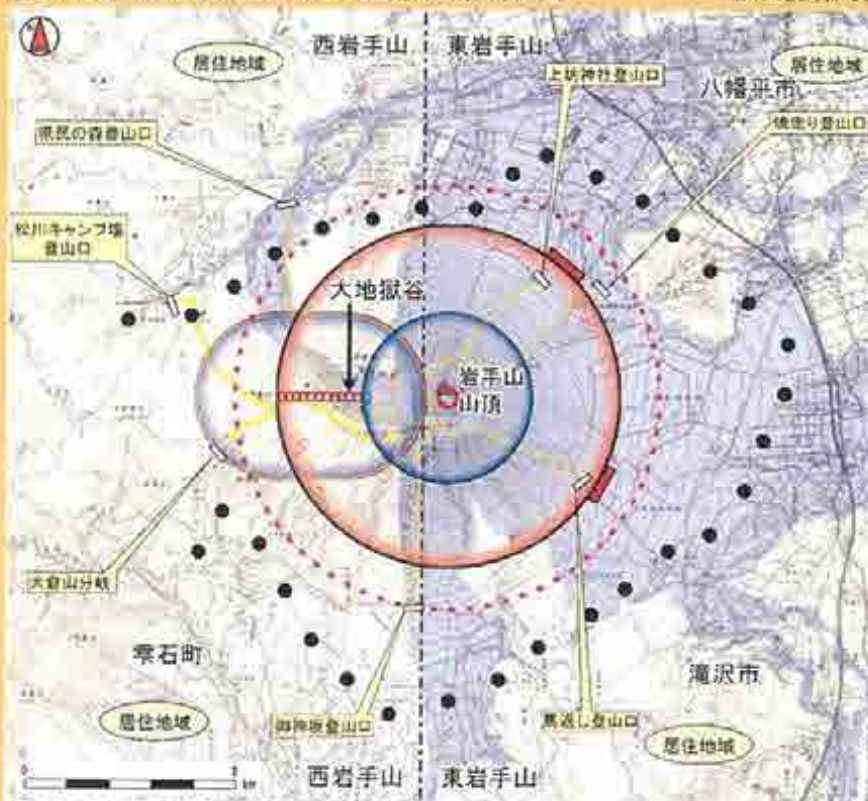
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等にとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 岩手山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



岩手山を西側から望む

■ 岩手山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土院発行の万分の1地形図「岩手」を使用して作成しています。

■ この図は岩手山の噴火警戒レベルに対応した規制として、レベル2、3における主な規制範囲を示しています。

■ 岩手山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、八幡平市、滝沢市、雲石町にお問い合わせください。

岩手山の火山活動について

岩手山は、1896年に活火山から、1922年に休眠火山（休止中の活火山）から、1919年に大地獄谷で噴火が起きています。また、1998年5月以降地震活動が活発になり、1999年6月17日岩手山の大地獄谷で噴火が起き、岩手山は再び活火山活動が活発になりました。

現在（平成30年3月）は、地震活動、噴火活動が活発な状況となっています。

凡例

- 居住地域の境界
- 規制登山道
- 登山口等の入山規制箇所
- 想定火口
- レベル2の影響範囲（東岩手山）
- レベル3の影響範囲（東岩手山）
- レベル2、3の影響範囲（西岩手山）
- レベル2、3の影響範囲（西岩手山）
- 火砕流・火砕サーージの影響範囲（レベル4、5）
- 融雪型火山泥流の影響範囲（レベル4、5）
- レベル3における通行規制箇所



本冊は、環境省の委託で制作されました。



仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL: 022-297-8154 <http://www.jma-net.go.jp/sendai/>
盛岡地方気象台
TEL: 019-622-7858 <http://www.jma-net.go.jp/morioka/>
岩手山火山防災協議会事務局：岩手県
TEL: 019-629-5155 <http://www.grf.iwate.jp/>



平成19年12月1日運用開始
平成31年3月20日改定

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (色コード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去の事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出火砕流（火砕サージ）は火口から山麓（約4 km）まで流下 噴石は火口から山麓（約4 km）まで飛散
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 過去の事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流） 激しい地震活動、有感地震の多発。住民避難
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●東岩手山の火口から概ね4 km以内及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去の事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去の事例 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

※火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

※「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



平成31年3月

9. 様式

様式1 避難・退避状況集計様式

集計様式				
年 月 日 : 現在				
避難・退避者数			うち負傷者数	備考
児童・生徒	教職員	合計		

様式2 避難・退避状況整理様式

No	年	組	氏名（フリガナ）	性別	備考
記載例	小2	1	防災 一郎（ホウサイ イロウ）	男	
	中1	2	防災 花子（ホウサイ ハナコ）	女	右手けが
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

様式3 引き渡しカード

【学校用引渡しカード】 ※大地震等で、避難所（滝沢第二小学校等）へ避難した場合に活用				
児童生徒氏名	小・中	年	氏名	性別 男・女
住所・地区名	住所			地区
保護者名			児童生徒との関係	
在籍している	小・中	年	氏名	
兄弟姉妹	小・中	年	氏名	
	小・中	年	氏名	
緊急連絡先 （電話番号、 メールアドレス 等）	①名前（ 電話（ 携帯（ メールアドレス 【 勤務先名（ 電話（		②名前（ 電話（ 携帯（ メールアドレス 【 勤務先名（ 電話（	
引取者氏名			児童生徒との関係	
連絡先 （避難場所）			電話番号、 メールアドレス等	
特記事項				
引渡し日時	月 日（ ） 時 分			
引渡し職員氏名				

太い枠の中だけをお書きください。

雄山噴火時等の避難確保計画（案）

特別養護老人ホームあじさいの里

令和〇年〇月

目 次

1	計画の目的	1
2	施設の位置	1
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4	防災体制	4
5	情報伝達及び避難誘導	
5. 1	噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	6
5. 2	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	12
5. 3	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	14
6	資器材の配備等	15
7	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等	18
8	参考資料	19

1 計画の目的

特別養護老人ホームあじさいの里（以下、「当施設」という。）は、三宅村地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、活火山法第8条に基づき雄山噴火時等の避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定める。本計画は、当施設の従業員及び利用者（以下、「利用者等」という。）の噴火時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

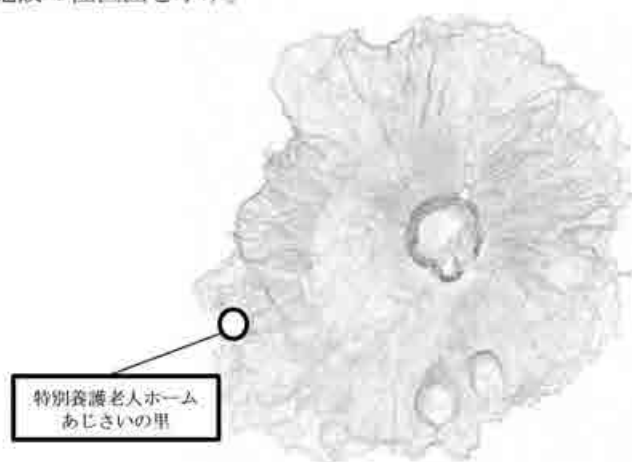
2 施設の位置

当施設は、雄山想定火口域から約5kmに位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合は、避難準備、又は島内避難が必要となる。

表一1 施設の位置

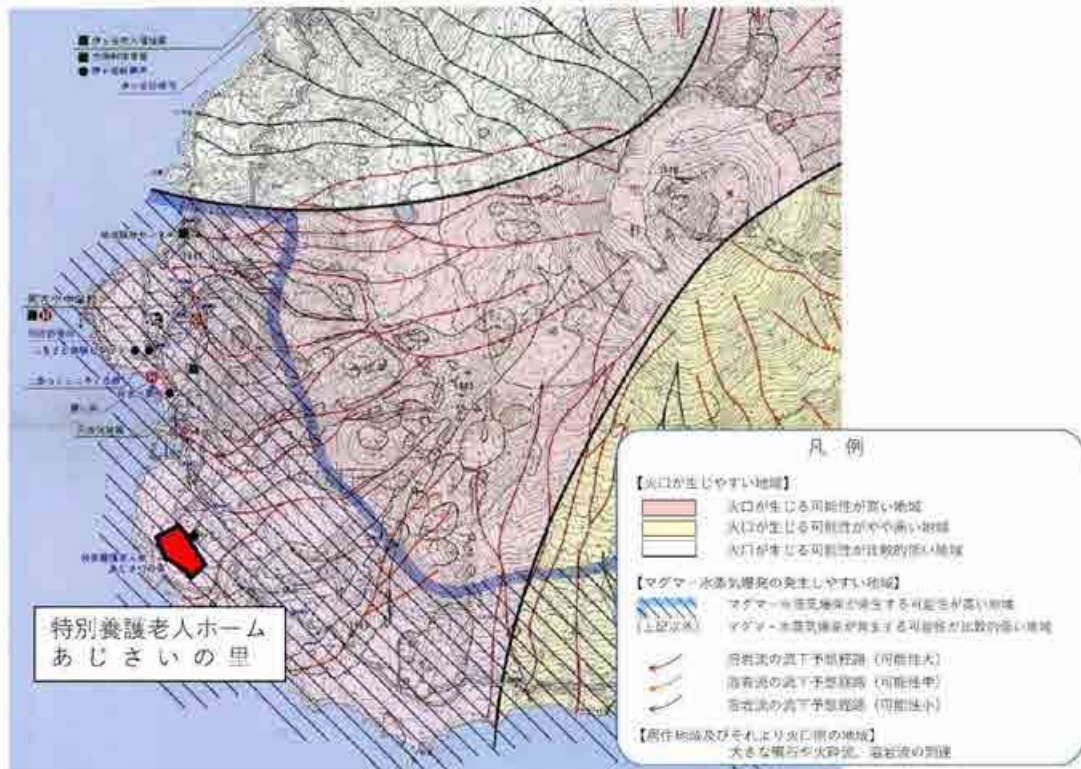
項目		内容
雄山想定火口からの距離		約5km
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲外
	レベル3：入山規制	範囲外
	レベル4・5：避難準備・避難	範囲内
地区に影響のある火山現象	雄山山頂域からの噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕流、火災サージ、火山ガス降灰後の土石流
	雄山山腹域からの噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火災サージ

以下に、施設の位置図を示す。



図一1 施設の位置図（その1）

火山ハザードとの関係



図一2 施設の位置図（その2）

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。

また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める

当施設の従業者数、最大利用者数（入居者数及びデイサービス利用者数）、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表-2 避難を確保すべき対象者数

(日中のピーク) 祝日を含む平日

避難を確保すべき対象		
従業者数	入居者数	デイサービス 利用者数
65人	55人	25人

施設周辺にいる
登山者・観光客等
(左記を含まない)

当施設周辺の地図を以下に示す。



図-3 施設周辺の地図 (その1)



図-4 施設周辺の地図 (その2)

4 防災体制

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表－3 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	・統括管理者 ・情報班

【夜間・休日の防災体制】

夜間や休日など勤務者が少ない時間帯に災害が起きたときの職員への参集については、移動の安全が確保されることを第一条件とし、参集による職員の二次災害を防ぐ。

また、参集が必要であっても限られた人員で複数の職員への連絡に時間を割くことが困難な場合も想定されるため、事前にルールを作り職員と共有する。

○連絡しない

○連絡するが参集を行わない

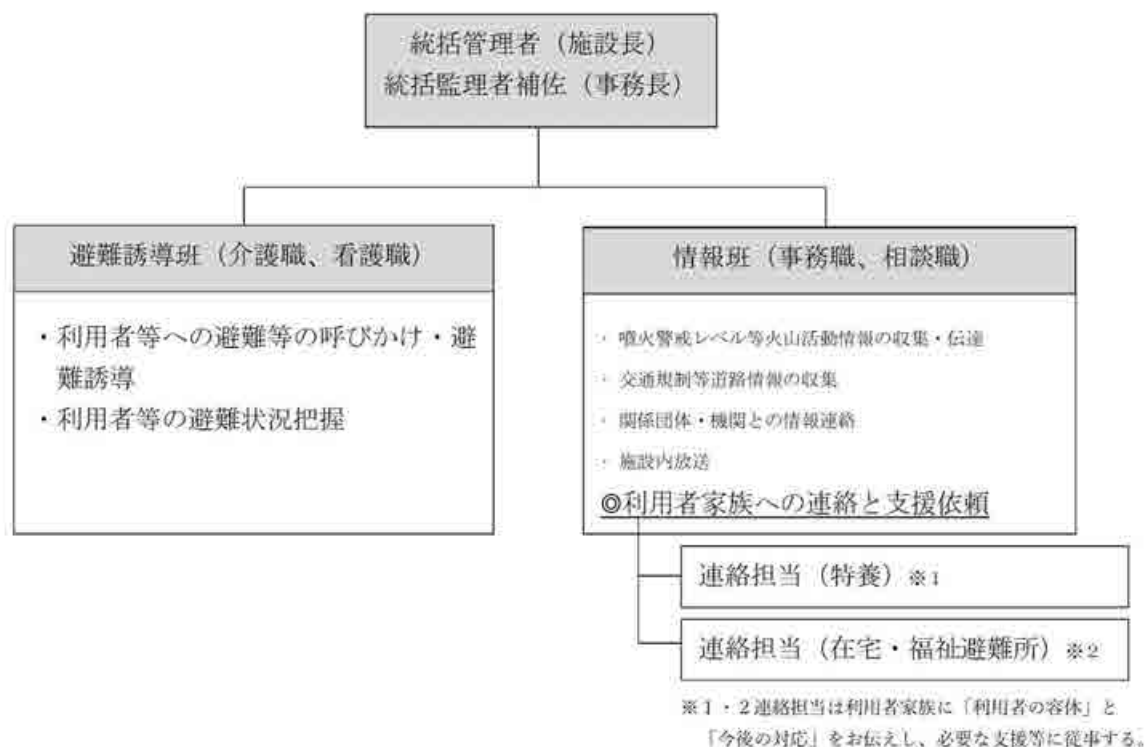
○災害の程度を確認し、安全を確保した後に参集

以上の3パターンを状況に応じて対応する。

災害と 地域の状況	火山ガス、火山弾等により屋外に出ること自体が危険	火山灰等により視界がなく移動が困難	自宅が避難勧告地域にあり職員が避難している	通信網のダウンのため連絡できない
休日	参集指示しないが施設の状況は緊急連絡網により共有	同左	同左	回復したら参集指示(但し移動の安全を確認)
夜間	参集せず緊急連絡も行わず(利用者の安全確保を優先)	同左	同左	回復したら参集指示(但し移動の安全を確認)

【当施設の体制】

- ・統括管理者を日中は、施設長、夜間は当直管理人とし、以下の体制をとり災害対応にあたる。
- ・統括管理者が不在の場合には、次級者が代理となる。
⇒統括管理者（施設長）の不在時の代決順位は以下とする。
第一代理者：事務長 ⇒ 第二代理者：事務主任 ⇒ 第三代理者：事務副主任



図－5 体制図

上記の職種にあたらなない者（調理主任、栄養士、調理員、運転手、清掃員、洗濯員、宿直員）は、統括管理者の指示を受け対応する。（状況が混乱している場合や特段の指示がない場合は利用者対応を優先する）

5 情報伝達及び避難誘導

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合

ア 情報収集・伝達

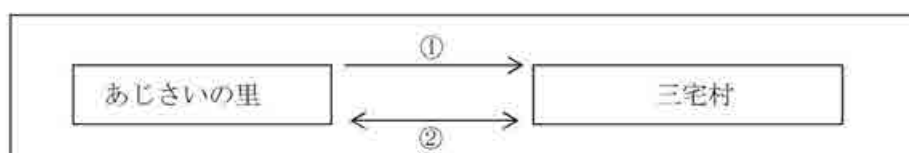
①雄山の噴火の発生を認知した場合、直ちに災害対応体制を取るとともに、三宅村に噴火発生の実事や災害対応体制を取ったことを伝達する。

②その後も継続して三宅村と連絡を取り合い、情報の共有を行う。

共有する情報は、以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数等）
- ・施設及び周辺の被害状況
- ・気象庁等から得られる今後の火山活動の推移等
- ・規制範囲外又は島外への避難実施のタイミング※

※避難実施のタイミングは、以下の施設のポイントを随時、三宅村に報告し、適切な判断を仰ぐ。



図一6 緊急連絡の流れ

【すぐに規制範囲外又は島外避難を要せず、当面の間施設内で事業継続をする場合】

三宅村等との情報共有のポイント

1. 看取り介護の利用者の容体
2. 体調不調の利用者の状況（中央診療所への受診の必要性の有無）
3. ライフライン（電気、水、燃料）の持続性
 - *燃料はプロパンガスと灯油を業者が定期的に納品しているので航路や道路が途絶えると調理、入浴が対応できなくなる。
4. 食材の確保期間の把握
5. 職員の参集と勤務継続の状況（夜勤を含めたシフト維持ができるかどうか
⇒家庭状況により参集できない職員）
6. 紙おむつ、デスポ手袋等介護材料の在庫状況等がある。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表―4 各施設及び関係機関連絡先一覧

分 類	業 種	施設名	連絡先
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	三宅村役場	総務課防災危機管理係 福祉健康課福祉係
		東京都三宅支庁	
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	気象庁火山防災連絡事務所	(不在時は本庁へ転送)
		三宅村消防本部	
		三宅島警察署	

イ 避難誘導対応（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で雄山が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者等に対しても、雄山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

ウ 建物内のより安全な場所への誘導

避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、即時着用に指示するとともに、建物内のより安全な場所（基本的には特養ホール。緊急退避者が入りきれない場合には、デイサービスへ誘導する。



図―7 建物のより安全な場所と経路図

エ 緊急避難者状況の把握・整理

避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。

表―5 退避状況整理様式

緊急避難者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

整理様式

〇〇年〇月〇日
〇〇:〇〇現在

オ 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

カ 規制範囲外又は島外への避難（避難指示のケース）

（ア）入所者のトリアージ

三宅村より避難指示が発令された場合は、職員は直ちに、「避難（移送）トリアージ基準」に従い、トリアージを行い、準備と対応を行う。

避難（移送）トリアージ基準

要避難3（最優先）：常時全介護が必要な者、看取り介護、医療を必要とする者。

指示の入らない身体レベルの高い認知症の者。

負担のない移送方法（救急車、リフト車）により近隣の場所が望ましいが、長時間の場合は配慮が必要な者。マンツーマンの介護者の付添が常時必要。

要避難2：比較的体調やメンタルが安定し、車椅子のまま乗車可能なリフト車又は普通車にトランス乗降が可能な者。

要避難1：歩行又はある程度の距離の介助歩行が可能な、比較的自立度が高く移送を待つことができる者。長時間の移動に耐えられる者（緊急性が低い）。普通車や乗り合いバスによる移送が可能（ただし見守り者は必要）

（イ）移送方法等の検討

避難誘導班（介護職、看護職）は、利用者等の移送に係る支障を少しでも軽減するため、前（ア）のトリアージ結果に基づき、

- ①施設から避難所等への陸上移送方法（救急車、リフト車、普通車、又はバス）
- ②三宅島から内地への移送方法（ヘリコプター又は船）

③内地での受け入れ施設（病院又は特養ホーム）の種別及び施設までの移送方法の留意事項について検討を行い、統括管理者に報告する。

（ウ）情報提供書の活用

移送には、警察、消防、村職員の支援も仰ぎ、予め用意してある「移送する高齢者の情報」＝「情報提供書」※を支援者に渡し、個人情報の取扱いに注意し、「情報提供書」を生かした個別対応を移送者と受入施設職員が行えるようにする。

※「情報提供書」とは、

- 1) 性別、年齢
- 2) 家族の連絡先
- 3) 要介護度、認知の有無、既往症、服薬内容と持参の有無、感染症
- 4) 移動手段：独歩（杖の有無）、歩行器、車椅子、ストレッチャー
食事、排泄の方法
- 5) 介護上の留意点
 - ・障がい面：高次脳機能障害、反側空間失認等
 - ・コミュニケーション：失語症、構音障害等
 - ・メンタル面：認知症等
 - ・食事：嚥下機能、糖尿病等
 - ・排泄：腎盂腎炎、膀胱炎、人工肛門、人工膀胱等
 - ・入浴：皮膚トラブル等
 - ・睡眠：コール対応
 - ・歩行面：膝折れの有無

（エ）避難先

避難先は三宅村活動火山対策避難施設（伊豆避難施設）、神着老人福祉館、伊豆老人福祉館を基本とし、避難先への避難経路は下図のとおりとする。

（オ）島外避難

三宅村役場の指示に従い、各避難所（避難していない場合は各施設）から避難港（三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港）又はヘリポート（三宅島空港、三宅村場外離着陸場）へ移動し、島外に避難する。

キ 避難準備

三宅村役場より避難の前段階である避難準備が発令された場合は、今後の火山現象の活発化に備え、下記の避難の準備を行うとともに、火山に関する情報の収集に努める。

(ア) 施設が行う避難準備

- ・家族、親戚等への連絡
- ・情報提供書の準備
- ・入院セット（着替え、洗面用具、薬、義歯用の容器や保存液）の備蓄倉庫からの搬出
- ・利用者等が個々に必要な以下の日用品等について、必要数量の確保
 - ・日用生活品
 - ・介護材料
 - ・自助具
 - ・紙おむつ
 - ・トレーニングパンツ
 - ・とろみアップ
 - ・マスク
 - ・手指消毒剤
 - ・デイスボ手袋
 - ・ホカロン
 - ・冷却剤 等

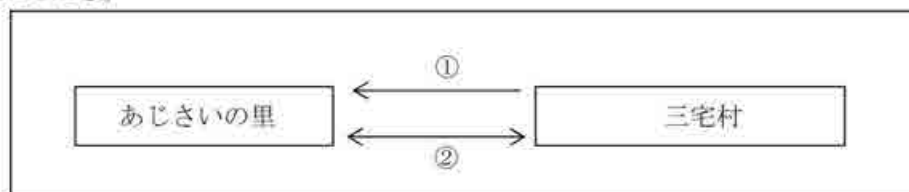
(イ) 入所者又はその家族が行う避難準備

- ・(ア)に係る準備に対する協力
- ・持ち出し用品の確認

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

ア 情報収集・伝達

- ①雄山の噴火に伴い三宅村から避難の勧告・指示があった場合や雄山の噴火警戒レベルが4以上に引上げられた場合、直ちに災害対応体制をとる。
- ②その後、三宅村と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。表－4「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表－8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。



図－10 緊急連絡の流れ

③職員及び入所者への情報伝達

避難が必要となった場合、統括管理者は職員や入所者に噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外（状況により島外）へ避難が必要なことを伝える。

（ア）職員への周知

〈職員への説明〉

ただ今、雄山の噴火警戒レベルが4に上がり、火口から居住地域までの必要な範囲に立入規制がかかりました。当施設も規制範囲に含まれます。

各利用者様の避難方法については、避難誘導班の係員の指示に従ってください。

（イ）入所者への周知

〈入所者への（各職員からの）説明〉

案1.「雄山が噴火したので、これから〇〇へ、皆さんと一緒に逃げます」

案2.「雄山が噴火しました。ここにいるとあぶないので、一緒に避難しましょう。」

イ 避難誘導対応（規制範囲外又は島外への避難の実施）

三宅村から避難の勧告・指示があった場合や雄山の噴火警戒レベルが4以上に引上げられた場合には、5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合の「規制範囲外又は島外への避難」の対応要領に準じて行動する。

【当施設の避難対応の目安（参考）】

噴火警戒レベルと避難対応の目安【三宅島火山避難計画に加筆】

（１）噴火警戒レベル１

火口内および近傍の立入規制を行う。

施設…通常どおり

（２）噴火警戒レベル２

雄山環状線から山頂側の範囲の立入規制を行う。

施設…情報収集、情報共有

（３）噴火警戒レベル３

居住地域の境界から山頂側の範囲の立入規制を行う。

（山頂）噴火の可能性がある場合は、避難行動要支援者の避難準備を行う。

施設…避難準備

（山頂）噴火が発生した場合は、避難行動要支援者の島内避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…規制範囲外避難

（４）噴火警戒レベル４

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…島外避難

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難又は島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…規制範囲外又は島外避難

（５）噴火警戒レベル５

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者の島外避難を行う。

施設…島外避難

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者の島内避難又は島外避難、来島者の島外避難を行う。

施設…規制範囲外又は島外避難

5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

ア 情報収集・伝達

- ①三宅村から雄山の噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、もしくは臨時の解説情報が発表されたことの連絡を受け、避難準備等を発令された場合は、情報収集体制をとる。
- ②その後、三宅村と随時、情報収集・伝達を行う。

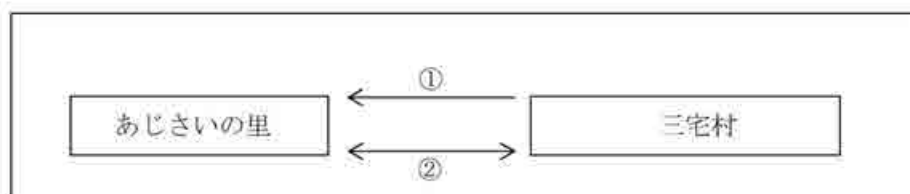
施設内や屋外空間にいる利用者等に雄山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、雄山の噴火警戒レベルが3に上がり、火口から2km圏に立入規制がかかりました。居住地域の境界から山側には入らないでください。
なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。
また、今後の火山活動や気象庁・三宅村から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から雄山に関する臨時の解説情報が出されました。
今後の火山活動や気象庁・三宅村から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・



図一11 緊急連絡の流れ

また、表一4「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表一8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。

イ 避難準備

三宅村から避難準備の発令があった場合には、5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合の「キ 避難準備」の対応要領に準じて行動する。

6 資器材の配備等

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、表のとおりである。施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表－6 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
非常用電源	発電機	機械室	2基
食料・飲料水	飲料水 (1.5ℓ)	防災倉庫	328本 (492ℓ)
	飲料水 (2ℓ)		204本 (408ℓ)
	アルファ化米 (白飯)		1箱
	アルファ化米 (梅じゃこご飯)		1箱
	レトルトご飯 (調理用加熱剤、のり、スプーン付)		480食
	おかゆ		205食
	マフィン缶・パン (2個入)		48缶
	パン粥ミックス		4袋
	豆腐丼・玉子丼		120食
	クリームシチュー		10缶
	まぐろ浅炊き		45袋
	さんま・さば缶		110袋
	ペースト食 (みそ煮・カレー・シチュー等)		140袋
	ほたてのテリーヌ		15個
	玉子豆腐		20個
	りらく 切千大根の煮物		3袋
	りらく きんぴらごぼう		15袋
	大学芋 (ペースト)		20袋
	きんぴらごぼう (ペースト)		20袋
	梅干 (ペースト)		4本
	フルーツ缶詰 (みかん・桃)		20缶
	果物ペースト食 (バナナ・白桃)		4袋
	みそ汁 (油揚げ等)	防災倉庫	250袋
	オニオンスープ		5缶
	豚汁・けんちん汁		12缶
	サバイバルフーズ		180食

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
食器類	電子ジャー（3升用/保温専用）	備蓄倉庫	1個
	大鍋（直径40cm）		1個
	小鉢		56個
	茶碗		52個
	皿		57枚
	発泡どんぶり（大・小）		2,500個
	発泡パック・弁当箱		1,240個
	ペーパーボウル（大・小）		2,900個
	スプーン（木製・プラスチック）		1,253本
	フォーク（木製・プラスチック）		300本
	割り箸		1,200本
	紙コップ（230ml、150ml）		3,000個
医療・救護	組立式トイレ	備蓄倉庫	2組
	組立式ベッド		1組
	非常用持出袋		25袋
	給水用ポリタンク（20ℓ）		15個
照明・その他	安全キャンドル	事務室	22個
	非常用ローソクセット（壁掛式）		20個
	ハロゲン投光器（300W・三脚）		2台
	延長コードリール（30m）		1台
	ストレッチャー		1台
	カセットコンロ		2個
	カセットガス（250g）		14缶
避難・救助	非常用持出袋	事務室	4袋
	ヘルメット		12個
	救急箱		1箱
照明・情報	ヘッドランプ	介護員室	10個
	強力ライト		4個
	拡声器		2台
	手回し充電ラジオ		2台
	乾電池（単1形）		12本
	乾電池（単2形）		10本
	乾電池（単3形）		10本
	乾電池（単4形）		50本
避難・救助	非常用持出袋	介護員室	13袋
	ヘルメット（職員用）		16個

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
	防災頭巾（入所者用）		56枚
	救急箱		1個
	ヘッドランプ		10個
	拡声器		1台
	ヘルメット（職員用）	デイルーム	7個
	防災頭巾（入所者用）		25枚
	救急箱		1箱
	ヘルメット（職員用）	医務室	1袋
	防災頭巾（入所者用）		4個
	救急箱		1箱
	ヘッドランプ		1個
	ヘルメット（職員用）	調理室	7個
	非常用ガスコンロ		3台
	救急箱		1箱
照明・情報	強力ライト		2個

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等

(1) 防災教育・訓練の実施

毎年、従業員を対象に教育を実施するとともに、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて、利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。訓練の結果は、三宅村に報告する。日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。計画の内容を見直した場合は、三宅村に報告（提出）する。

(3) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を三宅村に伝達する。

(4) 利用者への情報提供・啓発

建物内のより安全な場所・退避経路・避難先等を館内に掲示する。

表—7 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・避難経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
火山防災マップ	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布

8 参考資料

表—8 参考とすべき情報等（例）

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である。（全国版、各地方版）		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である。（全国版）		

収集する 情 報 等	内 容	発表 機関	収集方法
噴 火 に 関 す る 火 山 観 測 報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに急激な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル1は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「火山規制」、レベル2は「火山周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

[illegible]

www.wiley.co.uk/eltc



気象庁火山部火山課火山監視・警報センター
TEL: 03-3212-8341 (内線4536) <https://www.jma.go.jp/>
■東京管区気象台 演習課 TEL: 042-497-7188
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>
■三宅島火山防災連絡事務所 TEL: 04994-5-0980
https://www.data.jma.go.jp/svd/voia/data/tokyo/rovda/Myiayake/jma_rovda/Myiayake/jma_rovda.html

図一12 噴火警戒レベル表（表面）

平成20年3月31日運用開始
平成29年5月12日改定

三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル （目安）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火が切迫。 過去の事例 2000年4月20日（19時50分頃）：島内で強い地震が多発。観測記録 1995年10月3日（15時49分頃）：島内で強い地震が多発。 1992年8月23日噴火の2時間前：火山性地震発生。北側に避難指示 1990年7月7日：12日の噴火の数日前から地震発生。 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫。または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続。 過去の事例 2006年8月中旬～2008年1月：多量の火山灰が島内各地に到達 2000年8月29日：北麓火砕流が扇状地の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石の飛散（その後の警戒レベル4に引き上げ） 1983年10月3日：15時22分頃、南西斜面で噴火。10時50分頃、北斜面、北麓火砕流で噴火。17時15分頃、東斜面が居住地域に到達（火口の南側）に到達 1992年8月24日：北麓山腹で噴火。溶岩流が9年間に到達 1990年7月12日：北麓山腹で噴火。溶岩流が居住地域に到達
			4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	●山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性。 過去の事例 2009年噴火の事例 7月10日：噴火
警戒	噴火警戒（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域の境界から山頂側への立入規制等。 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性。 過去の事例 2009年噴火の事例 7月14日～15日：噴火 ●山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 過去の事例 新発見記録なし
			2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	●山頂火口で小噴火が発生する可能性。 過去の事例 2006年8月29日：ごく小規模噴火。落下火砕物あり ●山頂火口で、望山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生。 過去の事例 1980年7月（4日頃）：噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性。

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として島の影響を受けずに降下を繰り返して飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。
詳しくは、三宅村にお問い合せください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

図-13 噴火警戒レベル表（裏面）

雲仙岳噴火時等の避難確保計画 (案)

【施設名：島原市立高野小学校】

令和3年1月

目 次

1	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	施設の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	情報収集及び伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合・・・・・・・・	6
	(2) 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合・・・・・・・・	7
	(3) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合・・・・・・・・	10
8	避難の確保を図るための施設の整備・・・・・・・・	11
9	防災教育及び訓練の実施・・・・・・・・	11
10	参考資料・・・・・・・・	12

別 紙

別紙第1「避難状況・引渡しに関する様式」	17
別紙第2「防災教育及び訓練の実施計画」	19

1 計画の目的

島原市立高野小学校（以下、「本校」という。）は、島原市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、本校に通学する児童、勤務する教職員及び利用者（以下、「児童・教職員等」という。）に対して、雲仙岳の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成したとき、又は必要に応じて見直し・修正したときは、活火山法第8条第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告するとともに、公表するものとする。

3 計画の適用範囲

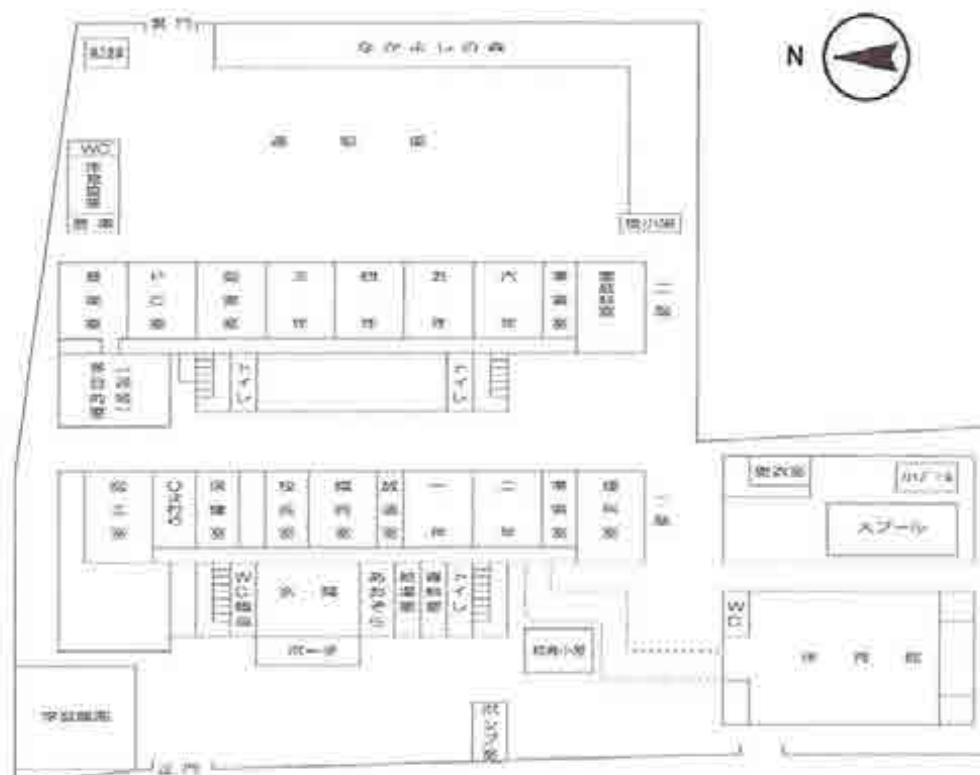
この計画は、学校内の児童・教職員等に適用するものとする。

【本校の状況】

（令和2年11月現在）

児童数	教職員数
74名	17名

なお、本計画で対象とする範囲は、学校敷地内（以下参照）とする。

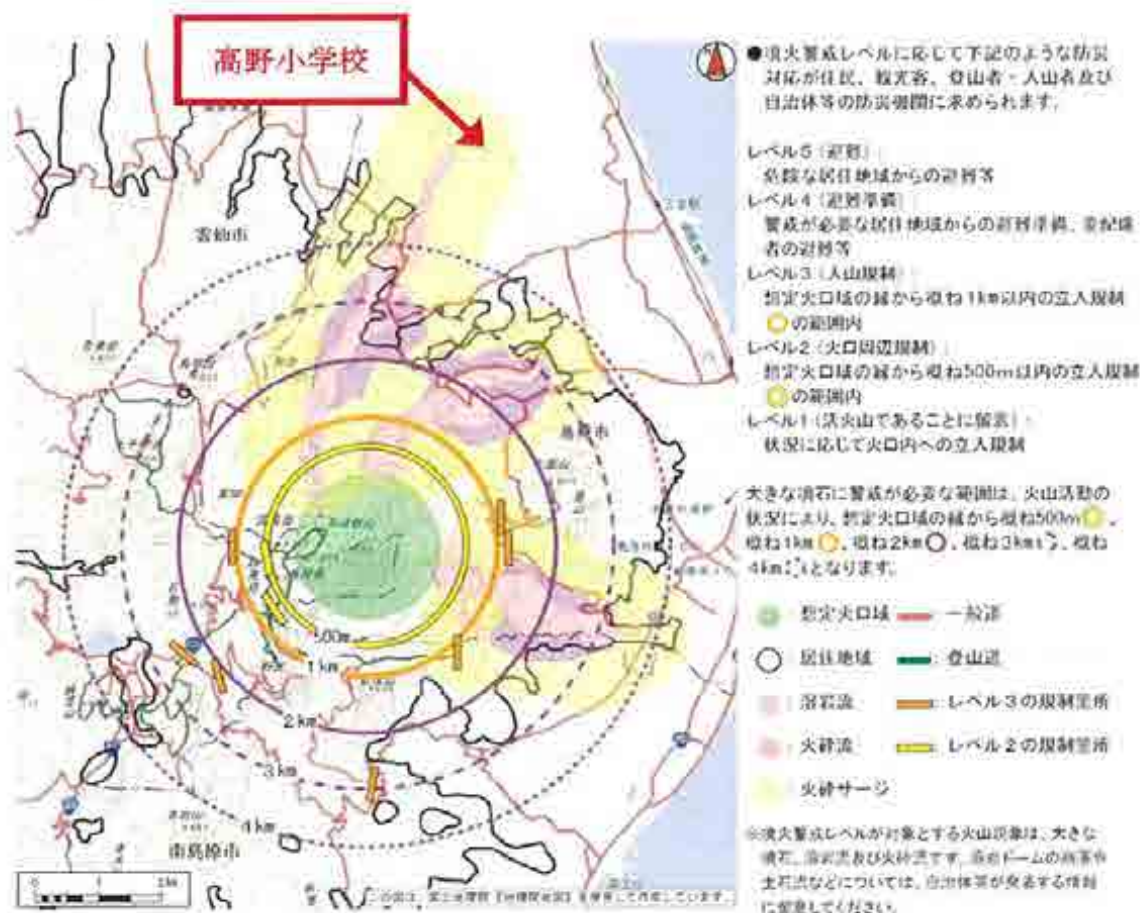


4 学校の位置等

本校は、雲仙岳の想定火口縁から約 6.5 km に位置している。噴火警戒レベルが 4 になった場合、島原市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令され、避難が必要となる。

項目		内容
想定火口からの距離		概ね 6.5 km
噴火警戒レベル	レベル 2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル 3（入山規制）	範囲外
	レベル 4 及び 5（避難準備及び避難）	範囲内
本校に影響のある火山現象		火砕サージ

以下に、本校の位置図を示す。



5 防災体制

(1) 防災体制は以下のとおりとする。

体 制	体制確立の判断時期	対応要員
情報伝達体制	○火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合	統括管理者 情報班
災害対応体制 (校内防災対策委員会)	○噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合 ○事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合	統括管理者 情報班 避難誘導班

(2) 体制図は以下のとおりとする。

〈情報伝達体制〉

統括管理者：校長		
情報班	役職及び氏名	任 務
	班長（教頭） 班員（事務職員）	・火山活動情報の収集・伝達 ・市教育委員会との連絡 ・校内放送により周知

統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

代理順位	役職
第1位	教頭
第2位	教務主任

(災害対応体制)

校内防災対策委員会

統括管理者：校長

	役職及び氏名	任 務
情報班	班長：教頭 班員：事務職員	・火山活動情報の収集・伝達 ・市教育委員会との連絡 （車両の手配、避難完了の報告等） ・校内放送による周知
避難 誘導班	班長：教務主任 班員：防災担当者 他 2 名	・児童等への避難の呼びかけ ・避難誘導 ・避難状況の把握

統括管理者が不在の場合等の代理順位は、情報伝達体制と同様である。

6 情報収集及び伝達方法

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集手段は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集手段
火山活動に関する情報	テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁のホームページ、防災行政無線、防災メール
市の避難情報 (避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示(緊急))	市教育委員会から情報が伝達される。 その他、以下の手段で情報を収集する。 テレビ、ラジオ、インターネット、市役所ホームページ、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール

(2) 情報伝達

学校内の児童・教職員等に対し、校内放送等により迅速に火山情報を伝達する。

(3) 保護者等への連絡

保護者への情報伝達が必要な際は、「学校安心メール」を用いる。

(4) 島原市教育委員会への連絡先

島原市教育委員会への緊急連絡先一覧表は以下のとおりである。

連絡先	担当部署	電話番号	備考
島原市教育委員会	学校教育課	■■■■■■■■■■	

7 避難誘導

- (1) 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合

ア 情報収集・伝達

火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、本校が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

	学校の取るべき対応
①防災体制の確立	市教育委員会からの第一報をもとに情報伝達体制をとる。
②市との協議	市教育委員会と以下の情報を共有する。 ・学校が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等
③教職員への周知	休み時間等に教職員を職員室に集合させ、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたこと、又は噴火警戒レベルが「2」や「3」に引き上げられたことを伝える。
④児童への周知	担任から、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたこと、又は噴火警戒レベルが「2」や「3」に引き上げられたことを伝え、登下校時等の注意を呼び掛ける。
⑤保護者への周知	火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたこと、又は噴火警戒レベルが「2」や「3」に引き上げられたことを、「学校安心メール」を用いて保護者へ伝達し、登下校時の注意を呼び掛ける。

(2) 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合

ア 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合、本校が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

	学校の取るべき対応
①防災体制の確立	市教育委員会からの連絡や緊急速報メール等で噴火警戒レベル「4」又は「5」への引上げを認知した場合、災害対応体制をとる。
②市との協議	市教育委員会と以下の情報を共有する。 ・学校が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・登校している児童・教職員数 ・車両の手配 ・児童・教職員等の避難状況
③保護者への周知	避難を実施すること及び避難先で引渡しを行うことを、「学校安心メール」を用いて保護者へ伝達する。

イ 避難誘導対応

- (f) 情報班は、放送設備を用いて屋内外にいる児童・教職員等に対し、噴火警戒レベルの引上げにより、立ち退き避難をすることを伝達する。

〈情報伝達文〉
 ただいま、雲仙岳の噴火警戒レベルが「4」(又は「5」)に引き上げられました。
 児童の皆さんは、先生の指示に従い、行動してください。
 先生方は、子どもたちの安全を確保しながら、児童玄関に集合してください。
 繰り返します・・・

- (g) 避難誘導班は、児童・教職員等を学校内の児童玄関に集合させ、各担任が点呼を取る。(併せて、マスク、ヘルメットを配布する。)統括管理者は、校内に残留者がいないか確認する。
- (h) 避難誘導班は、児童・教職員等を有明中学校に避難させる。火砕サージの影響範囲外までは、図1の避難経路を用いて徒歩で避難し、その後は、図2の避難経路を参考に、徒歩又は車両で避難する。
- (e) 統括管理者は、有明中学校への避難が完了した後、児童・教職員等の人数等を避難状況集計様式(別紙第1様式1)に整理し、市教育委員会に報告する。
- (f) 保護者への児童の引渡しは、避難先で行い、引き渡しに関する様式(別紙1様式2)を用いる。

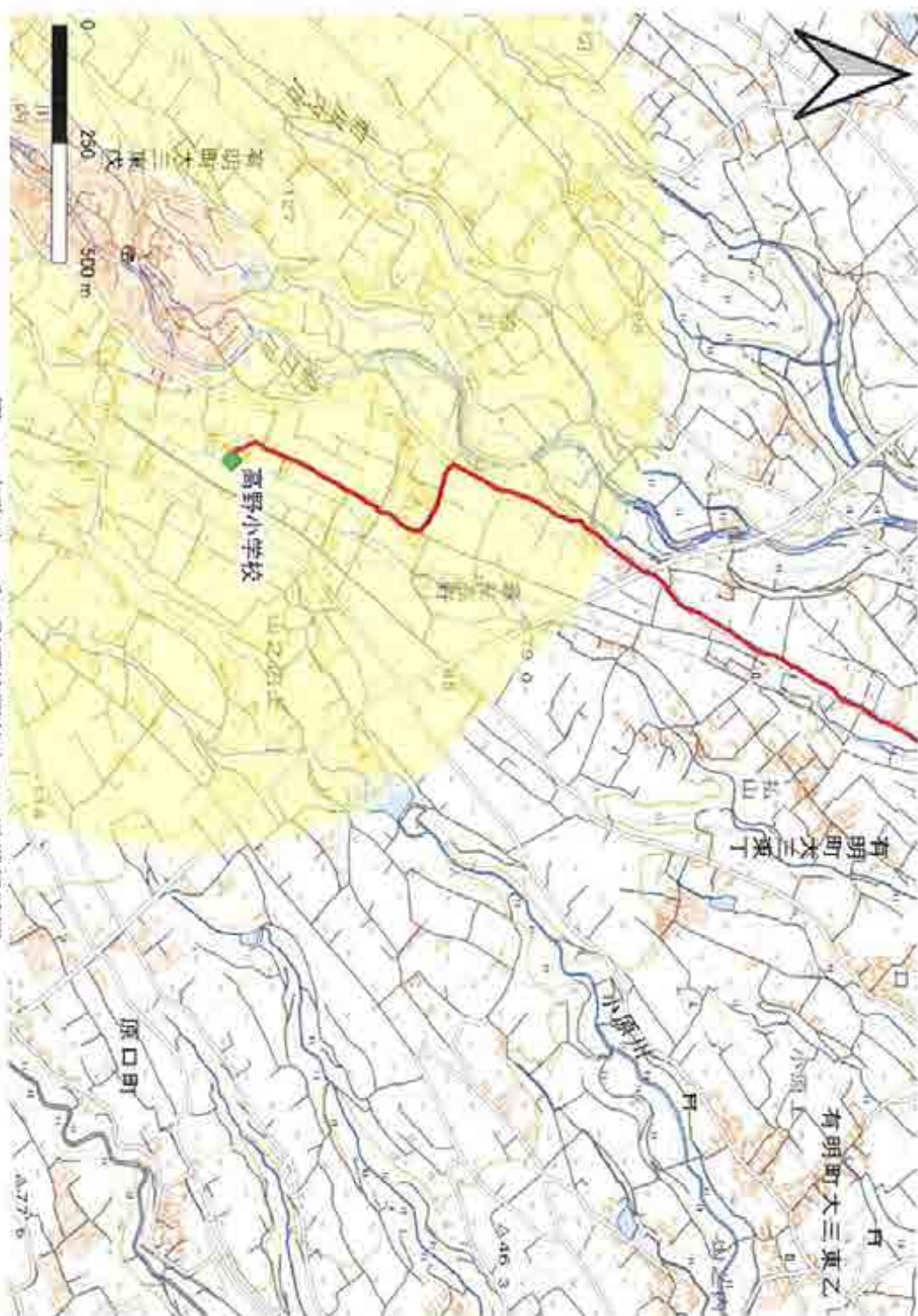


図 1 火砕サーージの影響範囲外までの避難経路図

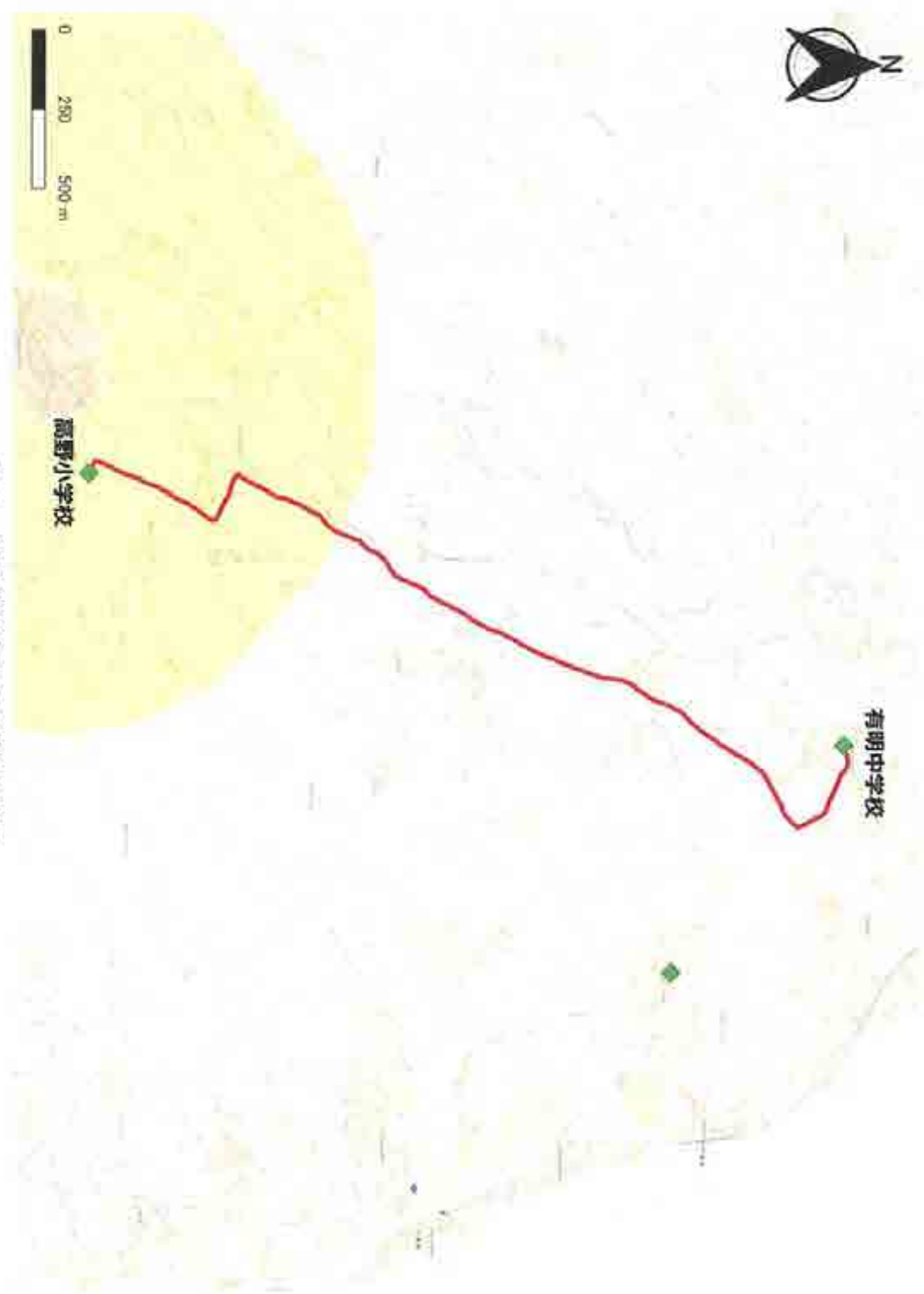


図2 有明中学校までの避難経路図

- (3) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

ア 情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、本校が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

	学校の取るべき対応
①防災体制の確立	噴火の認知や市教育委員会からの第一報をもとに、災害対応体制をとる。
②市との協議	市教育委員会と以下の情報を共有する。 ・学校が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・登校している児童・教職員数 ・車両の手配
③保護者への周知	避難を実施すること及び避難先で引渡しを行うことを、「学校安心メール」を用いて保護者へ伝達する。

イ 避難誘導対応

- (7) 情報班は、放送設備を用いて屋内外にいる児童・教職員等に対し、居住地域に影響を及ぼす噴火の発生により立ち退き避難をすることを伝達する。

〈情報伝達文〉
ただいま、雲仙岳で噴火が発生しました。児童の皆さんは、先生の指示に従い、行動してください。
先生方は、子どもたちの安全を確保しながら、児童玄関に集合してください。
繰り返します・・・

- (4) 避難誘導班は、児童・教職員等を学校内の児童玄関に集合させ、各担任が点呼を取る。(併せて、マスク、ヘルメットを配布する。) 統括管理者は、校内に残留者がいないか確認する。
- (7) 避難誘導班は、児童・教職員等を有明中学校に避難させる。火砕サージの影響範囲外までは、図1の避難経路を用いて徒歩で避難し、その後は、図2の避難経路を参考に、徒歩又は車両で避難する。
- (エ) 負傷者に対しては、その場にいる教職員が応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。
- (オ) 統括管理者は、有明中学校への避難が完了した後、児童・教職員等の人数を避難状況集計様式(別紙第1様式1)に整理し、市教育委員会に報告する。
- (カ) 保護者への児童の引渡しは、避難先で行い、引き渡しに関する様式(別紙1様式2)を用いる。

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

■避難確保資器材等一覧

(令和2年11月現在)

活動区分	資器材等	保管場所等	数量
情報収集・伝達	テレビ	職員室	1
	パソコン	職員室	3
	携帯電話	個人	3
	防災無線	職員室	1
避難誘導	名簿（教職員 児童）	職員室	1
	懐中電灯	職員室	1
	誘導棒	職員室	3
	携帯用拡声器	職員室	1
	警笛	職員室	1
	マスク	保健室	200
その他	救急箱	保健室	3

9 防災教育及び訓練の実施

- (1) 毎年4月に新たに着任した教職員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年10月に全児童・教職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 毎年4月に保護者への説明会を実施する。併せて、学校だより等で本計画の内容を周知する。
- (4) 細部実施要領は、別紙第2 「防災教育及び訓練の年間実施計画」による。

(1) 火山活動の推移

ものを次の図で示す。



(2) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火に関する 火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する 海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害 緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土 交通省	
火口周辺規制・ 入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ等
避難勧告・ 避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(3) 雲仙岳の噴火警戒レベルリーフレット

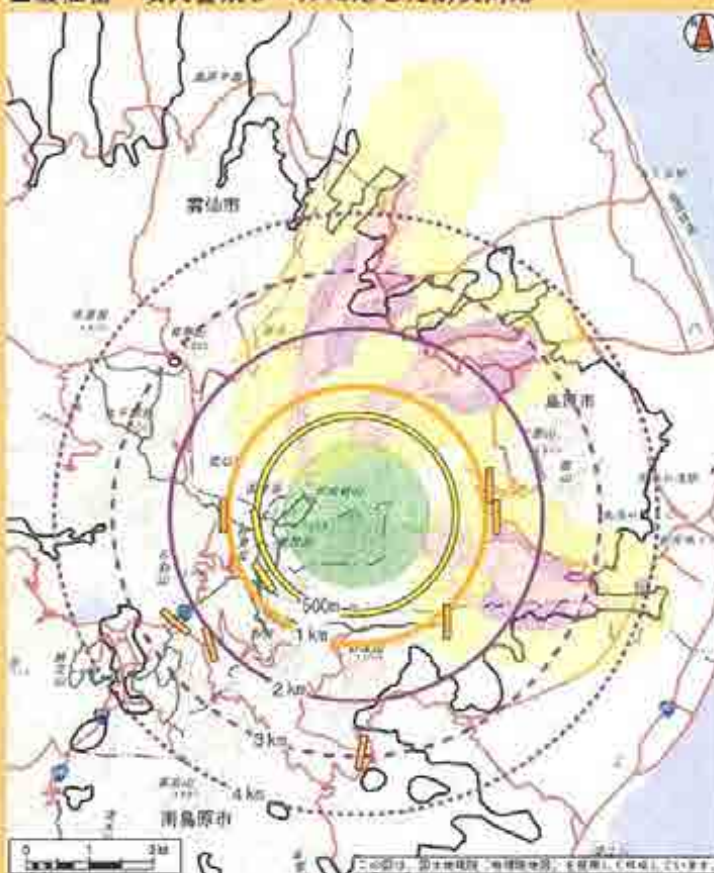
雲仙岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



■雲仙岳 噴火警戒レベルに応じた防災対応



- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が住民、観光客、登山者、入山者及び自治体等の防災機関に求められます。
- レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難等
- レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域からの避難準備、要配慮者の避難等
- レベル3（入山規制）：想定火口域の縁から概ね1km以内の立入規制
○の範囲内
- レベル2（火口周辺規制）：想定火口域の縁から概ね500m以内の立入規制
○の範囲内
- レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制
- 大きな噴石に警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、想定火口域の縁から概ね500m○、概ね1km○、概ね2km○、概ね3km○、概ね4km○となります。
- ：想定火口域 一般道
- ：居住地域 登山道
- ：溶岩流 レベル3の規制箇所
- ：火砕流 レベル2の規制箇所
- ：火砕サージ
- ※噴火警戒レベルが対象とする火山現象は、大きな噴石、溶岩流及び火砕流です。溶岩ドームの崩落や土石流などについては、自治体等が発表する情報に留意してください。

■この図は、噴火シナリオに基づき、雲仙岳火山防災協議会と調整して作成しています。
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。



※本誌では、複製・転写・改変を禁じます。



福岡管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL 092-725-3905 <https://www.jma.go.jp/fukuoka/>
■長崎地方気象台
TEL 095-811-4881 <https://www.jma.go.jp/nagasaki/>
■雲仙岳火山防災協議会事務局（長崎県）
TEL 095-824-1111 <https://www.pref.nagasaki.jp/>



平成19年12月1日運用開始
平成31年3月14日改定

雲仙岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報(居住地域)又は噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 1982年噴火の事例 溶岩流(新境溶岩)が火口から約2.7kmまで流下 1990年-1995年噴火の事例 1991年5月28日:火砕流が火口から約2.6kmまで流下
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等。	●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 1990年-1995年噴火の事例 1991年6月3日:火砕流が火口から約4.5kmまで流下 1993年7月19日:火砕流が火口から約5.6kmまで流下
警戒報	噴火警戒報(火口周辺)又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 登山禁止・入山規制等。危険な地域への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	●想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年-1995年噴火の事例 1991年5月12日頃:山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日:火山性震動の急増 1991年5月13日:山体浅部の膨張を示す明確な地殻変動 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1992年噴火の事例 溶岩流(古焼溶岩)が火口から約1kmまで流下
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 火口周辺への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。	●想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年-1995年噴火の事例 1990年10月23日、10月31日:火山性地震の増加 1990年10月:火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1990年-1995年噴火の事例 1990年11月17日:噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(登山者等) 状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。
注2) 各レベルにおける警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が固定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。
注3) 想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警戒報を発表する。
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。
■最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



避難状況・引渡しに関する様式

様式 1 避難状況集計様式

[illegible]

様式 2 引渡しに関する様式

	児童氏名	兄弟・姉妹	児童との関係	引き取り者氏名	緊急連絡先	備考
1			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
2			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
3			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
4			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
5			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
6			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
7			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
8			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
9			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			
10			父 母 祖父 祖母 親戚 その他			

令和3年度 島原市立高野小学校 防災教育・避難訓練実施計画

目 的	島原市立高野小学校は令和3年度における防災教育及び避難訓練を実施して、従業員の防災意識の高 揚及び災害発生時又はその恐れのある場合に、従業員及び外来者等の施設利用者全員の円滑かつ迅速な 避難を実施して安全を確保する。 この際、市の総合防災訓練への参加を重視する。												重点事項	○ 地理的特性に応じた避難 訓練の実施 ○ 時間的特性を捉えた防災 教育の実施
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--

月 日	4 7	5	6 3	7	8	9	10	11 4	12	1 15	3
防災教育	防災体制の確認 (全職員)		防災の基礎教育 (いのりの日)					避難訓練の反省		計画の検証	計画の周知
日	23							4			
避難訓練 訓練	総合 避難訓練							避難訓練			
成 果	火災時の対応につ いて、児童職員 の対応も良好であっ た。		噴火災害の恐ろし さ、避難の大切さ を学ぶことができ た。					噴火災害の場合も 情報を確実に収集 し、教員の指示に 従って行動でき た。			
改 善 点	児童が主体的に避難行動を取ることができているのか、 検証する必要がある。										
次時年度の 反映事項	火山灰等が舞い吹く中での、避難場所までの所要時 間が問題である。										

○ 防災教育・訓練の成果等

◆ 防災教育

名称	防災基礎
概要	防災体制の確認
実施者	防災担当者
教育日時	4月

◆ 避難訓練

名称	避難における任務分担
概要	噴火災害に対する訓練
実施者	防災担当者
日時	10月

口永良部島 新岳噴火時等の 避難確保計画（案）

令和3年1月

施設名：民宿 金岳

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	2
4. 防災体制	3
5. 情報伝達及び避難誘導	4
5.1 噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、 又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	4
5.2 噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合	6
5.3 噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合	8
5.4 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響 を及ぼす噴火に至った場合	9
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	10
7. 防災教育及び訓練の実施、宿泊者等への周知・啓発	11
8. 参考資料	12

1. 計画の目的

民宿 金岳（以下「当施設」という。）は、屋久島町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設を運営する者、施設の宿泊者（以下「宿泊者等」という。）に対して、新岳の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の位置

当施設は避難促進施設に指定されており、宿泊者等には、噴火警戒レベル4の場合に避難が呼びかけられる。

表1 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね2.5km
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲外
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内
施設に影響のある火山現象		火砕流・火砕サージ、大きな噴石、降灰、降灰後の土石流

以下に、当施設の位置図を示す



図1 当施設の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設を運営する者、施設の宿泊者とする。また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき宿泊者等

避難を確保すべき対象	
従業員数	最大宿泊者数
2人	11人

当施設周辺の地図を以下に示す。本計画で対象とする範囲は、赤枠内とする。



図2 施設周辺の地図

4. 防災体制

新岳の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表3 火山活動状況と防災体制の関係

防災体制	当施設の担当	状況
情報伝達体制	■■■■■	噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合
災害対応体制	■■■■■	噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合
		噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合
		事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

【当施設の体制図】

当施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。

施設	民宿 金岳	
統括管理者	■■■■■	・施設の統括
統括管理者（夜間）	■■■■■	
その他担当者	■■■■■	・町等との連絡 ・情報収集 ・宿泊者への避難の呼びかけ ・避難誘導

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表4 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第1位	■■■■■
第2位	■■■■■

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

（1）情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表5 当施設として行う情報収集・伝達

	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	町（又は口永良部島出張所）からの第一報をもとに情報収集体制をとる。
②町との情報共有	町と以下の情報を共有する ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表6 関係機関連絡先一覧

関係機関	連絡先	担当窓口
屋久島町	████████	総務課
屋久島町口永良部島出張所	████████	

（２）宿泊者等への周知

施設は、宿泊者等に以下の事項を伝達する。また、平常時から行っている、防災マップの掲示や配布を改めて行い、避難場所・避難経路の周知を徹底する。

表 7 宿泊者等への伝達事項

宿泊者等への伝達事項	・噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられたこと 又は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと ・規制が実施され、規制範囲内には立ち入れないこと ・避難の必要はないが、火山活動が活発化しており、注意が必要なこと ・当施設は避難促進施設に指定されており、レベル4では避難が必要となること ・レベル3の場合は、避難に備え、準備（荷物をまとめておく、避難先や経路を改めて確認する等）をしてほしいこと
------------	---

5.2 噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「4」に引き上げられた場合に、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表8 当施設として行う情報収集・伝達

	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	町（又は口永良部島出張所）からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
②町との情報共有	町と以下の情報を共有する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・宿泊者等（予定含む）の人数 ・宿泊者等の避難の状況（施設から避難した人数、施設に残っている人数） ・宿泊者等や施設の車両の有無 ・消防団等避難誘導を行う人員数 ・宿泊者等の島外避難までの滞在先（フェリー出港までの時間に応じて、本村港又は番屋ヶ峰避難所）

関係機関の連絡先は、表6のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①宿泊者等への情報伝達

施設は、宿泊者等に以下の事項を伝達する。

表9 宿泊者等への伝達事項

宿泊者等への伝達事項	・噴火警戒レベルが4に引き上げられたこと ・町から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令され、島外への避難が呼びかけられていること ・島外避難までの滞在先は、本村港又は番屋ヶ峰避難所であること（滞在先は、町との協議による） ・その他、町から入手した情報
------------	--

②宿泊者等の避難の実施

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、宿泊者等へは島外への避難（帰宅）が町から呼びかけられる。宿泊者は、フェリー出港までの時間等を考慮し、本村港又は番屋ヶ峰避難所で待機する。番屋ヶ峰避難所への避難手段は、町が用意した車両を基本とし、図4の避難経路を用いる。宿泊者の避難後、避難状況について出張所へ報告する。

5.3 噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合

宿泊者等の避難が完了していない状態で噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合、以下の対応を取る。

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた場合に、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表10 当施設として行う情報収集・伝達

	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	町（又は口永良部島出張所）からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
②町との情報共有	町と以下の情報を共有する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・宿泊者等（予定含む）の人数 ・宿泊者等の避難の状況（施設から避難した人数、施設に残っている人数） ・宿泊者等や施設の車両の有無 ・消防団等避難誘導を行う人員数

関係機関の連絡先は、表6のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①宿泊者等への情報伝達

施設は、宿泊者等に以下の事項を伝達する。

表11 宿泊者等への伝達事項

宿泊者等への伝達事項	・噴火警戒レベルが5に引き上げられたこと ・町から「避難勧告・指示」が発令され、避難が呼びかけられていること ・番屋ヶ峰避難所が避難先であり、避難を開始すること ・その他、町から入手した情報
------------	--

②番屋ヶ峰避難所への避難の実施

番屋ヶ峰避難所への避難には、図4の避難経路を用いる。避難手段は、施設の車両等とする。番屋ヶ峰避難所にて、当施設全体の避難状況について、取りまとめている消防団員へ報告する。

5.4 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

(1) 情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表12 当施設として行う情報収集・伝達

	施設の取るべき対応
防災体制の確立	災害対応体制をとり、町（又は口永良部島出張所）に噴火の発生を連絡する。

関係機関の連絡先は、表6のとおりである。

(2) 番屋ヶ峰避難所への避難

番屋ヶ峰避難所への避難手段は、施設の車両等とし、図4の避難経路を用いる。番屋ヶ峰避難所にて、当施設全体の避難状況について、取りまとめている消防団員へ報告する。なお、避難中に身の危険を感じた場合は、建物内の安全な場所に退避した後、番屋ヶ峰避難所への避難を開始する。

当施設のより安全な場所は以下のとおりである。



図5 民宿 金岳のより安全な場所

(3) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

①保有設備、資器材、備蓄物資

当施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表13 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和2年10月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	携帯電話	携帯	2
	テレビ	客室等	9
	ラジオ		2
避難誘導	懐中電灯	各部屋	7
	足元誘導等	別館	2
	ヘルメット	玄関	5
その他	医薬品		1

②建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は図5のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

7. 防災教育及び訓練の実施、宿泊者等への周知・啓発

(1) 当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

表14 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
避難訓練（屋久島町開催）	年1回	全住民
住民説明会 （口永良部島火山防災連絡事務所開催）	不定期 （火山の活動状況に応じて開催）	全住民

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や運営体制等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、屋久島町に報告する。

(3) 当施設における宿泊者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて宿泊者等への情報提供・啓発を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
噴火警戒レベル	噴火警戒レベルリーフレット	掲示
規制範囲・避難経路	口永良部防災ハザードマップ	掲示

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を口永良部島火山防災連絡事務所に伝達する。連絡先は、表6のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報・予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	町	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示(緊急)	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示(緊急)は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベルリーフレット

口永良部島の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等とのすべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



口永良部島 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5（避難）：市域な居住地域からの避難。
- レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。要配慮者は避難等。
- レベル3（入山規制）：火口から概ね2km以内の立入禁止の範囲内。
- レベル2（火口周辺規制）：火口から概ね1km以内（西側は概ね2km以内）の立入禁止の範囲内。
- レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制等。

●この図は、口永良部島火山防災協議会と調整して作成しています。

●各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県及び屋久島市にお問い合わせください。

- 一般道
- 登山道
- 新設火口
- 居住区域
- レベル3の規制箇所
- レベル2の規制箇所



※写真は、著作権フリーで利用しています。



福岡管区気象台地域火山監視・警報センター
TEL: 092-725-3608 <https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
鹿児島地方気象台 TEL: 099-250-9914
<https://www.jma-net.go.jp/kagoshima/>
口永良部島火山防災連絡事務所 TEL: 0997-49-4831
<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/fukuoka/rovdm/Kuchierabujima/rovdm.html>



平成19年12月1日運用開始
平成30年3月29日改定

口永良部島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (1-4)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒報	噴火警戒報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 2015年5月噴火の事例 噴火の6日前：火山活動の高まりがみられる中で、島内の浅い場所で体に感じる地震が発生 ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 過去事例 2015年5月：火砕流（火砕サージ）が新岳火口の南西側から北西側にかけての海岸に到達 1965年11月：噴石が新岳火口から約3.5kmまで飛散
			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 1931年4月、1966年11月の噴火前：島内の浅い場所で体に感じる地震が発生
警戒報	噴火警戒報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。 2014年6月噴火の事例 2014年6月10日：火山性地震の増加 ●噴火が発生し、火口から概ね2km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。 過去事例 2014年8月：火砕流（火砕サージ）が新岳火口の西側約2kmに到達 1933年12月：噴石が新岳火口から七釜集落まで飛散
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内（西側は概ね2km以内）に火砕流が流下するような噴火が予想される。 2014年6月噴火の事例 2014年6月9日：火山性地震の増加 ●噴火が発生し、火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね1km以内（西側は概ね2km以内）に火砕流が流下。 1965年9月噴火の事例 噴石が新岳の東斜面から火口周辺に飛散
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注）ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとす。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県及び鹿児島市にお問い合せください。
鹿児島県の噴火警戒レベルは気象庁伊予でもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



安達太良山噴火時等の避難確保計画

あだたら高原リゾート

令和2年3月

目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報収集及び情報共有	7
6. 情報伝達及び避難誘導	
6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合	9
6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合	10
6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合	11
6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合	12
6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	14
7. 資器材の配備等	17
8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知	19
9. 参考資料	21

1. 計画の目的

あだたら高原リゾート（以下、「当地区」という。）に立地する以下の施設は、二本松市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、当地区内施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（山頂付近などの当地区外の登山者等は対象外）の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内施設（避難促進施設）

No.	施設名称（所有者等）
1	★ロープウェイ山麓駅（富士急安達太良観光株式会社）
2	富士急レストハウス（富士急安達太良観光株式会社）
3	レストランランデブー（富士急安達太良観光株式会社）
4	ロープウェイ山頂駅（富士急安達太良観光株式会社）
5	あだたら山奥岳の湯（富士急安達太良観光株式会社）

★は、地区内の代表施設を示す。

2. 施設の位置

以下に、当地区内施設の位置を示す（表2、図1、図2）。当地区内の施設は想定火口域（沼ノ平火口）から概ね3～4kmに位置しており、他の地区より早い対応を要する地域（火山避難計画上の特定地域に該当）であるため、噴火警戒レベル3の場合に避難準備、噴火警戒レベル4の場合に避難開始となる。

表2 施設の位置

項 目	内 容
想定火口からの距離	概ね3～4km（ロープウェイ山頂駅のみ） 他の施設は4km範囲外
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制 範囲内・一部範囲内（範囲外）
	レベル3：入山規制 範囲内・一部範囲内（範囲外）
	レベル4、5：避難準備・避難 範囲内・一部範囲内（範囲外）
地区に影響のある火山現象	大きな噴石 火砕流・火砕サージ 噴雪型火山泥流
特定地域の設定	噴火警戒レベル3：避難準備 噴火警戒レベル4：避難開始

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。
なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

《グリーンシーズン》 (日中のピーク：10月の休日の14時ごろを想定)

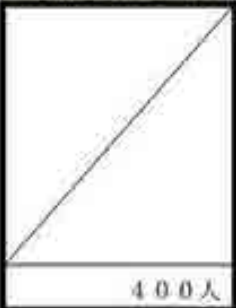
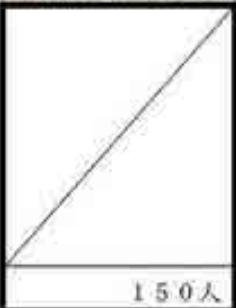
業種	施設名	従業員数又は 管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
スキー場施設	① ★山麓駅 (駅舎等)	7人	150人	
	② 山頂駅	3人	150人	
飲食店・ 土産物店	③ 富士急レストハウス	3人	50人	
	④ レストランデア-	0人	0人	
その他	⑤ あだたら山奥岳の湯	2人	60人	
	⑥ 駐車場	4人	100人	
合計		19人	510人	400人

表4 避難を確保すべき利用者等

《スノーシーズン》 (日中のピーク：2月の休日の14時ごろを想定)

業種	施設名	従業員数又は 管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
スキー場施設	① ★山麓駅 (駅舎等)	12人	20人	
	② 山頂駅	0人	0人	
飲食店・ 土産物店	③ 富士急レストハウス	10人	120人	
	④ レストランデア-	5人	120人	
その他	⑤ あだたら山奥岳の湯	1人	40人	
	⑥ リフト (滑走者含む)	24人	700人	
合計		52人	1,000人	150人

4. 防災体制

安達太良山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、表5のとおりである。

表5 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織
異常の通報、臨時の解説 情報、噴火警戒レベル2 が発表された場合 【P9～1.0 …6、1～6、2】	情報 伝達 体制	〔★代表施設〕 山麓駅（駅舎）は、以下 の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レ ストランランデブー、山頂 駅、奥岳の湯については、 噴火等の発生に備えて以下 の班体制をとり、避難誘導 の手順を確認しておく。 ・避難誘導班
噴火警戒レベル3、4、 5が発表された場合 【P1.1～1.3 …6、3～6、4】 噴火警戒レベルの引上げ 等が無く立入規制等が無 い中で、突発的に噴火し た場合 【P1.4～1.6 …6、5】	災害 対応 体制	〔★代表施設〕 山麓駅（駅舎）は、以下 の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班 〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レ ストランランデブー、山頂 駅、奥岳の湯については、 以下の班体制をとり、各班 内に避難誘導係を置く。 ・避難誘導班

【当地区の体制図】

代表施設は、当地区全体の災害対応を統括する。代表施設と当地区を構成する施設は、図3の体制をとり災害対応にあたる。

図3 当地区の体制図

★代表施設

ロープウェイ山麓駅（スキーセンター）

統括管理者	自衛消防隊長	・地区の統括
情報班	（班長） 自衛消防副隊長	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約
	（班員） 通報係 2名	
避難誘導班	（班長） 事務所火元責任者	・市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報）・避難誘導
	（班員） 避難誘導係 3名 救護係 3名 駐車場係 1名	

施設①

富士急レストハウス

管理者	施設火元責任者
避難誘導班	避難誘導係 2名

施設②

レストランランデブー

管理者	施設火元責任者
避難誘導班	避難誘導係 2名

施設③	ロープウェイ山頂駅
管理者	施設火元責任者
避難誘導班	避難誘導係 1名
施設④	あだたら山奥岳の湯
管理者	施設火元責任者（避難誘導係を兼ねる）
避難誘導班	

施設の各統括管理者が不在の場合等には表6の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	代表者名
第1位	自衛消防副隊長（情報班長）
第2位	通 報 係

5. 情報収集及び情報共有

当地区が行う情報収集・共有は、表7のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・共有

手順	代表施設	地区構成施設（各施設）
①代表施設への連絡		・火山の異常現象や噴火を認知した場合は、代表施設へ一報を連絡する。
②市との緊急連絡	・市に火山の異常現象や噴火の発生を伝達する。 ・市からの火山に関する情報に基づき、必要な体制（情報収集体制、災害対応体制）を取る。	
③体制の確立	・従業員への周知徹底 ・必要な体制を取り、緊急連絡網を用いて各施設へ連絡する。	・各施設内での必要な体制を取る。
④市との連携	・市と以下の情報を共有し、避難等の実施について随時協議を実施する。 ・代表施設が把握している火山活動の状況 ・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
⑤地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の被害状況	

各施設及び関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は、表8のとおりである。

表8 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	施設名		連絡先	代表者
代表施設	★ロープウェイ山麓駅 (スキーセンター)		電 話 : [REDACTED] 総機 [REDACTED] :	自衛消防隊長
地区構成施設	富士急レストハウス		[REDACTED]	火元責任者
	レストランランデブー		[REDACTED]	〃
	ロープウェイ山頂駅		[REDACTED]	〃
	あだたら山 奥岳の湯		[REDACTED]	〃
連絡先 (外部機関 との窓口)	二本松市		市民部 生活環境課 : [REDACTED]	生活環境課 生活防災係
連絡先 (その他)	その他 関係機関	福島地方気象台	[REDACTED]	
		二本松北消防署	[REDACTED]	
		二本松警察署	[REDACTED]	
		福島県庁	[REDACTED]	危機管理部 災害対策課
	輸送機関	福島交通(株) 二本松(営)	[REDACTED]	
		昭和タクシー	[REDACTED]	
		丸やタクシー	[REDACTED]	

6. 情報伝達及び避難誘導

6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから安達太良山に異常現象が発生していることや安達太良山の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表の連絡を受けた場合は、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象台から安達太良山の火山の状況に関する臨時の解説情報が発表されました。
安達太良山では、火山活動の活発化が見られます。
今後の火山活動について、気象台や二本松市から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・

6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル2への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、情報伝達体制を取り、通常業務のほか今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについてはレベルの引き上げ等に備え運行を停止できる体制をとる。またスキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル2への引上げや火口周辺規制が実施された場合〉
ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
これにより、沼ノ平火口から概ね1kmの範囲に立入規制がかかります。
安達太良山山頂及び峰の辻より沼ノ平火口側には入らないでください。
なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置しています。
今後の火山活動について、気象台や二本松市から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・

(2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル3への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、災害対応体制に移行する。通常業務を停止し今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについては安全が確認出来ない場合は運行を停止し、旅客の誘導に当たる。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル3への引上げや入山規制が実施された場合〉

ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。

これにより、沼ノ平火口から概ね2.5kmの範囲に立入規制がかかり、奥岳登山道は入山規制となります。

なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置していますが、噴火の発生に備え、避難を開始できる準備をお願いします。

今後の火山活動について、气象台や二本松市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

(2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合

(1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル「4」又は「5」への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、通常営業を中止するとともに、運行中のロープウェイ及びリフトは直ちに運行を停止し旅客を安全な場所に誘導する。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）するとともに、警戒を要する範囲外に避難を呼びかける。

文案を下記に示す。

《噴火警戒レベル4又は5への引上げられた場合》

ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが4（又は5）に引き上げられました。
沼ノ平火口から概ね4kmの範囲では、大きな噴石の飛散に警戒が必要です。

《積雪期の場合》

また、広範囲に影響が及ぶ融雪型火山泥流の発生に警戒が必要です。

当施設（スキー場）は警戒を要する範囲に含まれますので、速やかに岳温泉方面を経由し二本松市街地へ、又は福島方面に避難してください。

二本松市が発令する避難情報や火山に関するお知らせに注意してください。

繰り返します・・・

(2) 警戒を要する範囲外への避難の実施

各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、表9の手順に沿って警戒を要する範囲外へ利用者等の避難誘導を実施する。

なお、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。

また、避難先（指定避難所等）について、二本松市から指示があった場合は、指定された避難先へ利用者等を避難誘導する。

表9 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	当地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、二本松市との協議により、車両の手配等を要請する。	
③避難誘導	警戒を要する範囲外へ利用者等を避難誘導する。 （噴火により噴石の飛散や降灰が激しい場合、建物内への緊急退避を優先。）	

手順	代表施設	地区構成施設
④残留者の確認	施設内外に残留者がいないか確認する。	
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、警戒を要する範囲外への全員避難を完了させる。	
⑥避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、二本松市へ報告する。	



図4 避難先と避難経路

(3) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

6. 5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設は、スキー場内放送設備を使用し、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対しても安達太良山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。なお、スキー場内放送設備は、避難誘導係が操作し、広報する。

また、各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈突発的噴火が発生した場合の広報〉

ただ今、安達太良山が噴火しました。噴石や火山灰が飛散するおそれがあります。
屋外に居られる方は、ただちに、建物内へ屋内に居られる方は外に出ないで下さい。
係員がより安全な場所へ誘導いたしますので、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・

当地区内で、利用者等の避難誘導先となる屋内避難施設の位置図を下記に示す。

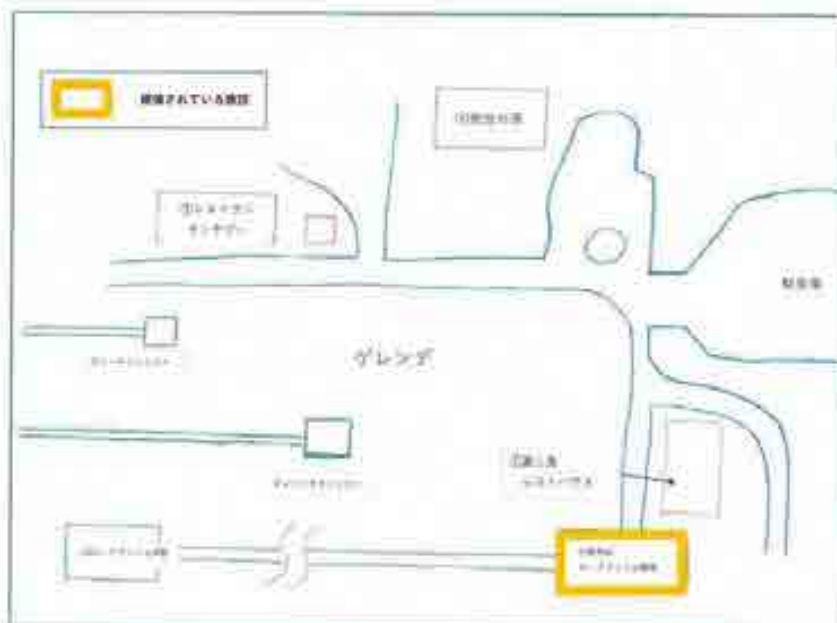


図5 施設位置図

(2) 建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

代表施設（ロープウェイ山麓駅）の従業員は、建物内の緊急退避者に対し、建物内のより安全な場所（ロープウェイ山麓駅1階、緊急退避者が入りきれない場合には富士急レストハウス）への誘導を行う。より安全な場所への経路図は図6のとおり。

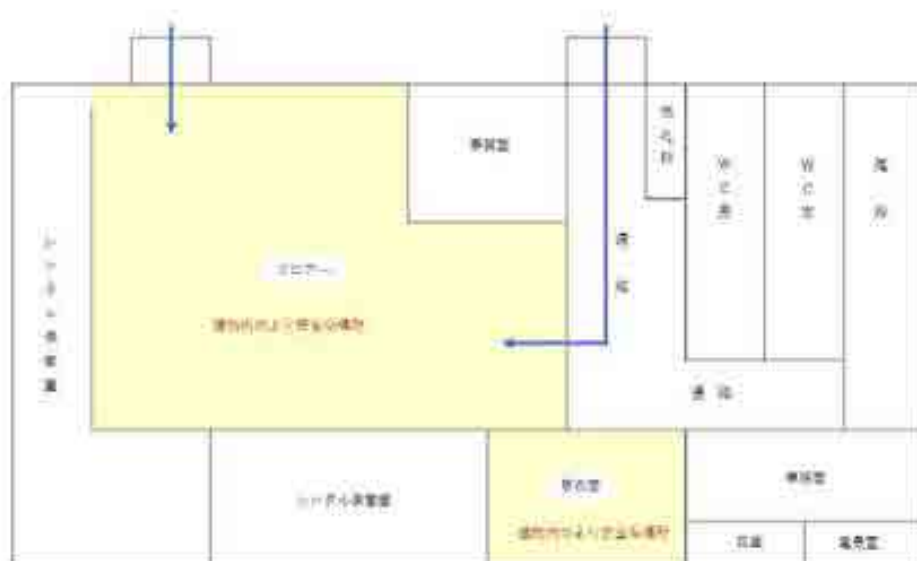


図6 ロープウェイ山麓駅内のより安全な場所・経路図

(3) 施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）

屋根の補強対策などが完了していない施設については、噴石の飛散状況など、火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、建物内の緊急退避者と一緒に、より頑丈なロープウェイ山麓駅1階へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者に車両の手配等の応援要請を行う。当地区で屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設は表10のとおり。

表10 地区における屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
山麓駅（スキーセンター）	300人	1階

(4) 退避者状況の把握・整理

各施設は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を別表1. 2 (P20参照) により可能な限り把握・整理する。

代表施設は、地区構成施設と連絡をとり、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

(5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、救護係を中心として可能な限り応急手当を行うとともに、必要に応じて地元消防に救急要請を行う。

(6) 規制範囲外への避難

「6. 4 (2) 警戒を要する範囲外への避難の実施」の対応を参照する。



図7 避難先と避難経路 (再掲)

7. 資器材の配備等

(1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、表11のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

代表施設は、毎年4月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表11 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	人工降雪室	1台
	ラジオ	山麓駅	1台
	ファクス	山麓駅	1台
	インターネット端末	山麓駅	
	衛星電話	山麓駅	1台
避難誘導	屋外スピーカー	各所	
	携帯用拡声器	山麓駅	1台
	AED	山麓駅、奥岳の湯	2台
	ヘルメット	山頂駅	100個
	マスク	山麓駅	100枚
	水・食料	レストハウス	
	寝具・防寒具	スキーセンター、 パトロール室	
	医薬品	パトロール室	
その他	自家発電装置	山麓駅・山頂駅	2台
	懐中電灯	山麓駅・山頂駅	

(2) 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は表12のとおりである。

代表施設は、定期的に保有車両の点検・整備状況を確認する。

また、代表施設は、緊急時におけるバス・タクシー等の輸送手段の確保について、あらかじめ二本松市及び協力機関と調整しておくこととする。

表12 地区における保有車両一覧

車 種	台数
普通車両	4
貨物車	1

表13 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在地	連絡先
福島交通(株) 二本松(営)	二本松市上竹	
昭和タクシー	二本松市成田	
丸やタクシー	二本松市金色久保	

(3) 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている施設は、表10のとおりである。

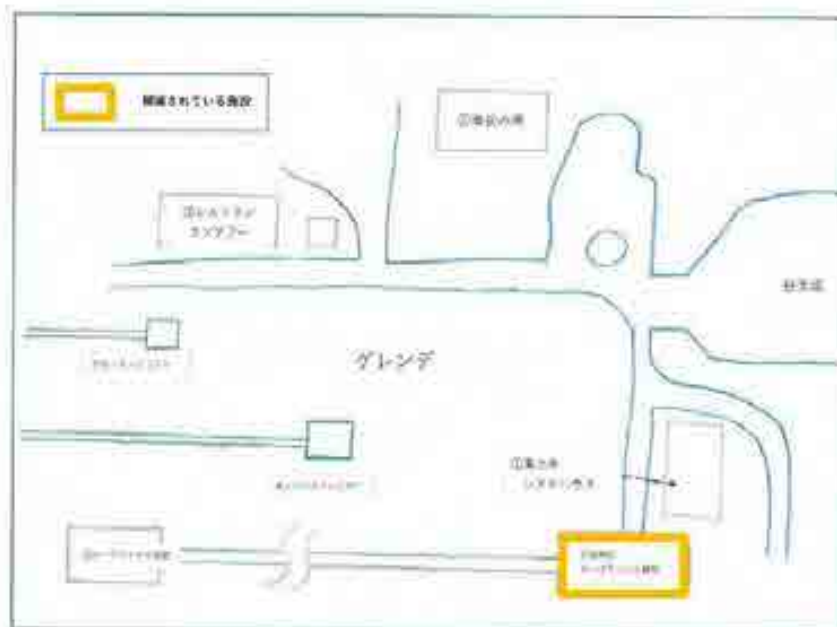


図8 施設位置図(再掲)

8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知

(1) 当施設、地区における研修・訓練の実施

当施設、地区においては、表14のとおり研修・訓練を今後予定していく。
また、訓練を実施した場合は二本松市へ報告をする。

表14 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
従業員研修	毎年 1回	防災対応要員
避難誘導訓練	毎年 1回	防災対応要員 利用者（必要に応じて）
火山防災合同訓練（協議会主催）	適宜	防災対応要員
各種研修会（関係機関主催）	適宜	防災対応要員

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、本計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、本計画を修正する。
- ③ 本計画を変更した場合は、二本松市に報告する。

(3) 当施設、地区における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

その他、福島県・二本松市より掲示物、パンフレット等の提供があった場合は随時配布を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
火山防災マップ	掲示
火山に関するパンフレット・資料等	掲示

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を福島地方気象台に伝達する。連絡先は、表8のとおりである。

別表 1 退避状況集計様式

集計様式				
年 月 日 : 現在				
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

別表 2 退避状況整理様式

No	ゲル -フ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	福島 一郎 (フクシマ イチロウ)	男	40		
	↓	福島 花子 (フクシマ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

9. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

表 1 6 参考とすべき情報等 (例)

収集する 情 報 等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報・ 予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒 レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況 に関する解 説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		
火山活動解 説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概 況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山 月報（防災 編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表



図9 安達太良山噴火警戒レベルと規制範囲（出典：気象庁）



平成21年3月31日運用開始
令和元年9月25日改定

安達太良山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (色)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（紫）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 ●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 （注意） 有史以降の事例なし。
			4（赤）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。警戒区域及び特定地域の避難等が必要。	●火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 ●融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 （注意） 有史以降の事例なし。
警戒	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（黄）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止、入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、警戒区域の避難準備等が必要。	●火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生。またはその可能性。 （注意） 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
			2（橙）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	●火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生。またはその可能性。 （注意） 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（青）	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。 ●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 （注意） 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近距離に位置する。または国立が想定される集落施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町村の地域防災計画等で定められています。
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



図10 安達太良山の噴火警戒レベル（出典：気象庁）

＜各施設掲示用＞

噴火の時は！

奥岳地区にて安達太良山噴火が確認された場合

あだたら高原リゾート

◆行動原則

- ① 噴火を覚知したら周辺の方に大声で避難を呼びかける。
- ② あらゆる事態に臨機に対処できるよう落ち着いて行動する。
- ③ 言語や移動に不安のある方に対し、できる範囲で協力する。

◆突発的噴火を確認したら

「噴火したぞ！」「避難しろ！」と伝え山麓駅に向かう。
「地区内で緊急退避」したのち「地区外へ避難」の二段階避難を原則とする。
噴火発生警報（突発的噴火）と同時に、一次避難・二次避難の二段階避難を原則とする。

【地区内での緊急避難施設】

当地区での緊急避難施設はロープウェイ山麓駅1階です。

【地区外へ避難】

係員の指示に従い、各自の交通手段で避難。
福島県又は、二本松市並びに関係機関より指示があった場合は指示内容を優先する。

◆二次避難の交通手段（徒歩・自家用車以外）

福島交通、昭和タクシー、丸やタクシーの協力をいただいております。

◆地区全体の災害対応の総括（代表施設）

あだたら高原リゾートにて管理 XXXXXXXXXX

富士山噴火時等の避難確保計画

地区名称：精進湖民宿組合

令和元年 1 2 月

目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	5
5. 情報伝達及び避難誘導	8
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く入山規制等 が無い中で、突発的に噴火した場合	8
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した入山規制 等により、避難が必要となった場合	16
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても入山規制の範囲外 で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報 等が発表された場合	18
6. 資器材の配備等	20
7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	25
8. 参考資料	26

1. 計画の目的

精進湖民宿村（以下、「当地区」という。）に立地する表1の施設は、富士河口湖町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定める。

本計画は、地区内施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（以下、「利用者等」という。）の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 地区内施設（避難促進施設）

No.	施設名称（所有者等）	
1	★民宿 丸 慶	
2	民宿 翠明荘	
3	民宿 樹海荘	
4	民宿 岳心荘	
5	民宿 きくみ荘	
6	★民宿 若葉荘	
7	民宿 まるみ荘	
8	民宿 やまか荘	
9	民宿 ちどり荘	
10	民宿 白樺荘	

★：代表施設

2. 施設の位置

表2に、当地区内施設の位置関係を示す。当地区は第2次避難対象エリアに位置しており、噴火警戒レベル4（避難準備）の場合に避難が必要になる。

表2 施設の位置関係

項目		内容
避難対象エリア		第2次避難対象エリア
噴火警戒 レベル	レベル2：火山周辺規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル3：入山規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル4・5：避難準備・避難	<u>範囲内</u> 一部範囲内・範囲外
地区に影響のある火山現象		<u>大きな噴石</u> 火砕流・火砕サージ <u>溶岩流</u> 融雪型火山泥流

図1に、地区の位置図を示す。



図1 地区の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。

当地区にある施設の従業員数、最大利用者数、当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等の想定人数は、表3、表4のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等
(日中のピーク：毎年8月の20日前後頃を想定)

※文部科学大臣杯ジュニアカヌー選手権大会開催時（精進湖）

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
宿泊施設	① 民宿 丸慶	4人	32人	
	② 民宿 翠明荘	5人	30人	
	③ 民宿 樹海荘	4人	34人	
	④ 民宿 岳心荘	3人	30人	
	⑤ 民宿 きくみ荘	3人	31人	
	⑥ 民宿 若葉荘	3人	30人	
	⑦ 民宿 まるみ荘	2人	30人	
	⑧ 民宿 やまか荘	5人	40人	
	⑨ 民宿 ちどり荘	3人	35人	
	⑩ 民宿 白樺荘	2人	20人	
合計		34人	312人	※

※毎年10月に「富士山原始林トレイルラン in 精進湖・本栖湖」が旧精進小学校をメイン会場に開催されている。参加者：約600名（民宿利用者含む）

表 4 避難を確保すべき利用者等
(夜間のピーク：毎年 8 月の 20 日前後頃を想定)

※文部科学大臣杯ジュニアカヌー選手権大会開催時(精進湖)

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
宿泊施設	① 民宿 丸慶	3 人	32 人	
	② 民宿 翠明荘	4 人	30 人	
	③ 民宿 樹海荘	4 人	34 人	
	④ 民宿 岳心荘	3 人	30 人	
	⑤ 民宿 きくみ荘	3 人	31 人	
	⑥ 民宿 若葉荘	3 人	30 人	
	⑦ 民宿 まるみ荘	2 人	30 人	
	⑧ 民宿 やまか荘	4 人	40 人	
	⑨ 民宿 ちどり荘	3 人	35 人	
	⑩ 民宿 白樺荘	2 人	20 人	
合計		31 人	312 人	※

※毎年 10 月に「富士山原始林トレイルラン in 精進湖・本栖湖」が旧精進小学校をメイン会場に開催されている。参加者：約 600 名(民宿利用者含む)

当地区の施設位置図を図 2 に示す。

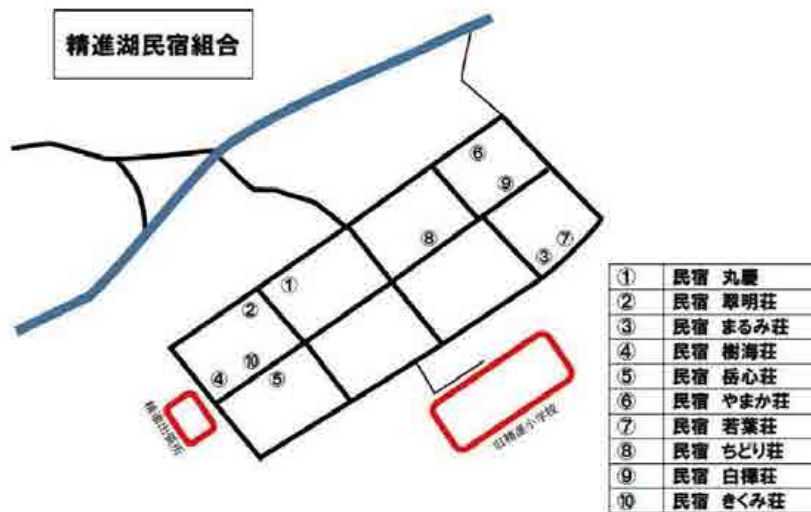


図 2 施設位置図

4. 防災体制

当地区の噴火時等の体制は、表5のとおりである。

表5 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織	
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	★民宿 丸慶、若葉荘 以下の班体制を各施設でとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	左記以外の各民宿について、管理者は情報収集・伝達、避難誘導活動に従事する。
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合			
噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	★民宿 丸慶、若葉荘 以下の班体制を各施設でとる。 ・統括管理者 ・情報班	左記以外の各民宿について、管理者は情報収集・伝達活動に従事する。

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、図3の体制をとり災害対応にあたる。

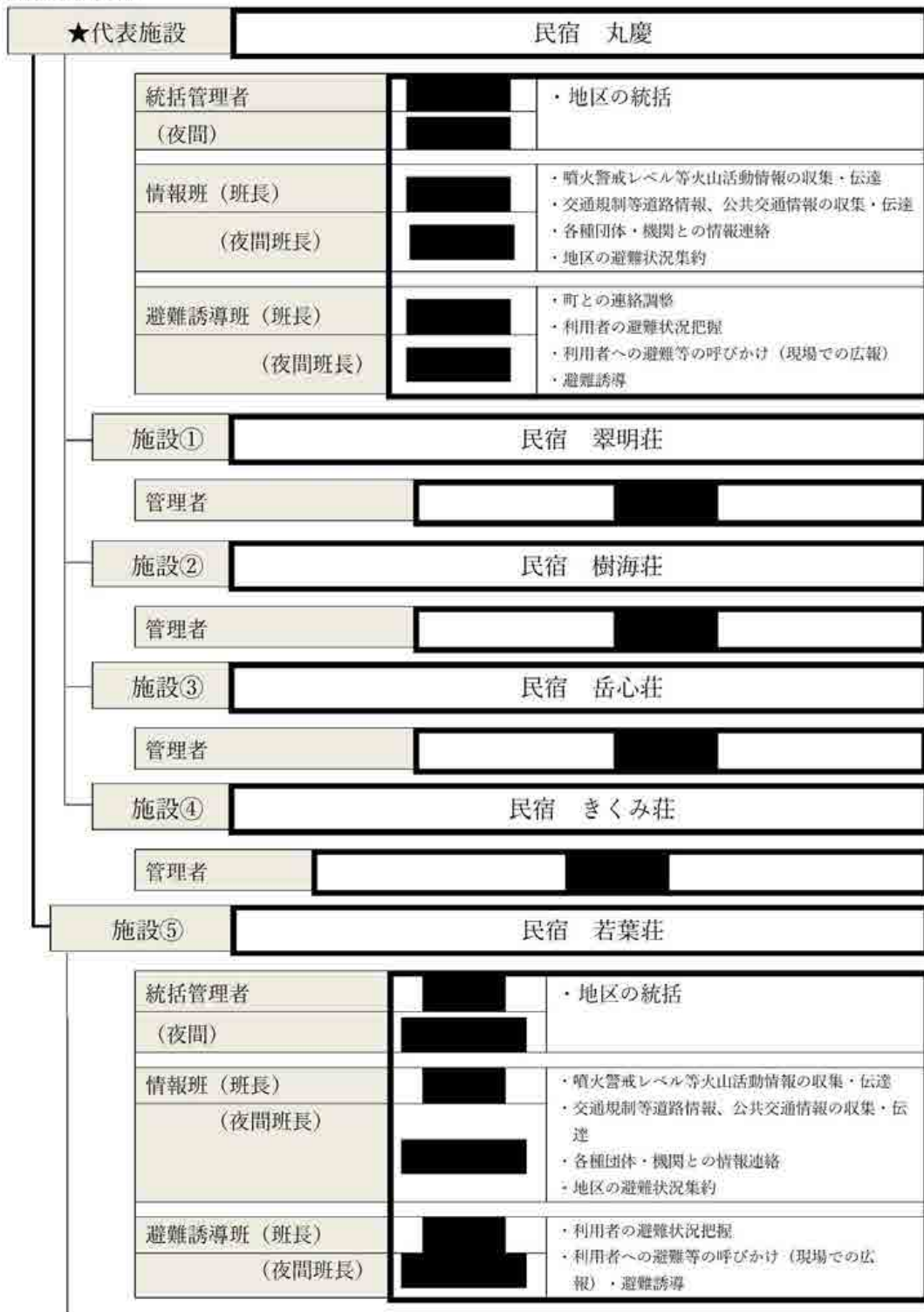




図3 地区の体制図

施設の管理者が不在の場合等には表6の者が統括管理者の代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	代表者名				
	★丸慶	翠明荘	樹海荘	岳心荘	きくみ荘
第1位	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り
第2位	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り
代理順位	代表者名				
	★若葉荘	まるみ荘	やまか荘	ちどり荘	白樺荘
第1位	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り
第2位	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り	黒塗り

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く入山規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、表7、図4のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ一報を連絡する。
②災害対応体制の確立	災害対応体制をとり、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。 富士河口湖町に噴火の発生を伝達する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。
③町との協議	町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など） ・各施設及び周辺の被害状況	

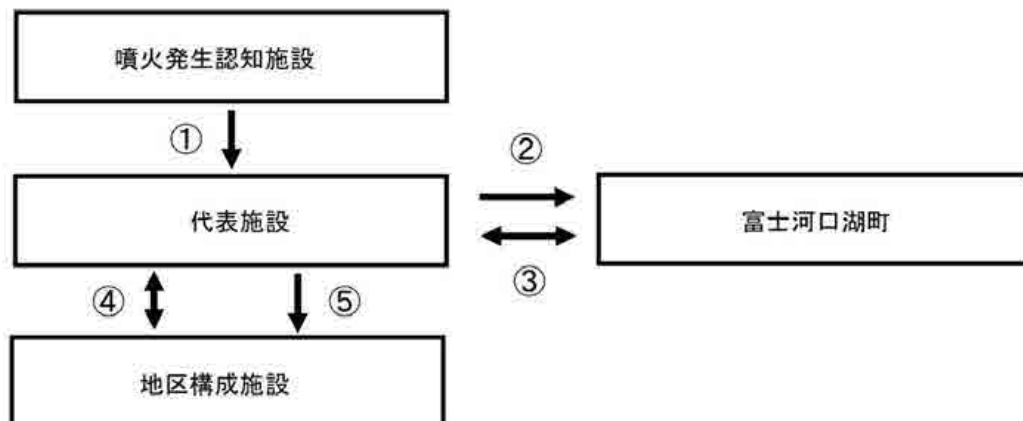


図4 緊急連絡の流れ

各施設及び関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は、表8のとおりである。

表8 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	施設名		連絡先	代表者
代表施設	★民宿 丸慶			
地区構成施設		民宿 翠明荘		
		民宿 樹海荘		
		民宿 岳心荘		
		民宿 きくみ荘		
	民宿 若葉荘			
		民宿 まるみ荘		
		民宿 やまか荘		
		民宿 ちどり荘		
		民宿 白樺荘		
連絡先（外部機関との窓口）	富士河口湖町		地域防災課電話番号 ：	地域防災課長
参考 （防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関）	その他 関係 機関	富士吉田警察署		警備課
		河口湖消防署		
		甲府地方気象台		防災担当
		富士急行㈱		
	輸送 機関			

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

地区共同の屋外スピーカーは、丸慶、もしくはその指名する者が操作し、広報する。
文案を下記に示す。

また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。繰り返します……

地区内で、利用者等の避難誘導先となる屋内退避施設の位置図を図5に示す。

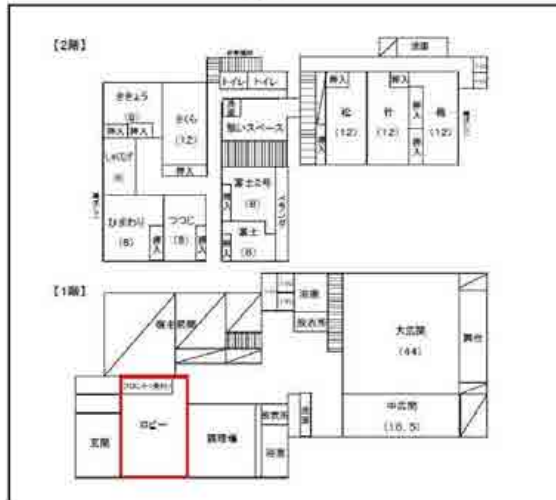


図5 施設位置図

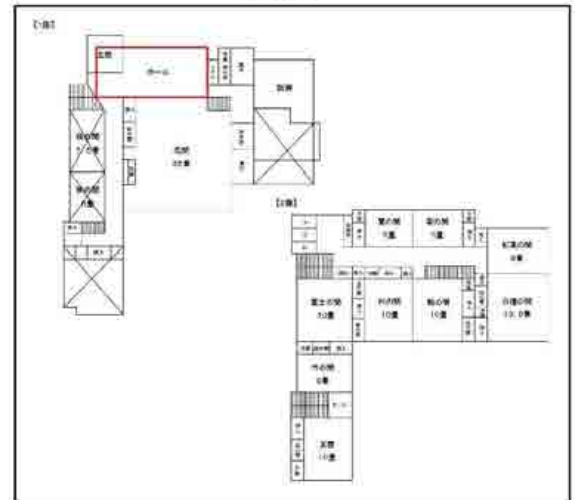
施設（各民宿）は、利用者や建物内の緊急避難者に、マスクを配布するとともに、建物内のより安全な場所（基本的に、屋根が補強されている場所（詳細は別紙）。緊急避難者が入りきれない場合には1階か、火口からより遠い場所）などへの誘導を行う。

屋根が補強されている場所への経路図は別紙のとおり。

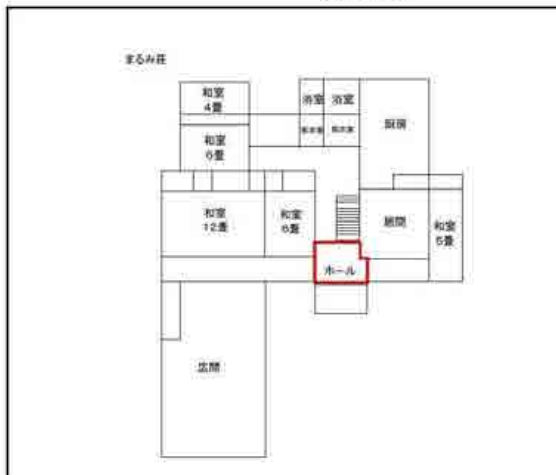
丸慶



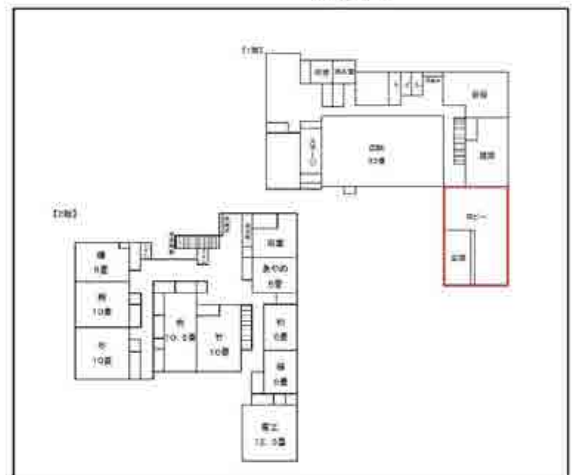
翠明荘



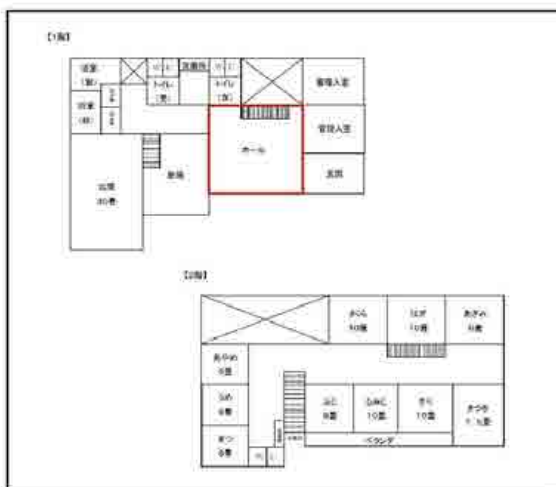
まるみ荘



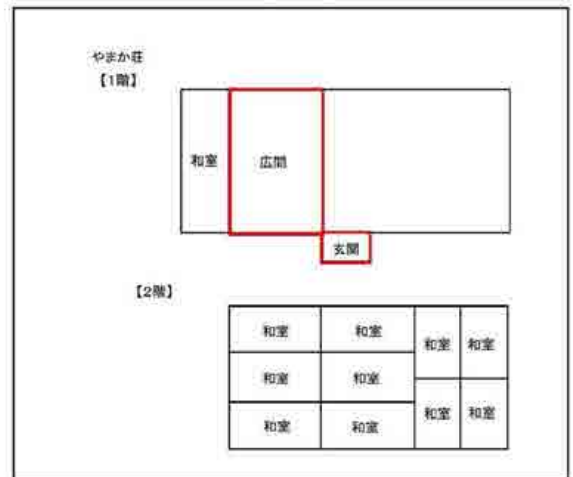
樹海荘



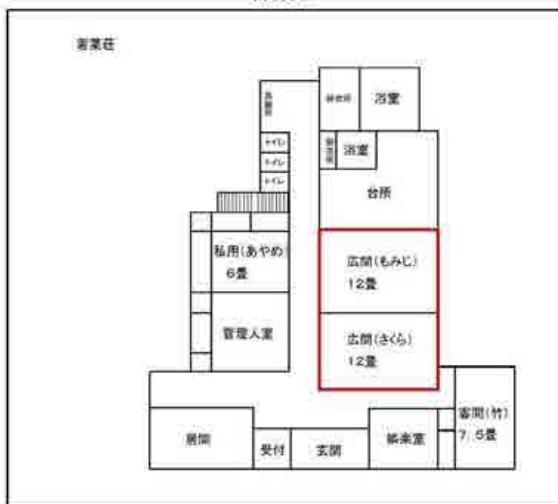
岳心荘



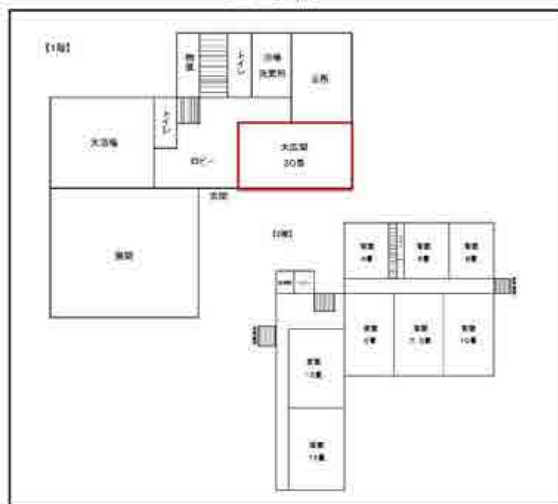
やまか荘



若葉莊



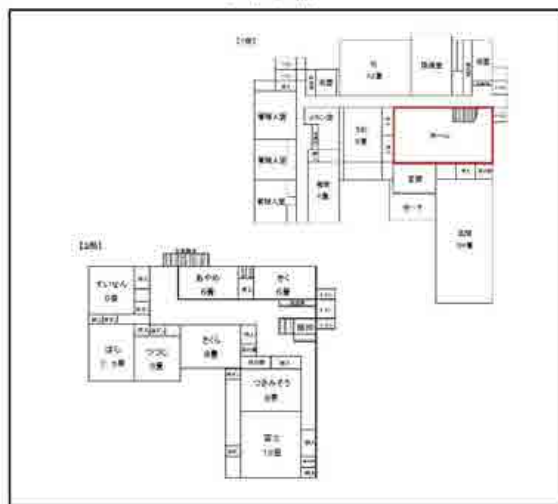
ちどり荘



白樺莊



きくみ荘



(3) 施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）

屋根の補強工事などが完了していない施設は、噴石の飛散状況など、火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、安全が確保できる場合、建物内の緊急退避者と一緒に、より頑丈な旧精進小学校体育館、旧精進湖小学校校舎、精進出張所へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者に車両の手配等の応援要請を行う。

当地区で屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設は表9のとおり。

表9 地区における屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
旧精進小学校体育館	200 人	
旧精進小学校校舎	200 人	
精進出張所	100 人	

施設を移動した後は、移動先の統括管理者の指示に従い緊急退避者の対応にあたる。

(4) 退避者状況の把握・整理

各施設は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を別表1、別表2を用いて可能な限り把握・整理する。

代表施設は、地区構成施設と連絡をとり、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

(5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

(6) 規制範囲外への避難

緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、富士河口湖町と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は精進湖県営駐車場とし、規制範囲外への避難経路は図6のとおりとする。



図6 避難先と避難経路

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段での規制範囲外への避難を基本とする。ただし、富士河口湖町から指示があった場合は、この限りではない。

規制範囲外への避難の手順は表 10 のとおり。

表 10 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①緊急退避者の状況把握	避難手段がない緊急退避者の状況を地区全体で整理、集約する。	避難手段がない緊急退避者の状況を整理し、代表施設と情報を共有する。
②避難	各施設が保有する車両に分乗し避難させる。	
③町との協議	各施設が保有する車両で足りない場合、富士河口湖町との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。	

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した入山規制等により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

表 11 当地区として行いう情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設	町
1 代表施設への連絡			代表施設へ連絡を行う。 ・噴火警戒レベルの引き上げ ・入山規制の実施通知
②災害対応体制の確立	町からの第一報をもとに災害対応体制を取り、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。	避難計画に基づき入山規制を実施する。
③町との協議	町と随時、情報収集・伝達に努め、避難等の実施について協議を行う。 ・避難対応の実施		避難勧告・避難指示等を伝達する。
④地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など）		

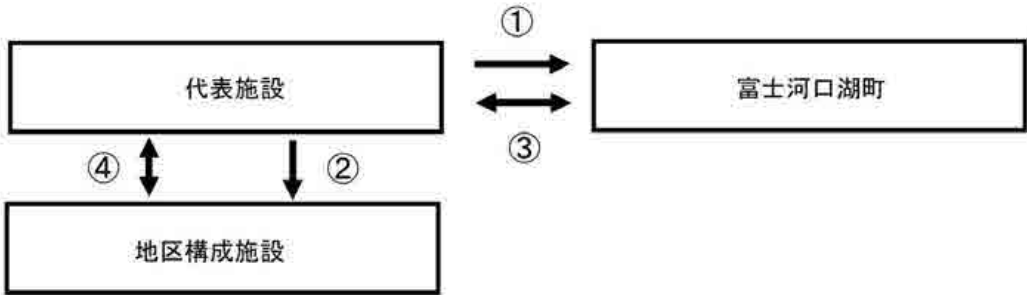


図 7 緊急連絡の流れ

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達

規制範囲外へ避難が必要となった場合、各施設は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示が発令し、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。地区共同の屋外スピーカーは、民宿「丸慶」が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈施設の屋外空間及び建物内への広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に入山規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに甲府方面に避難してください。避難に際しては、富士河口湖町や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉



「5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。

②規制範囲外への避難の実施

利用者等を規制範囲外に避難させるための避難経路については図6のとおり。避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。

ただし、富士河口湖町から指示があった場合は、この限りではない。

規制範囲外への避難の手順は表12のとおり。

表12 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
②町との協議	避難手段のない利用者がある場合、富士河口湖町との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。	
③残留者の確認	施設内外に残留者がいないか確認する。	

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても入山立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

表 13 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設	町
①代表施設への連絡			代表施設への連絡を行う。 ・噴火警戒レベルの引き上げ ・入山規制の実施通知 ・臨時の解説情報
②災害対応体制の確立	町からの第一報をもとに情報収集体制を取り、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制を取る。	
③町との協議	町と、避難等の実施に係る以下の協議を随時実施する。 ・情報収集・伝達		
④地区内での情報の共有	館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや入山規制実施したこと、臨時の解説情報が発表されたことを伝達する。		

(2) 利用者等への情報伝達

各施設は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制実施したこと、臨時の解説情報が発表されたことを伝える。地区共同の屋外スピーカーは、民宿「丸慶」が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかります。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、当地区は、規制範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や富士河口湖町や気象庁等から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から富士山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や富士河口湖町や気象庁等から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・・

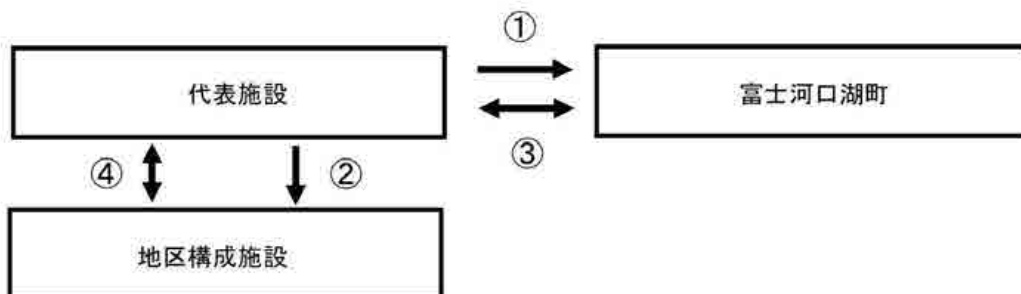


図8 緊急連絡の流れ

6. 資器材の配備等

(1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、表 14 のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表 14 当施設の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

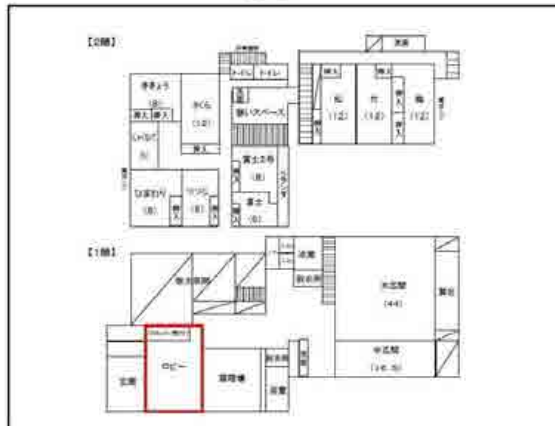
活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	ファクス		
	防災無線戸別受信機		
	インターネット端末		
避難誘導	メガホン		
	案内旗		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
	医薬品		
その他	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
	立入禁止テープ		

表 14 については、各施設が保有、備蓄している物資等であり、個別の施設の避難確保計画に記載する。

② 建物内のより安全な場所

民宿の建物内のより安全な場所（候補場所も含む）は図 10 のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

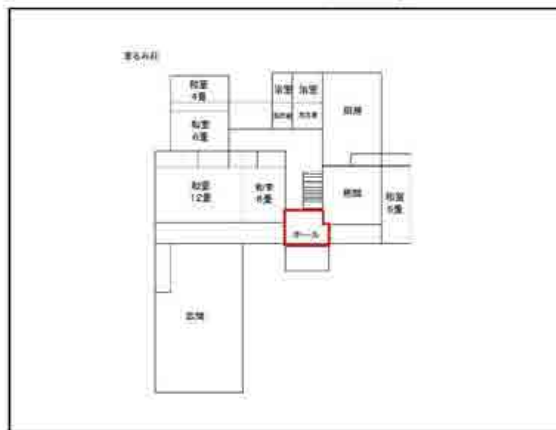
丸慶



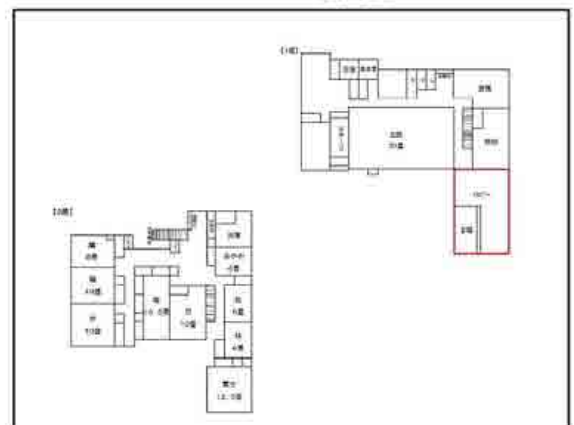
翠明荘



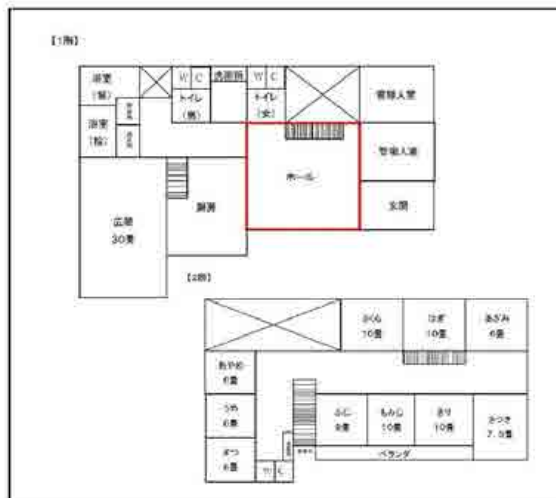
まるみ荘



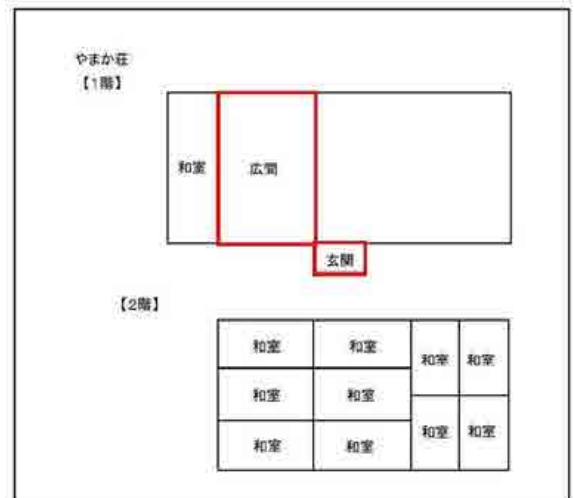
樹海荘



岳心荘



やまか荘



(2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区における避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、表 15 のとおりである。代表施設は、毎年 4 月に各施設に報告を求め、更新する。

表 15 地区における資器材、備蓄物資一覧

資器材等	丸 慶	翠 明 荘	樹 海 荘	岳 心 荘	き く み 荘	若 葉 荘	ま る み 荘	や ま か 荘	ち ど り 荘	白 樺 荘	合 計
メガホン											
マスク	50			50	60	20	20	40	30	130	
水	24			24	40		24	40	6		
食料							50	40		100	
寝具・防寒具	50	25	50	20	50	10	50	50	45	30	
医薬品	1	1		1		1	1	3	1	1	
自家発電装置			1		1			1	1		
自家発電用燃料 (予備)	10 ℓ				18 ℓ				20 ℓ		
予備電池	25	15		10	15	30	20	10	21	20	
懐中電灯	5	3		2	10	3	5	10	5	2	
電池式照明器具		2					3	5		2	

② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は表 16 のとおりである。

代表施設は、毎年〇月に各施設に報告を求め、更新する。

代表施設は、緊急時におけるバス等の輸送手段の確保については、あらかじめ〇〇町と調整し確認しておく。

表 16 地区における保有車両一覧

車種	丸 慶	翠 明 荘	樹 海 荘	岳 心 荘	き く み 荘	若 葉 荘	ま る み 荘	や ま か 荘	ち ど り 荘	白 樺 荘	合 計
普通車両	2	2	3	2	3	2	3	3	3	1	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 17 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所 在	連絡先
富士急バス(株)	富士河口湖町小立 4837	
イビシタクシー(株)	富士河口湖町船津 4095-1	

③ 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている施設は、表 9 のとおりである。

7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

(1) 当施設、地区における研修・訓練の実施

当施設、地区においては、表 18 の研修・訓練を実施する。

表 18 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
総合防災訓練（富士河口湖町主催）	毎年 9 月	全員
避難訓練（火山防災協議会主催）	毎年 10 月	防災対応要員
研修会・防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、富士河口湖町に報告する。

(3) 当施設における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

表 19 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
富士山火山防災ハザードマップ	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布
富士山噴火時の行動手順	掲示と配布

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を甲府地方気象台に伝達する。連絡先は、表 8 のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

表 20 参考とすべき情報等（例）

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報・ 予報	噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。 噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒 レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火山の状況 に関する解 説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解 説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概 況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山 月報（防災 編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。	国土交通省	
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表



図9 富士山の噴火警戒レベルに対応した規制範囲



平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、振動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去の事例 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1）ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとす。

注2）ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所が現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



図10 富士山の噴火警戒レベル

(3) 退避状況集計・整理様式

別表 1 退避状況集計様式

整理様式				年 月 日 : 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

別表 2 退避状況整理様式

No	グ ー ド	氏名 (フリガナ)	性 別	年 齢	負 傷	備 考
記 載 例	↑ ↓	富士 一郎 (フジ イチロウ)	男	40		
		富士 花子 (フジ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

(4) 富士山噴火時の行動手順 (多言語版)

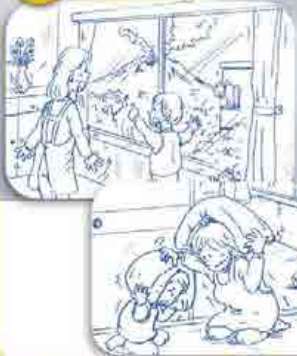
富士山噴火時の行動手順

Action manual when Mt. Fuji erupted

Mt. Fuji eruption

Action manual

1 Protect yourself indoors



● 慌てて外に飛び出さないでください。

英 Don't rush outside in a hurry.

中 切勿驚慌奔逃到室外 / 切勿驚慌奔逃到室外

韓 당황해서 밖으로 뛰어 나오지 말아 주십시오.

● 身の回りのもので落下物から頭を守ってください。

英 Protect your head from (the danger of) falling objects.

中 請保護頭部免於被掉落物品砸傷 / 請保護頭部免於被掉落物品砸傷

韓 자신의 주변 물건으로 낙하물로부터 머리를 지켜 주십시오.

2 Move to the Safety evacuation area



● 従業員の指示には必ず従ってください。

英 Act calmly and follow instructions from staff.

中 請按照工作人員的指示行動 / 請按照工作人員的指示行動

韓 종업원의 지시에는 반드시 따라 주십시오.

See the map on the back

3 Actively collect information



● 必要な情報・わからないこと・不安なことは従業員に訊ねてください。

英 Do not hesitate to contact us whenever you need information, have any questions or face any problems.

中 若有任何應獲知的資訊、疑問或感到不安，請聯繫工作人員 / 若有任何應獲知的資訊、疑問或感到不安，請聯繫工作人員

韓 필요한 정보·모르는 것·불안한 것은 종업원에게 물어 주십시오.

言語表記：
自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン（観光・宿泊施設の皆さまに向けて）（平成26年10月 国土交通省観光庁）
訪日外国人旅行者の宿泊施設における災害時初動対応マニュアル（九州地方運輸局）

図 11 富士山噴火時の行動手順（表面）



Japan Tourism Agency

Japan
Tourism
Discover

Welcome to Japan. Travel safely. We are here to help.

欢迎来到日本！
请您在旅途中注意安全。
我们会竭尽全力帮助您。

歡迎來到日本！
請您在旅途中注意安全。
我們會竭盡全力幫助您。

일본에 오신 것을 환영합니다.
안전한 여행 되세요.
저희가 당신을 돕겠습니다.

Latest Travel Information and News
最新の旅行情報と最新の観光情報と最新の 여행정보 뉴스

Just in Case ...

JNTO Twitter
@JapanSafeTravel
(English)

Follow "Japan Safe Travel" for safety tips and latest information on natural disasters.

JNTO Official Website

JNTO Official Website
www.japan.travel/en
(English)

Check the "Important Notice" section.

Get Latest News

NHK WORLD-JAPAN
nhk.jp/world
(English)

International broadcasting by Japan's public broadcaster.
Check the World news regarding natural disasters and other unexpected events.

When You Are Feeling Sick

List of Medical Institutions
医疗机构/醫療機關/의료기관
www.jnto.go.jp/emergency
(English/中文/한국어)

Search for medical institutions by a clinical department and a language.

JNTO Japan Visitor Hotline
新賓客ホットライン/新賓客諮詢專線/일본 방문자 핫라인

050-3816-2787

(English/ 中文 / 한국어)
(24 hours a day)

Police
警察 경찰
110
(24 hours a day, at no charge)

Ambulances/ Fire Service
急救/消防 구급/소방
119
(24 hours a day, at no charge)

出典：観光庁「Safety Information Card」

图 12 富士山噴火時の行動手順（裏面）

292

噴火の時は！

精進湖民宿村に火山噴火に伴う噴石等が確認された場合

◆避難に対しての考え方

- ①噴火を覚知したら、周囲の方に大声で避難を呼びかけましょう。
- ②あらゆる事態に臨機に対処できるよう落ち着いて行動しましょう。
- ③言語や移動に不安のある方に対し、可能な範囲で協力し合いましょう。

◆突発噴火を確認したら

一次避難・二次避難の二段階避難を原則とする。

【一次避難】屋外や木造建物2階以上にいた場合、（堅牢な施設）や木造建物1階に避難。

【二次避難】一次避難後の状況により、あらゆる交通手段にて、国道139号線を横断し精進湖畔道路を経て、精進湖北岸の県営駐車場へ避難。

◆二次避難の交通手段（徒歩・自家用車以外）

富士急バス（株）、イビシタクシー（株）、陸上自衛隊第1特科隊の協力をいただいております。

◆地区全体の災害対応の総括（代表施設）

民宿「丸慶」にて統括管理

◆緊急時連絡先

民宿「若葉荘」

担当：